

（仮称）流山市こども計画 （素案）

令和7年（2025年） 月

流山市

※本計画（素案）には、一部調整中の内容を含みます。

はじめに

後日市長コメントを追加予定

令和7年（2025年） 月
流山市長 井崎 義治

目 次

第1章 計画策定の背景と考え方.....	1
1 国の動向.....	1
2 千葉県の動向.....	3
3 流山市の状況.....	4
4 計画策定の考え方.....	5
5 計画の位置づけ.....	6
6 計画期間・計画の対象.....	8
第2章 本市のこども・子育てを取り巻く現状と課題.....	9
1 人口動態.....	9
2 少子化の動向.....	15
3 保育環境・教育環境の状況.....	22
4 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況.....	26
5 各種調査からみる流山市の現状.....	29
6 各種調査等から見られる流山市の課題.....	43
第3章 こども計画の基本理念と基本的な考え方.....	45
1 基本的考え方.....	45
2 基本理念.....	45
3 基本目標.....	47
4 施策の体系.....	48
第4章 こども・子育て施策の展開.....	50
1 重点事業.....	50
2 施策の展開.....	51
基本目標1 こどもの権利を保障し、こどもの健やかな育ちの支援.....	51
基本目標2 こどもを安心して生み育てるための支援体制の強化.....	63
基本目標3 こどもと子育て家庭を支える教育・保育環境の充実.....	81
基本目標4 すべてのこども・若者の自立と社会参加の支援.....	91
基本目標5 こども・若者の育ちを地域全体で支える環境づくり.....	98
基本目標6 こどもの権利を守る仕組みづくり.....	106
第5章 子ども・子育て支援事業計画.....	108
1 子ども・子育て支援事業計画.....	108
2 区域設定.....	109

3	教育・保育の量の見込みと確保方策.....	110
4	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	116
5	障害児に対する障害福祉サービスの量の見込みと確保方策.....	127
第6章 計画の推進.....		131
資料編.....		132
1	計画策定の経過.....	132
2	流山市子ども・子育て会議委員.....	134
3	子育てにやさしいまちづくり条例.....	135
4	用語集.....	136

第1章 計画策定の背景と考え方

I 国の動向

○こども政策の新たな推進体制に関する基本方針の決定

国においては、人口減少、少子高齢化の進行が止まらず、年少人口、生産年齢人口の減少と高齢人口の増加が続いています。このような現状を踏まえ、令和3年（2021年）12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定されました。基本方針では、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、こどもの視点でこどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする社会を目指すこととしています。

○子ども・若者育成支援推進大綱の策定

令和3年（2021年）4月には、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）に基づく大綱として、第3次となる「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されました。大綱では、すべてのこども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指し、こども・若者の意見表明や社会参画を促進しつつ、社会総掛かりでこども・若者の健全育成に取り組んでいくこととしています。

○こども基本法（令和4年法律第77号）の施行及びこども大綱、こども未来戦略の策定

令和4年（2022年）6月には、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が成立し、翌令和5年（2023年）4月に施行されました。同法では、日本国憲法および児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。

令和5年（2023年）6月には、「こどもまんなか社会」の実現を目的として、内閣府や厚生労働省の関係部局を一元化したこども家庭庁が発足しました。

また、同年12月には、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。本大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めたものです。大綱では、すべてのこども・若者が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図ら



○学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法）（令和6年法律第69号）の制定

令和6年（2024年）6月に成立・公布された「こども性暴力防止法」では、こどもへの性被害を防止する目的で創設され、いわゆる日本版 DBS 法として、保育所や児童養護施設、障害児施設、学校等において従事する人の性犯罪歴の確認が義務づけられ、性犯罪者の就労を事実上制限する取組が令和8年度中に施行されます。

2 千葉県の動向

千葉県では、子ども・子育て支援法に基づき市町村が行う幼児期の教育・保育等の提供体制の計画的な整備を支援する「千葉県子ども・子育て支援事業支援計画」と、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づきこどもが健やかに生まれ育成される社会の実現に向けたこどもと子育て家庭への支援に関する施策の方向性や目標を定めた「新千葉県次世代育成支援行動計画（前期計画）」を継承する一体的な計画として、令和2年（2020年）3月に、「千葉県子ども・子育て支援プラン2020」を策定しました。また、子どもの貧困対策を総合的に推進する「千葉県子どもの貧困対策推進計画」を令和2年（2020年）8月に策定しました。

また、多様化・複雑化する青少年問題に的確に対応し、社会全体でこども・若者の成長を支える社会づくりに取り組むため、令和5年（2023年）3月に「第4次千葉県青少年総合プラン」を策定しました。



3 流山市の状況

本市は、平成17年（2005年）につくばエクスプレスが開業し、つくばエクスプレス沿線開発に伴うまちづくりに合わせ、「都心から一番近い森のまち」をイメージとして掲げ、共働き子育て世帯をメインターゲットとしたシティプロモーションなどを進めた結果、人口は、つくばエクスプレス開業時の約15万2千人から、令和6年（2024年）4月には約21万1千人と、約6万人増加しています。

本市においては、平成20年（2008年）4月に「流山市子育てにやさしいまちづくり条例（平成19年9月28日条例第39号）」を制定し、次代を担うこどもたちが健やかに生まれ育つ環境の整備の基本方針等を定めました。

さらに、子ども・子育て支援法において、市町村に策定が義務付けられている「子ども・子育て支援事業計画」について、平成27年（2015年）3月に「流山市次世代育成支援行動計画」と一体的に「子どもをみんなで育む計画（以下、「第1期計画」という。）」を策定しました。

第1期計画では、「子どもの最善の利益が実現され すべての子どもが健やかに育ち 地域全体で子育てできるまち 流山」を基本理念とし、「流山市総合計画」や「流山市第5期障害福祉計画・流山市第1期障害児福祉計画」等との整合を図り、各種事業の推進を行いました。

また、令和2年（2020年）3月には「第2期子どもをみんなで育む計画」（以下、「第2期計画」という。）を策定し、次世代育成支援対策推進法及び第1期計画の基本理念等を引き継ぎながら、本市におけるこども・子育て支援の一層の推進を図りました。

第2期計画においては、待機児童の解消及び更なる保育需要の増大への対応を目的として、認可保育所等の整備を進めるとともに、送迎保育ステーションの活用により、令和6年（2024年）4月時点で、待機児童数は0人となっています。また、核家族化、地域とのつながりの希薄化などにより、家族などから家事・育児の援助が十分に受けられず、不安を持つ妊産婦や子育て家庭からの相談が増えているため、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のないサポート環境の充実と、地域ぐるみで子育てをサポートする体制づくりを進めてきました。さらに、保護者が就労などにより昼間家庭にいない世帯の増加を踏まえ、すべての小学校区に学童クラブを設置しており、人口増や保護者の就労環境の変化などにより、今後も利用者の増加が見込まれます。また、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、子ども医療費助成制度について、令和5年（2023年）4月診療分から、対象を中学校3年生から高校3年生まで拡大しました。

こどもや子育て家庭を取り巻く課題は多様化しているため、状況に応じて対応していくことが求められます。



市は、こどもの心豊かで健やかな育ちや子育てを支援し、こどもがいかなる環境、家庭状況にあっても分け隔てなく大切にされ、こどもにとって最も良いことは何かを第一に考え、自分らしく安心して生きることができる、すべてのこどもにやさしいまちづくりの実現を目指します。

こども基本法において、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義されています。同法の基本理念において、全てのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう「こども」表記がされているため、本計画においては、特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いることとします。

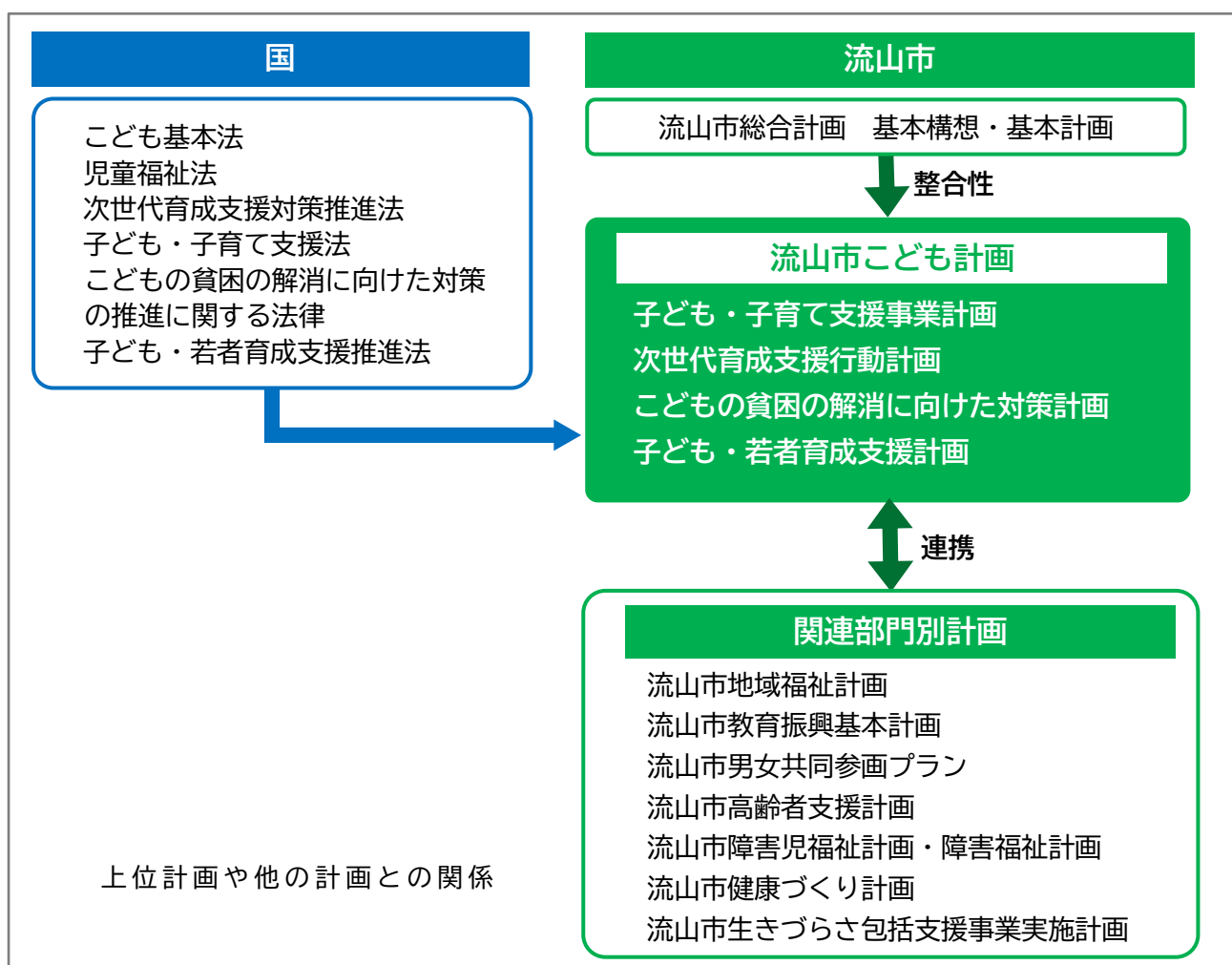
- ・法令に根拠がある語を用いる場合
- ・固有名詞を用いる場合
- ・他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

5 計画の位置づけ

(1) 計画の位置付け

本計画は、「流山市総合計画」を上位計画とし、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」として策定します。また、こどもに関する以下の法定計画と一体のものとする総合的な計画とします。

- ・子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」
- ・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策計画」
- ・子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者育成支援計画」



(2) こどもにやさしいまちづくり（ユニセフ）について

「こどもにやさしいまち」とは、こどもの最善の利益を図るべく、子どもの権利条約に明記されたこどもの権利を満たすために、積極的に取り組むまちのことです。ユニセフでは、ユニセフ日本型こどもにやさしいまちの構成要素として以下の10項目を挙げています。

- ①こどもの参画 こどもの意見を聞きながら、意思決定過程に加わるように積極的参加を促すこと
- ②こどもにやさしい法的枠組み こどもの権利を遵守するように法制度的な枠組みと手続きを保障すること
- ③都市全体にこどもの権利を保障する施策 子どもの権利条約に基づき、こどもにやさしいまちの詳細な総合計画と行動計画を定めて実施すること
- ④こどもの権利部門または調整機構 こどもたちの将来を見据えて、地方自治体の中に優先すべきことを保障する永続的仕組みを構築すること
- ⑤こどもへの影響評価 こどもに関わる法律や施策、そして事業について実施前、実施中そして実施後にこどもへの影響を評価する制度化された手続きが保障されること
- ⑥こどもに関する予算 こどものために適当な資源と予算が使われているかが調査されることを保障すること
- ⑦こどもの報告書の定期的発行 こどもたちとこどもの権利についての実情について十分なモニタリングとデータ収集が保障されること
- ⑧こどもの権利の広報 大人やこどもの間にこどもの権利について気づくことを保障すること
- ⑨こどものための独自の活動 こどものオンブズマン、こどものコミッショナーなど、こどもの権利を促進するために活動しているNGOや独立した人権団体の支援をすること
- ⑩当該自治体にとって特有の項目 人口、産業形態、地理的状況など、自治体固有の課題や強みを考慮して設定した取り組みを推進していくこと

出典：子どもにやさしいまちとは？（ユニセフホームページ）

(3) 持続可能な開発目標（SDGs）との関連

SDGsとは、平成27年（2015年）国連サミットで採択された国際社会全体の開発目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール（目標）・169のターゲット（取り組み）から構成されており、そのうち本計画と関連性が高い目標として、以下の枠で囲んだ目標が挙げられます。



出典：持続可能な開発目標（SDGs）推進本部資料



6 計画期間・計画の対象

(1) 計画期間

計画の期間は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間で1期として策定します。なお、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」については、状況に応じて中間年度（令和9年度（2027年度））に計画の見直しを行います。

令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
前計画 第2期流山市子どもをみんなで育む計画 子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画					本計画 流山市こども計画 子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画 こどもの貧困の解消に向けた対策計画 子ども・若者育成支援計画				

(2) 計画の対象

本計画の対象は、こども・若者や妊娠期の方及び子育て家庭を対象とします。計画の対象となるこども・若者は、原則として0歳から概ね29歳までとします。

	0歳	15歳	18歳	29歳
こども				
若者				

こども・若者の対象年齢イメージ



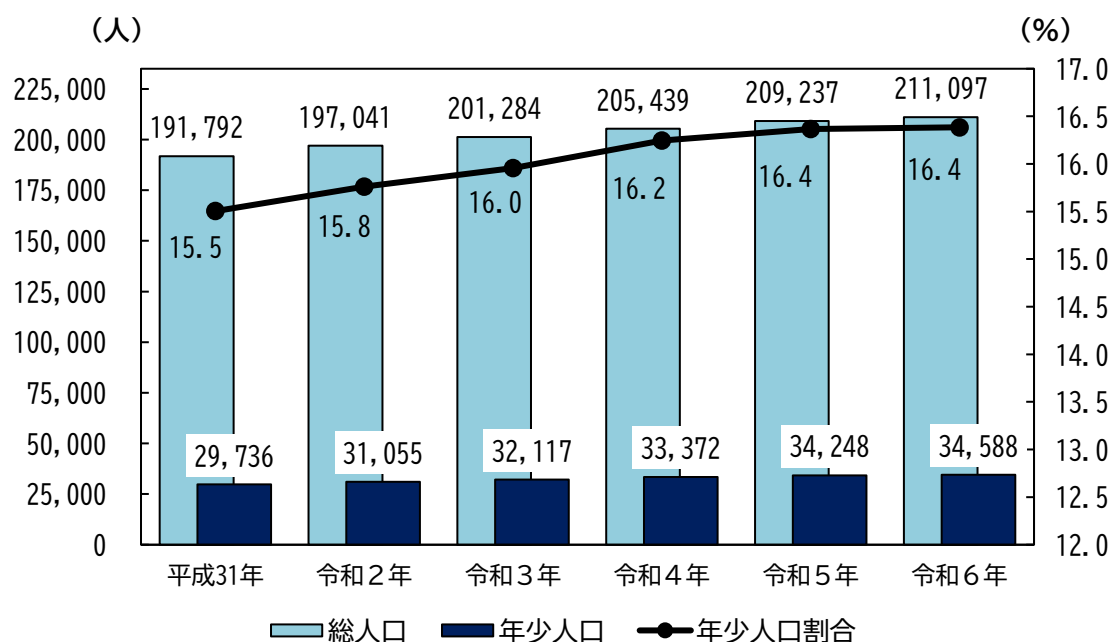
第2章 本市のこども・子育てを取り巻く現状と課題

Ⅰ 人口動態

流山市では、平成17年（2005年）につくばエクスプレスが開業し、沿線開発に伴う駅周辺のマンションや戸建て住宅の建設が進みました。本市は住民誘致のメインターゲットを共働きの子育て世代と定め、認可保育所等の新設・増設や送迎保育ステーションなど積極的なこども・子育て施策を進めてきました。

(1) 総人口と年少人口の推移

流山市の人口は、令和6年（2024年）4月1日現在、211,097人と増加傾向で推移しています。年少人口（15歳未満）は、平成31年（2019年）の29,736人から令和6年（2024年）には34,588人となり、4,852人増加しています。年少人口割合は、令和6年（2024年）で16.4%と増加傾向となっています。

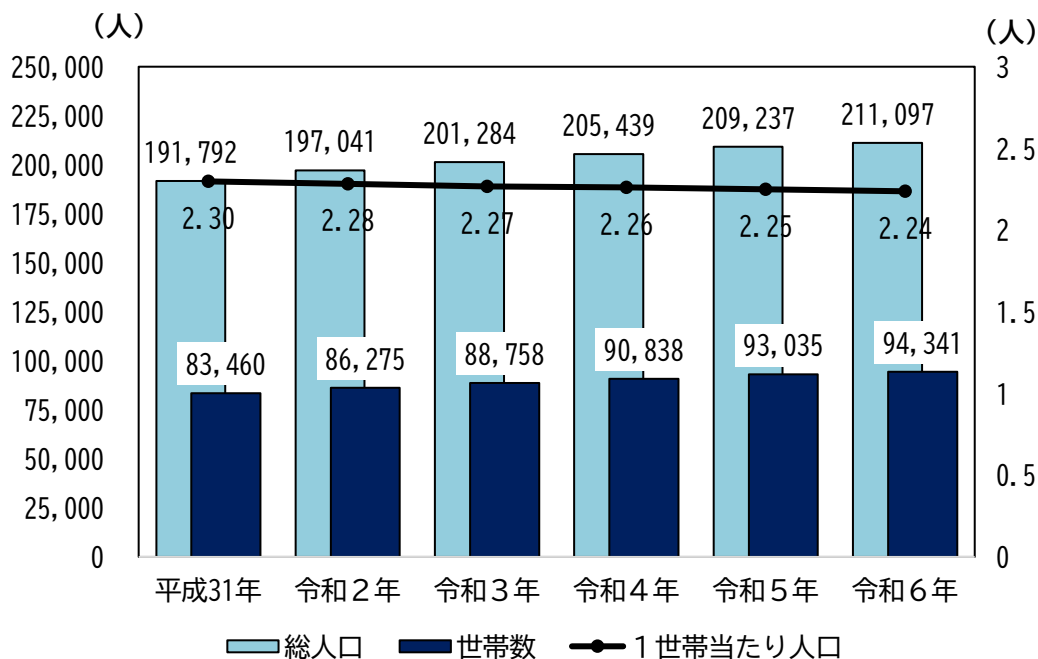


出典：流山市 年齢別町丁字別人口（各年4月1日現在）



（2）世帯数及び1世帯当たり人員の推移

世帯数は、令和6年（2024年）4月1日時点で94,341世帯となっており、平成31年（2019年）から10,881世帯増加しています。一方、1世帯当たり人員は減少傾向で推移しており、令和6年（2024年）4月1日現在の1世帯当たりの人員は2.24人となっています。



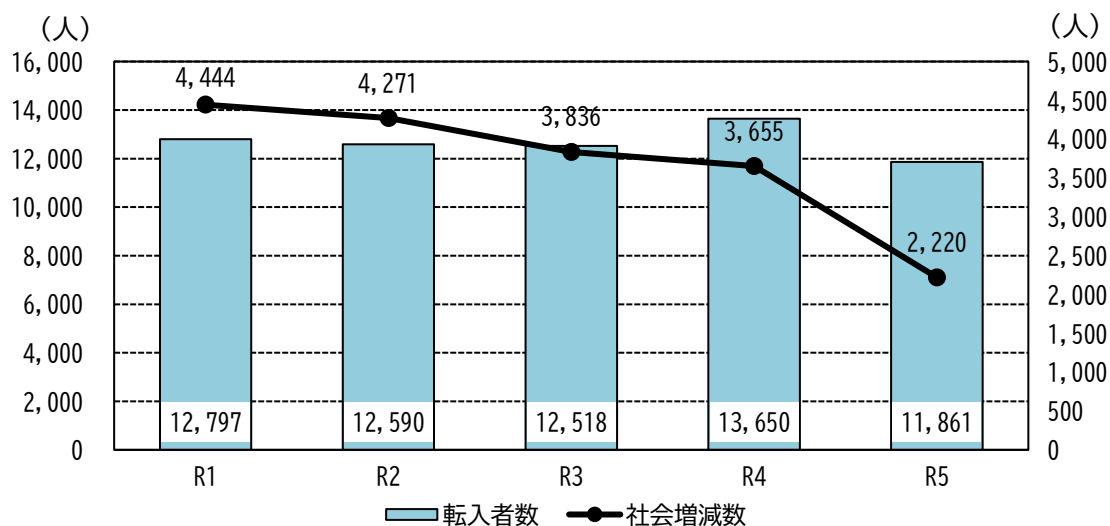
出典：千葉県 年齢別町丁字別人口（各年4月1日現在）



(3) 転入転出者数

①転入者数と社会増減数

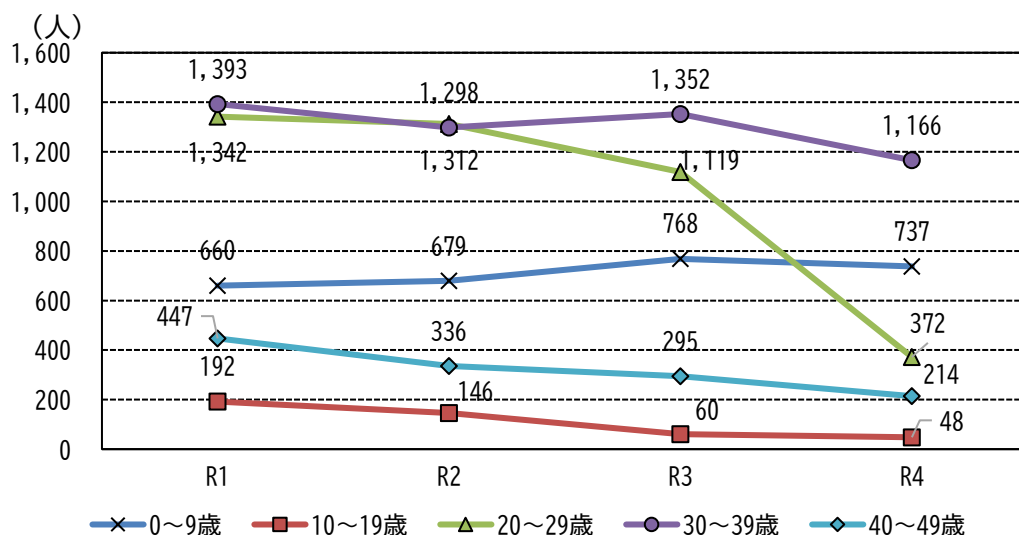
転入者数は1万2千人前後を推移しています。社会増加数は、年々減少しており、令和5年（2023年）には2,220人となっています。



出典：流山市統計書

②年齢別社会増減数

年齢別に社会増減数をみると、0～9歳、20～29歳、30～39歳の転入者数が多くなっています。20～29歳については、令和4年（2022年）に大きく減少しています。



出典：流山市統計書



(4) 世帯の家族類型

国勢調査による家族類型別世帯をみると、令和2年（2020年）時点の核家族世帯（53,901世帯）は、総世帯数（83,001世帯）の64.9%を占め、「夫婦のみ」、「夫婦とこども」、「女親とこども」、「男親とこども」世帯が増加し続けています。また、核家族世帯の52.9%が「夫婦とこども」世帯となっています。

単位：世帯

家族類型別世帯数	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	6歳未満 親族のいる 世帯	18歳未満 親族のいる 世帯
総世帯数	57,233	64,861	70,733	83,001	10,740	21,911
A 親族世帯	43,676	47,440	50,766	57,194	10,727	21,863
I 核家族世帯	38,825	42,847	46,896	53,901	10,417	20,785
(1)夫婦のみ	12,457	15,029	16,883	18,939		1
(2)夫婦とこども	21,916	22,711	24,372	28,502	10,085	19,210
(3)男親とこども	745	845	929	1,037	20	158
(4)女親とこども	3,707	4,262	4,712	5,423	312	1,416
II その他の親族世帯	4,851	4,593	3,870	3,293	310	1,078
(5)夫婦と両親	172	169	137	104		
(6)夫婦とひとり親	628	648	538	510		
(7)夫婦、こどもと両親	764	636	443	293	53	192
(8)夫婦、こどもとひとり親	1,684	1,442	1,177	893	114	415
(9)夫婦と他の親族 (親、こどもを含まない)	126	148	142	120	2	17
(10)夫婦、こどもと他の親族 (親を含まない)	404	437	408	340	76	210
(11)夫婦、親と他の親族（こどもを含まない）	57	69	53	38	4	6
(12)夫婦、こども、親と他の親族	221	205	115	82	27	62
(13)兄弟姉妹のみ	263	291	316	363		1
(14)他に分類されない親族世帯	532	548	541	550	34	175
B 非親族世帯	307	632	675	777	13	48
C 単独世帯	13,250	16,775	19,273	24,552		

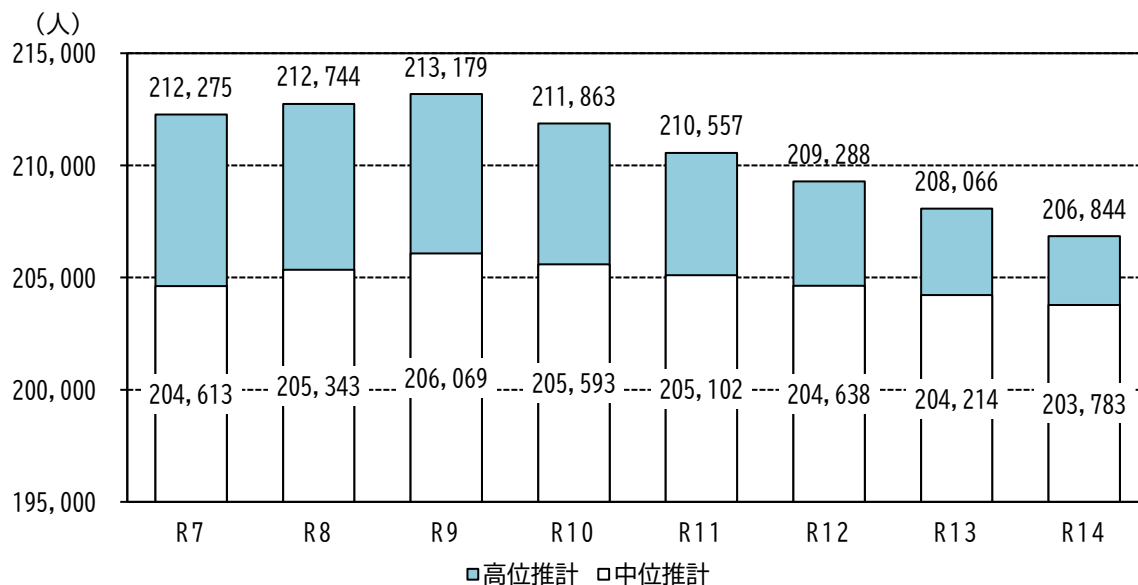
出典：国勢調査（各年10月1日現在）



(5) 流山市の将来人口推計

①将来人口中位推計・高位推計

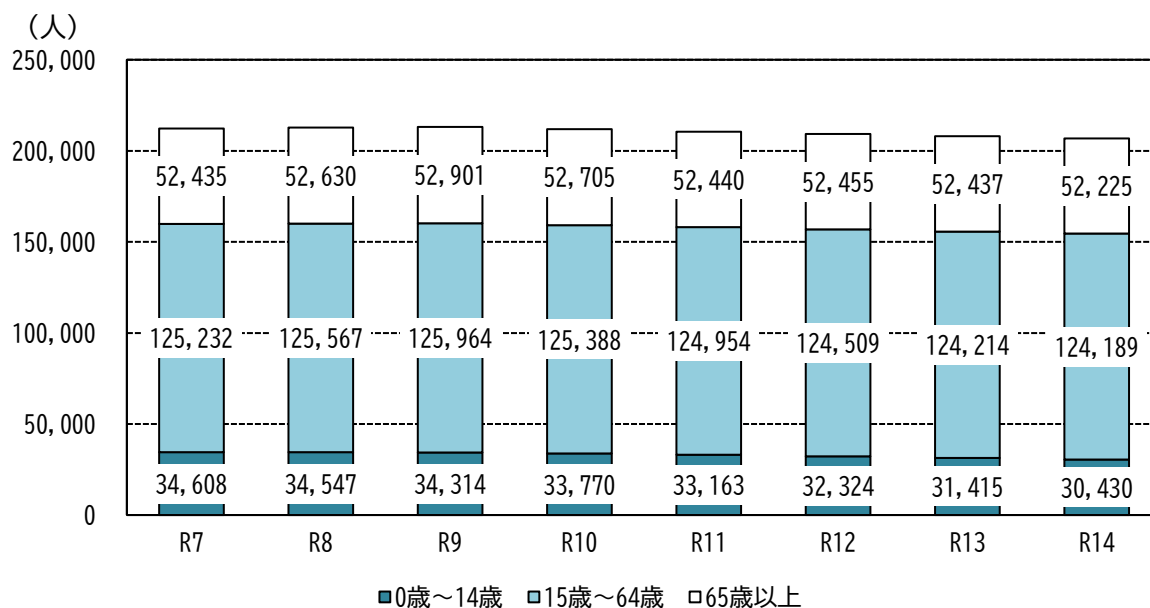
将来人口推計によると、中位推計・高位推計ともに、令和9年（2027年）をピークに緩やかに減少していくものの、20万人を維持するものと推計されています。



出典：流山市次期総合計画における将来人口推計調査報告書（平成30年（2018年）3月）

②将来人口・年齢3区分別人口（高位推計）

高位推計における年齢3区分別の将来人口推計をみると、年少人口（15歳未満）については、令和7年（2025年）より緩やかに減少していくものの、3万人を維持するものと推計されています。

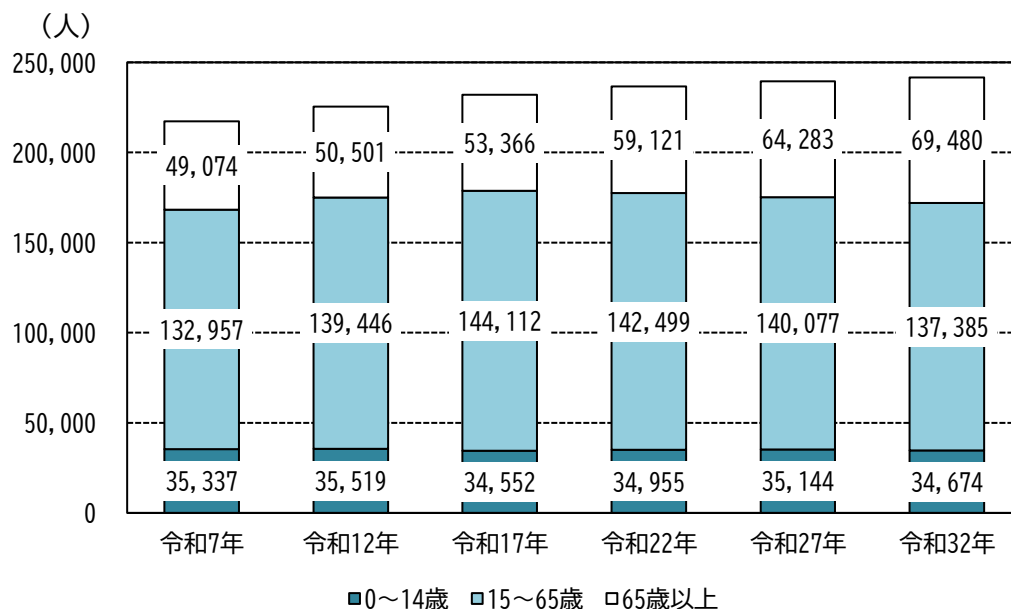


出典：流山市次期総合計画における将来人口推計調査報告書（平成30年（2018年）3月）



③国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計

国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計（令和2年（2020年）の国勢調査を元に算出）によると、流山市は令和32年（2050年）まで人口が増加するものと推計されています。年少人口（15歳未満）については、3万5千人前後を維持するものと推計されています。



出典：国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）

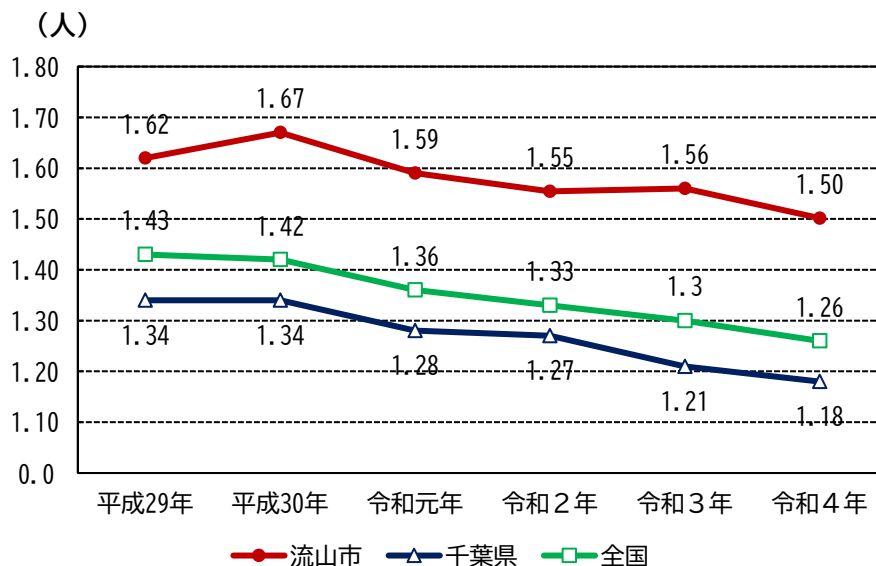


2 少子化の動向

(1) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると、平成30年（2018年）には1.67まで上昇し、その後減少傾向で推移しています。令和4年（2022年）では依然として県の1.18及び全国の1.26を上回る、1.50となっています。

※合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。

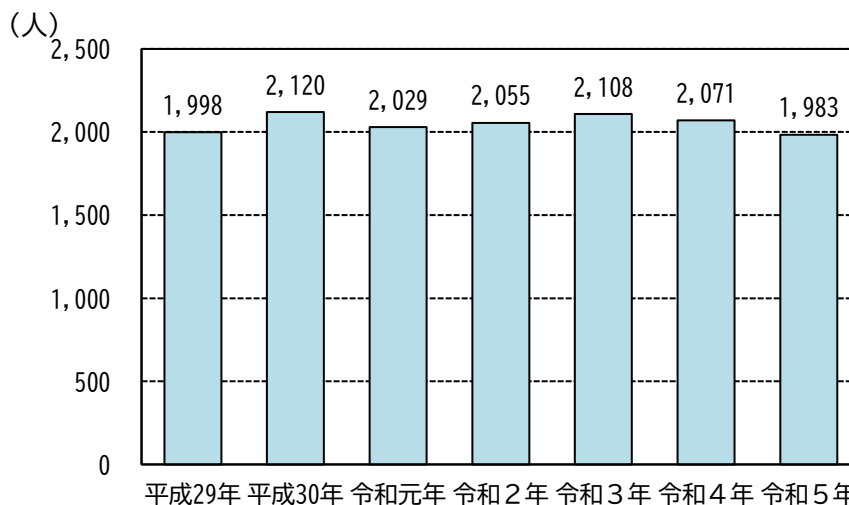


出典：千葉県人口動態統計（各年12月31日現在）

(2) 出生数、出生率の推移

① 出生数

出生数の推移をみると、増減はあるものの、概ね2,000人前後で推移しており、令和3年（2021年）から減少が続き、令和5年（2023年）では1,983人となっています。



出典：流山市統計書

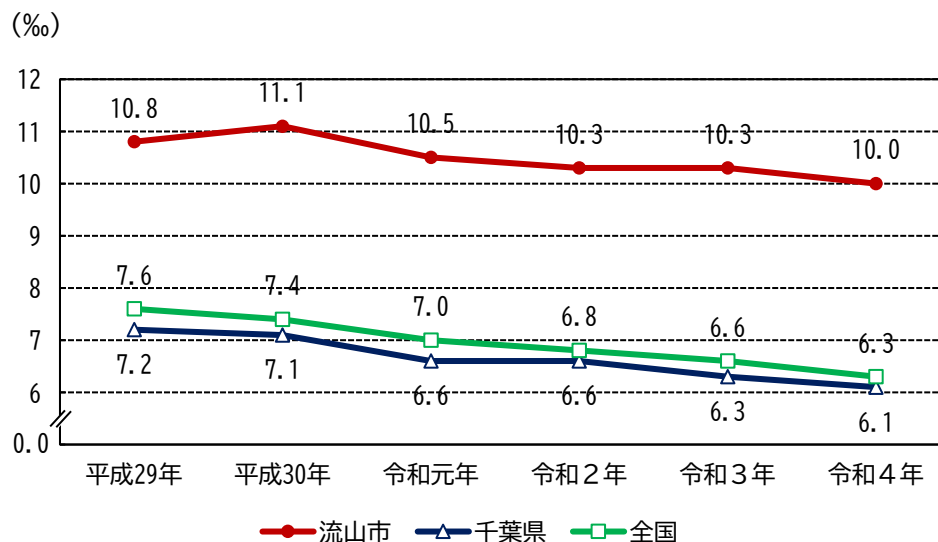


第2章 本市のこども・子育てを取り巻く現状と課題

②出生率

出生率の推移を県、全国と比較すると、増減はあるものの、令和4年（2022年）では10.0‰（パーミル）で県及び全国を上回っています。

※出生率：人口千人当たりに対するその年の出生数の割合



出典：千葉県人口動態統計（各年12月31日現在）

③母の年齢階級別出生数の推移

年齢階級別出生数の推移をみると、増減はあるものの、30～39歳の出生数が全体の約70%で推移しています。

単位：人

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
総数	1,984	2,082	1,989	2,027	2,078	2,041
15～19歳	7	5	5	7	3	4
20～24歳	70	75	46	77	60	48
25～29歳	433	475	422	412	464	433
30～34歳	835	851	875	793	834	853
35～39歳	515	572	514	609	567	577
40～44歳	120	102	123	126	144	121
45～49歳	4	2	4	3	6	5
50歳以上	0	0	0	0	0	0
不詳						

出典：千葉県衛生統計年報（各年12月31日現在）



(3) 年齢階級別未婚率の推移と比較（男性）

国勢調査によると、令和2年（2020年）時点の男性の未婚率は、30～34歳が33.7%、35～39歳では23.6%となっており、30歳代の男性のおおよそ3割が未婚となっています。県及び全国と比べると、未婚率の割合が低い年齢層が多くなっています。

※未婚率：年齢区分ごとの一度も結婚したことが無い人の割合

単位：％

	流山市				千葉県	全国
	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和2年	令和2年
15～19歳	99.7	98.8	99.7	99.7	99.1	99.1
20～24歳	95.9	89.1	96.5	92.1	88.6	88.5
25～29歳	75.9	60.1	70.4	63.2	65.8	65.4
30～34歳	48.0	33.9	39.8	33.7	44.2	43.7
35～39歳	30.2	22.4	29.1	23.6	33.7	32.4
40～44歳	21.6	16.2	26.1	22.4	29.0	27.6
45～49歳	15.7	11.5	24.4	23.5	27.3	25.8
50～54歳	11.2	7.7	18.9	22.8	23.8	23.0
55～59歳	7.0	5.4	14.1	18.3	19.3	18.8
60～64歳	3.2	4.2	10.3	13.7	15.1	14.9
65～69歳	1.8	3.3	6.5	9.2	11.9	11.9
70～74歳	1.2	3.2	2.9	6.5	7.8	7.9
75～79歳	0.7	3.4	1.7	2.9	4.2	4.2
80～84歳	0.9	3.6	1.0	1.7	2.3	2.4
85歳以上	1.0	2.7	0.5	0.3	0.4	0.4

出典：国勢調査（各年10月1日現在）



(4) 年齢階級別未婚率の推移と比較（女性）

国勢調査によると、令和2年（2020年）時点の女性の未婚率は、30～34歳で24.4%となっており、およそ4人に1人が未婚となっています。平成22年（2010年）時点と比べると、44歳以下の未婚割合が低くなっており、45歳以上の未婚割合が増加しています。

県及び全国と比べると、未婚率の割合が低い年齢層が多くなっています。

※未婚率：年齢区分ごとの一度も結婚したことが無い人の割合

単位：％

	流山市				千葉県	全国
	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和2年	令和2年
15～19歳	99.2	99.9	99.7	99.6	99.2	99.1
20～24歳	91.2	91.9	93.3	90.1	87.9	87.1
25～29歳	62.5	58.4	58.4	52.6	59.4	58.2
30～34歳	33.9	31.2	28.3	24.4	33.7	33.6
35～39歳	17.1	21.7	18.9	16.1	22.9	22.8
40～44歳	11.0	14.2	17.3	14.1	18.6	18.8
45～49歳	6.4	11.2	13.7	15.9	16.6	17.0
50～54歳	3.8	6.7	10.6	12.8	13.7	14.7
55～59歳	2.9	4.3	6.5	10.1	10.1	11.0
60～64歳	2.0	2.9	3.9	6.3	6.9	7.7
65～69歳	2.6	2.1	2.9	4.2	4.8	5.7
70～74歳	2.0	2.5	2.3	3.1	3.8	4.8
75～79歳	3.0	2.5	2.5	2.5	3.0	3.9
80～84歳	3.0	3.2	2.2	3.0	3.0	3.4
85歳以上	2.1	3.3	4.0	2.2	1.7	1.9

出典：国勢調査（各年10月1日現在）



(5) 年齢階級別労働力率の推移と比較(男性)

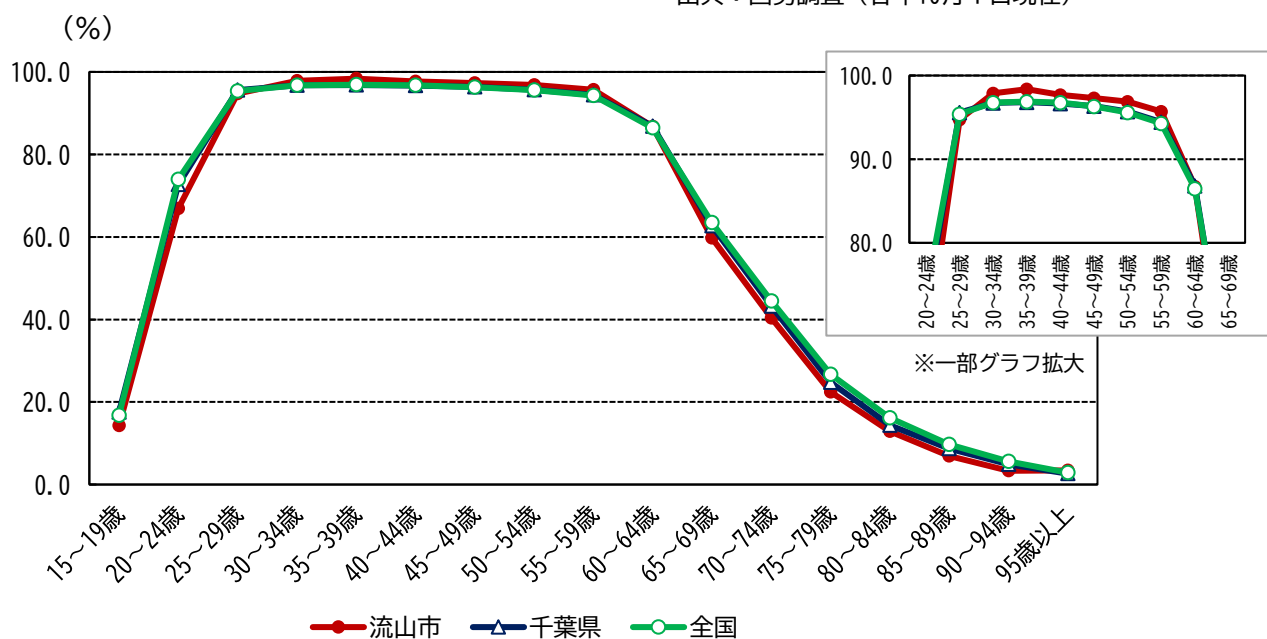
令和2年(2020年)時点の男性の労働力率は、主な子育て世代である30～39歳代では、県及び全国と比べると、ほぼ同水準、あるいは、若干高くなっています。

※労働力率：15歳以上人口に占める労働力人口の割合

単位：％

	流山市				千葉県	全国
	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和2年	令和2年
15～19歳	16.4	15.2	14.7	14.3	17.6	16.7
20～24歳	56.2	58.5	60.1	66.9	72.7	74.0
25～29歳	89.4	93.7	93.5	94.7	95.6	95.4
30～34歳	93.7	98.0	97.5	97.9	96.7	96.8
35～39歳	94.9	98.5	98.0	98.4	96.8	96.9
40～44歳	95.6	98.5	97.5	97.7	96.7	96.8
45～49歳	95.9	98.1	97.2	97.3	96.3	96.3
50～54歳	95.8	98.1	96.9	96.9	95.7	95.6
55～59歳	94.5	96.4	95.5	95.7	94.4	94.3
60～64歳	74.9	82.0	83.1	86.7	86.8	86.5
65～69歳	47.5	52.0	53.1	59.8	62.7	63.5
70～74歳	27.9	31.1	31.5	40.4	43.2	44.5
75～79歳	17.3	16.9	18.5	22.5	24.8	26.7
80～84歳	10.8	11.3	10.0	12.9	14.4	16.2
85歳以上	6.4	7.6	5.2	13.6	16.2	18.2

出典：国勢調査（各年10月1日現在）



（6）年齢階級別労働力率の推移と比較（女性）

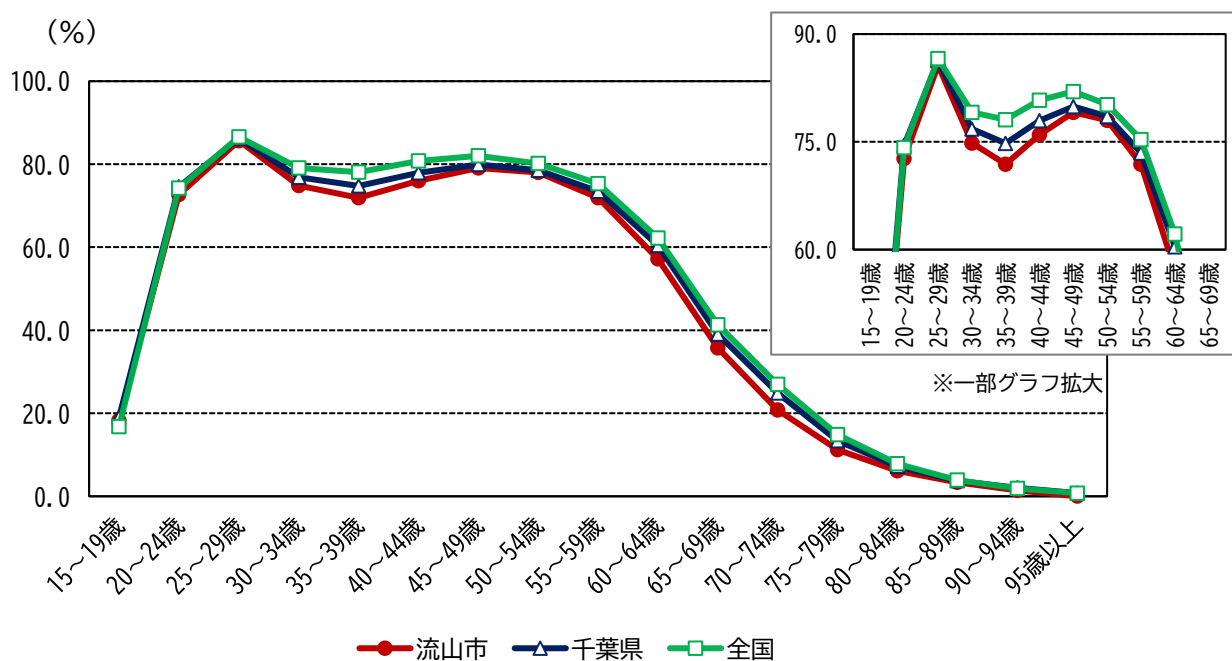
令和2年（2020年）時点の女性の労働力率は、県及び全国と比べると低くなっていますが、平成27年（2015年）時点の労働力率と比較すると、高くなっています。

※労働力率：15歳以上人口に占める労働力人口の割合

単位：％

	流山市				千葉県	全国
	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和2年	令和2年
15～19歳	17.4	17.2	15.7	18.2	19.0	16.8
20～24歳	64.3	68.4	67.4	72.7	74.5	74.2
25～29歳	72.9	77.8	81.1	85.7	86.3	86.6
30～34歳	57.9	64.5	71.1	74.8	76.8	79.1
35～39歳	54.7	59.9	66.9	71.9	74.8	78.1
40～44歳	64.3	66	70.7	76.0	78.0	80.8
45～49歳	68.6	71.8	75.7	79.1	79.9	82.0
50～54歳	61.6	68.2	73.7	78.0	78.5	80.2
55～59歳	51	57.4	64.2	71.9	73.5	75.3
60～64歳	31.3	40.6	45.5	57.2	60.4	62.2
65～69歳	18.7	22.1	27.1	35.8	39.1	41.3
70～74歳	10.3	12.8	14.7	20.8	24.9	26.9
75～79歳	7.2	7.8	8.6	11.2	13.3	14.9
80～84歳	4.8	6	4.5	6.1	7.2	7.8
85歳以上	1.4	2.3	2.1	4.7	6.6	6.6

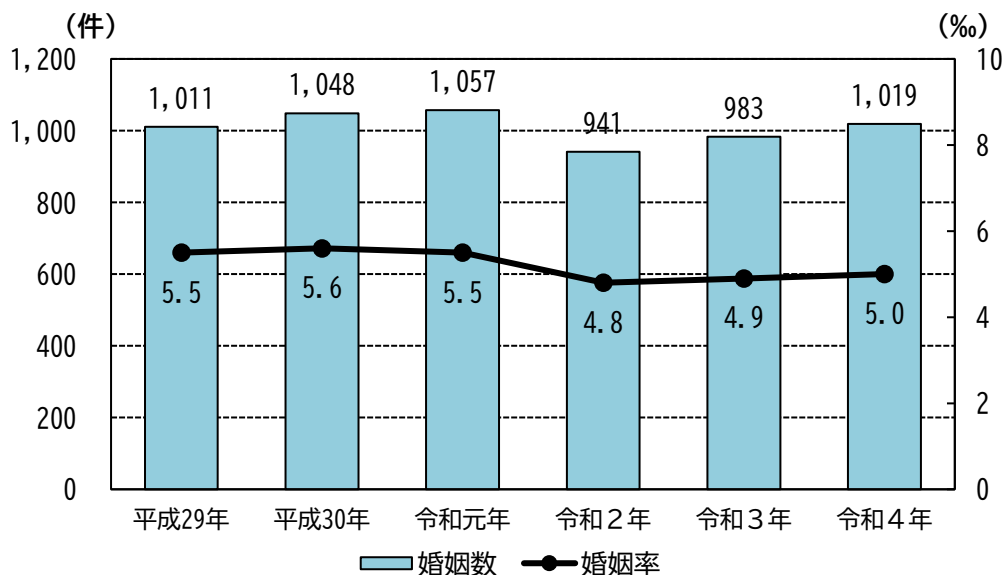
出典：国勢調査（各年10月1日現在）



(7) 婚姻数、婚姻率の推移

婚姻数、婚姻率は、増減を繰り返しており、令和4年（2022年）時点で1,019件となっています。婚姻率（人口千人あたり）は5.0%となっています。

※婚姻率：人口千人当たりに対する婚姻件数の割合

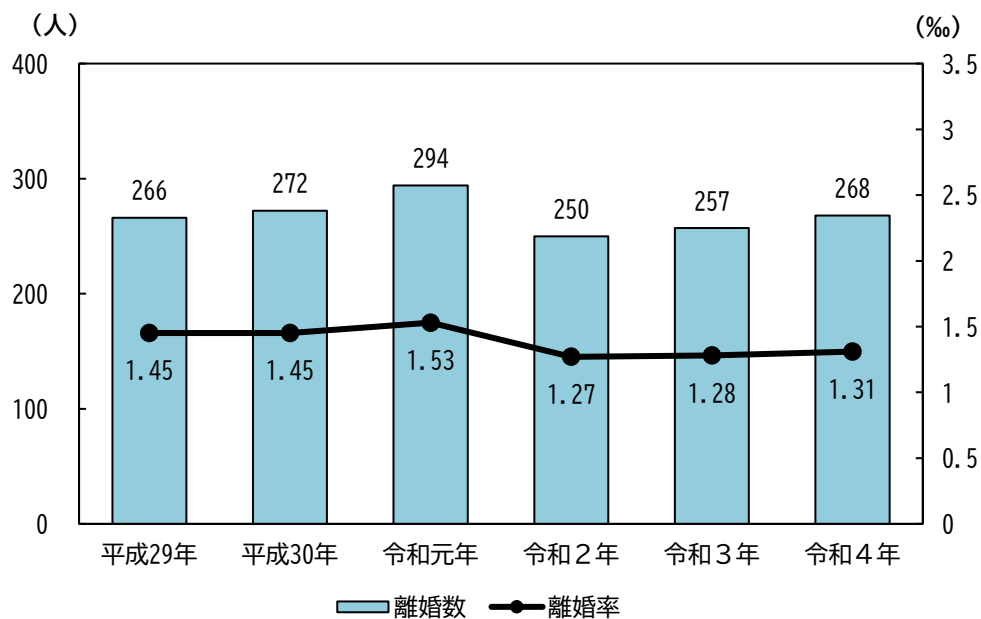


出典：千葉県人口動態統計（各年12月31日現在）

(8) 離婚数、離婚率の推移

離婚数、離婚率は、増減を繰り返しており、令和4年（2022年）時点で268件となっています。離婚率（人口千人あたり）は1.31%となっています。

※離婚率：人口千人当たりに対する離婚件数の割合



出典：千葉県人口動態統計（各年12月31日現在）



3 保育環境・教育環境の状況

(1) 認可保育所等入所児童数

認可保育所等入所児童数は、増加傾向で推移しており、令和6年度では、令和元年度から2,262人の増加となっており、保育ニーズの高まりがうかがえます。

単位：人

種別		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
公立 認可保育所	入所児童数	574	537	521	513	550	548
	定員数	660	660	660	660	600	600
	定員充足率	87.0%	81.4%	78.9%	77.7%	91.7%	91.3%
	施設数	5	5	5	5	5	5
私立 認可保育所	入所児童数	4,357	4,947	5,491	5,946	6,389	6,430
	定員数	4,578	5,305	6,287	7,030	7,101	6,979
	定員充足率	95.2%	93.3%	87.3%	84.6%	90.0%	92.1%
	施設数	43	51	63	71	73	72
認定こども 園	入所児童数	440	459	456	456	429	666
	定員数	459	459	459	456	456	716
	定員充足率	95.9%	100%	99.3%	100%	94.1%	93.0%
	施設数	3	3	3	3	3	6
小規模 保育事業所	入所児童数	296	337	375	393	292	285
	定員数	319	337	375	393	374	374
	定員充足率	92.8%	100%	100%	100%	78.1%	76.2%
	施設数	17	18	20	21	21	21
合計	入所児童数	5,667	6,280	6,843	7,308	7,660	7,929
	定員数	6,016	6,761	7,781	8,539	8,531	8,669
	定員充足率	94.2%	92.9%	87.9%	85.6%	89.8%	91.5%
	施設数	68	77	91	100	102	104

各年度4月1日現在

(2) 認可保育所等待機児童数（国基準）

認可保育所等待機児童数は、令和5年度より0人となっています。

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	4	2	0	1	0	0
1歳	26	15	0	1	0	0
2歳	6	8	0	1	0	0
3歳	6	1	0	0	0	0
4歳	0	0	0	0	0	0
5歳	0	0	0	0	0	0
合計	42	26	0	3	0	0

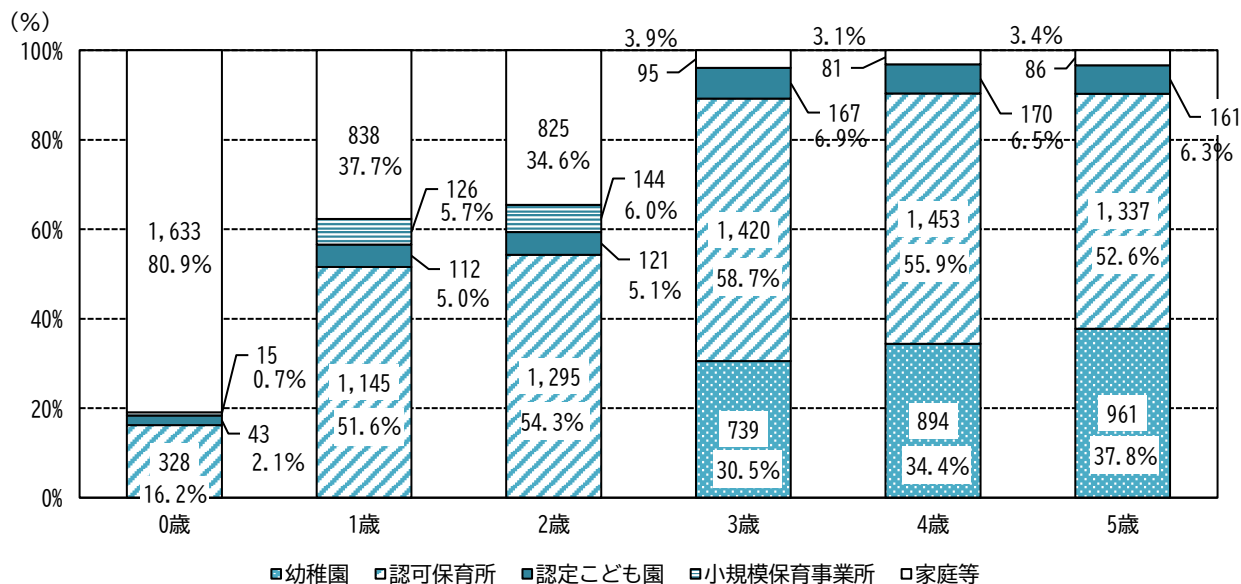
各年度4月1日現在



第2章 本市のこども・子育てを取り巻く現状と課題

(3) 就学前児童の就園等状況

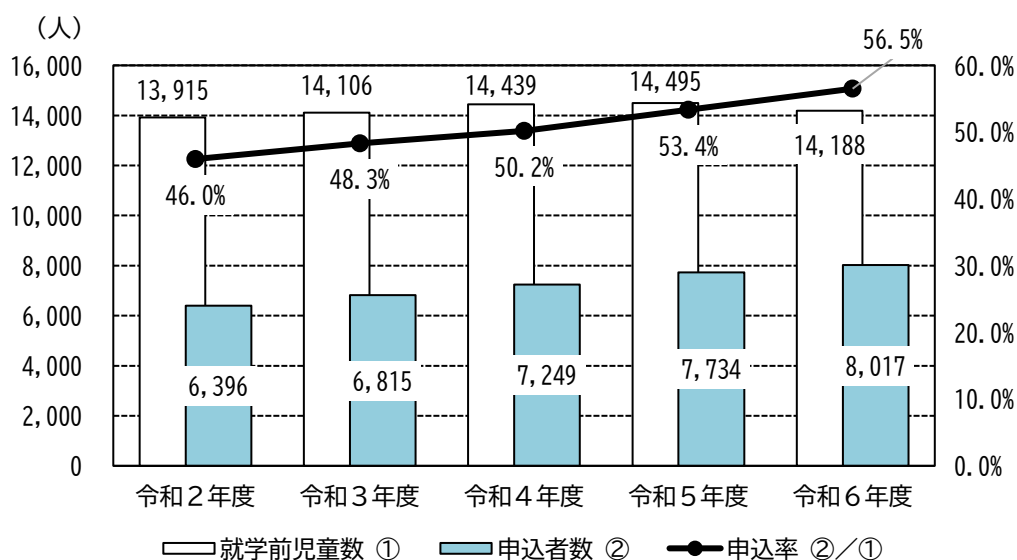
令和6年（2024年）4月1日時点の就学前児童の就園等状況について、0歳では約8割が家庭等にいるものの、1、2歳で約半数が認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所に通っています。3歳以降では約9割が幼稚園、認可保育所、認定こども園に通っています。



令和6年4月1日時点

(4) 認可保育所等の申込率（いわゆる共働き率）

認可保育所等への申込率は年々増加傾向にあり、令和6年度は就学前児童数のうち56.5%となっています。



各年度4月1日現在



(5) 幼稚園の入園児童数

幼稚園の入園児童数は、令和3年度から減少傾向となっています。

単位：人

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
公立幼稚園	園児数	46	42	37	22	28	22
	定員数	60	60	60	60	60	60
	定員充足率	76.7%	70.0%	61.7%	36.7%	46.7%	36.7%
私立幼稚園	園児数	2,676	2,610	2,625	2,506	2,335	2,190
	定員数	2,920	2,820	2,820	2,830	2,830	2,830
	定員充足率	91.6%	92.6%	93.1%	88.6%	82.5%	77.4%
合計	園児数	2,722	2,652	2,662	2,528	2,363	2,212
	定員数	2,980	2,880	2,880	2,890	2,890	2,890
	定員充足率	91.3%	92.1%	92.4%	87.5%	81.8%	76.5%

出典：学校基本調査（各年度5月1日現在）

(6) 学童クラブ（放課後児童健全育成事業）入所児童数

学童クラブの入所状況は、令和元年度から9か所の学童クラブを増設し、入所児童数も1,840人増加しています。

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入所児童数	2,110	2,419	2,608	3,020	3,449	3,950
定員	2,380	2,540	3,080	3,240	3,240	3,748
定員充足率	88.7%	95.2%	84.7%	93.2%	106.5%	105.4%
施設数	31	35	37	39	38	40

各年度5月1日現在

※学童クラブ（放課後児童健全育成事業）は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校就学児童に、授業終了後等に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図ることを目的とする施設です。

※定員を超えた受入については、定員に含まない学校教室等の活用により対応しています。



(7) 小学校・中学校の状況

在学者数の状況は、小学校、中学校とも増加傾向で推移しています。

単位：人

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	児童数	10,863	11,317	12,068	12,682	13,296	13,814
	学校数	16	16	17	18	18	18
中学校	生徒数	4,344	4,435	4,605	4,749	4,914	5,121
	学校数	9	9	9	9	10	10

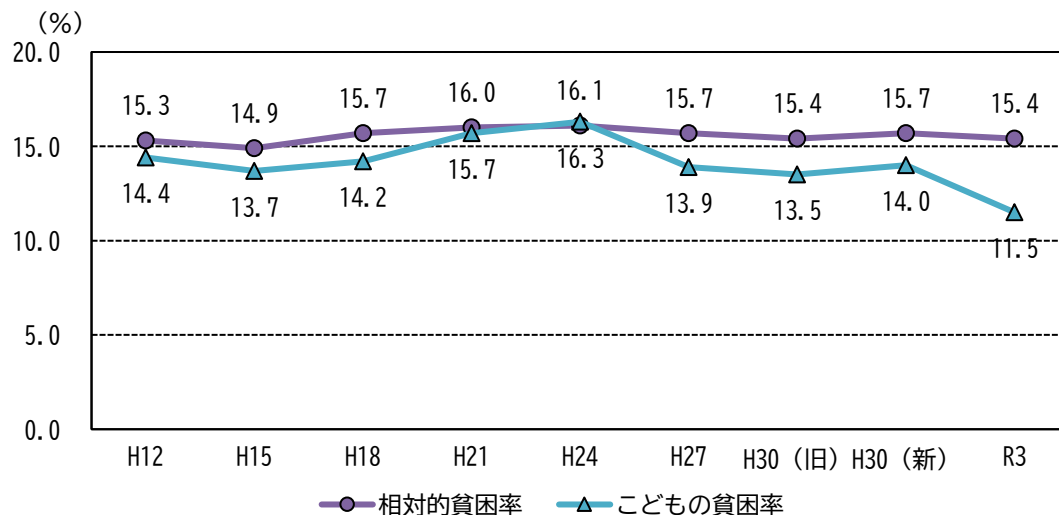
出典：学校基本調査（各年度5月1日現在）



4 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

(1) こどもの貧困率

全国の相対的貧困率は、令和3年（2021年）は15.4%となっており、こどもの貧困率をみると、令和3年（2021年）は11.5%と過去最低となっています。

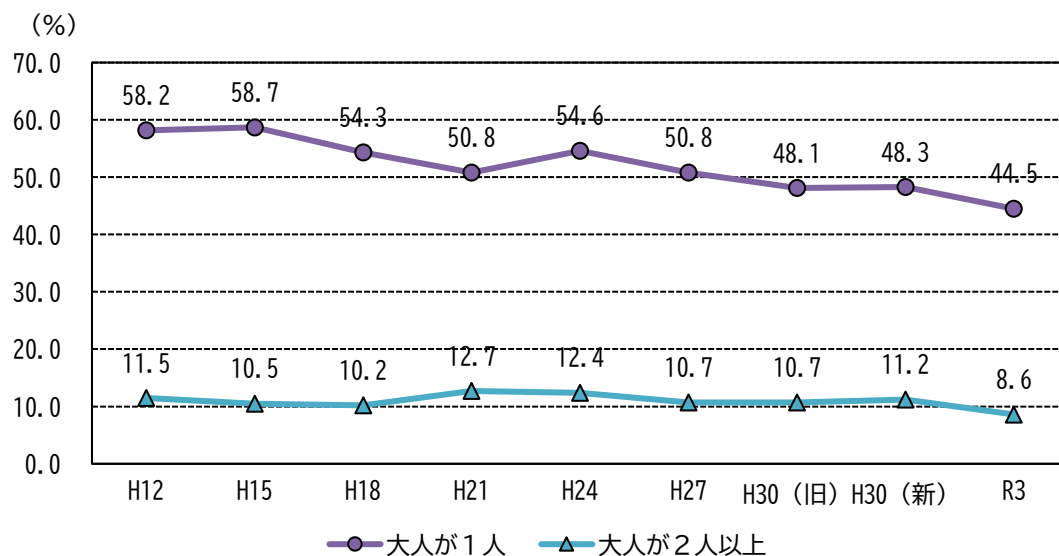


出典：厚生労働省 国民生活基礎調査（令和4年（2022年））

※相対的貧困率：等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の貧困線（中央値の半分）に満たない世帯の割合。なお、可処分所得とは、所得から所得税、住民税、社会保険料及び固定資産税を差し引いたもの。

※こどもの貧困率：こどもの貧困率とは、こども（17歳以下の者）全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たないこどもの割合をいう。

また、こどもがいる現役世帯では、大人が1人の世帯と2人以上の世帯の貧困率には大きな開きがあります。



出典：厚生労働省 国民生活基礎調査（令和4年（2022年））



(2) 児童扶養手当受給者数

児童扶養手当は、父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない18歳に達した最初の年度末までのこどもを養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進するため、当該家庭等の方に手当を支給するものです。児童扶養手当の受給者数は、令和5年度で723人となっています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受給者数	712	689	732	714	723

出典：流山市行政報告書

(3) 小・中学校就学援助の状況

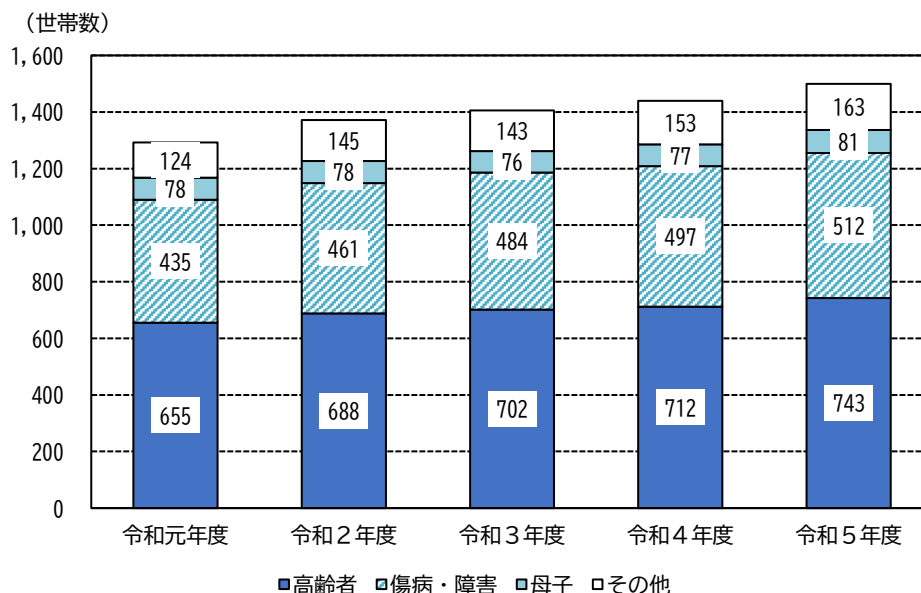
就学援助は、経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者への援助を行うものです。就学援助人数は、令和5年度で3,573人となっています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
援助人数	3,643	3,431	3,419	3,712	3,573

出典：流山市行政報告書

(4) 生活保護の被保護世帯の状況

生活保護の被保護世帯数は、年々増加傾向となっています。母子世帯の被保護世帯数は、横ばいとなっています。



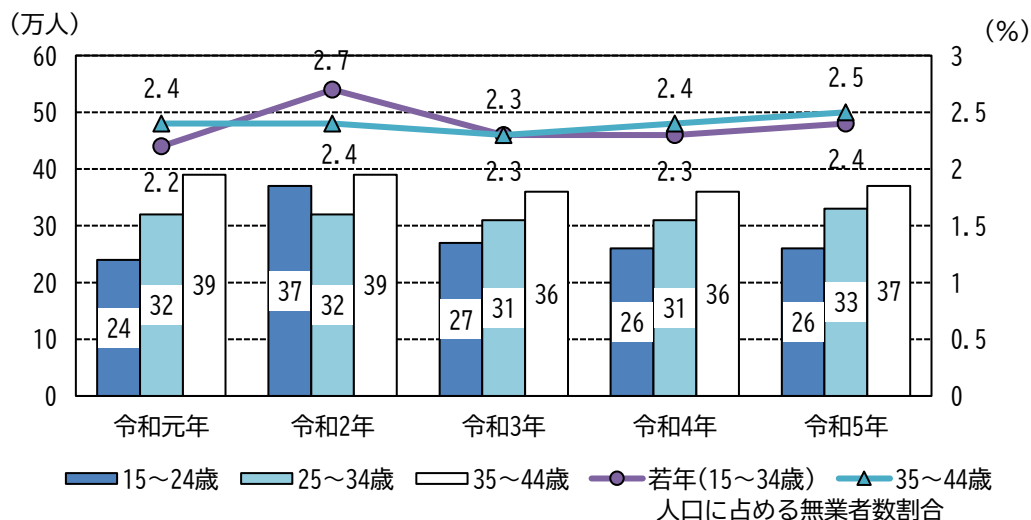
出典：流山の保健・福祉



(5) 若年無業者数の推移

全国の若年無業者数の推移をみると、15～44歳で100万人前後の無業者がおり、年代が高くなるにつれ無業者数が増えています。人口に占める若年無業者割合は、令和2年（2020年）に増加しています。

※若年無業者：15～34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者



出典：総務省 労働力調査

(6) 高等学校の中途退学者数と中途退学率

全国における高等学校の中途退学者数は、令和4年度は43,401人となっています。県における高等学校の中途退学者数は、令和4年度は1,718人となっています。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
全国在籍者数	3,422,024	3,369,766	3,301,737	3,232,360	3,198,766
中退者数	48,594	42,882	34,965	38,928	43,401
中途退学率	1.4%	1.3%	1.1%	1.2%	1.4%
千葉県在籍者数	157,774	155,568	153,726	149,608	148,825
中退者数	2,160	1,697	1,408	1,530	1,718
中途退学率	1.1%	0.9%	1.0%	1.0%	1.2%

出典：文部科学省 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果



5 各種調査からみる流山市の現状

本計画の策定に当たり、こども・若者や子育て当事者、子育て支援者を対象にアンケート調査やヒアリング調査等を実施しました。

(1) アンケート調査からみる現状

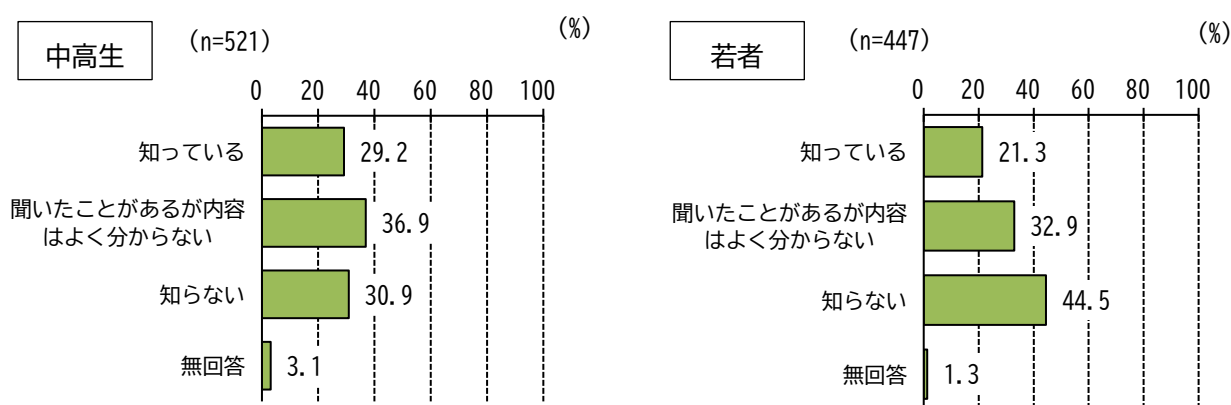
本計画の策定に当たり、流山市のこども・若者や子育て世帯を取り巻く状況、生活状況、意識等の現状を把握するため、以下のとおりアンケート調査を実施しました。

実施内容	実施時期	対象者	調査数	回答件数	回答率
こどもの生活状況に関する実態調査	令和5年(2023年)11月～12月	市立全小学校5年生	2,000	1,771	88.6%
		市立全中学校2年生	1,640	1,558	95.0%
		小学5年生及び中学2年生の保護者	3,640	1,609	44.2%
こども・若者意識調査	令和6年(2024年)3月	中学生～高校生等(13～18歳)	1,500	521	34.7%
		若者(19～29歳)	1,500	447	29.8%
(仮称)流山市こども計画策定に関するニーズ調査	令和6年(2024年)6月	就学前のこどもの保護者	2,000	1,219	61.0%
		小学生のこどもの保護者	2,000	1,225	61.3%

(2) 調査結果から分かるこども・若者の状況

①子どもの権利条約の認知度

子どもの権利条約について「知っている」と回答した中高生は29.2%、若者は21.3%、「知らない」と回答した中高生は30.9%、若者は44.5%となっています。

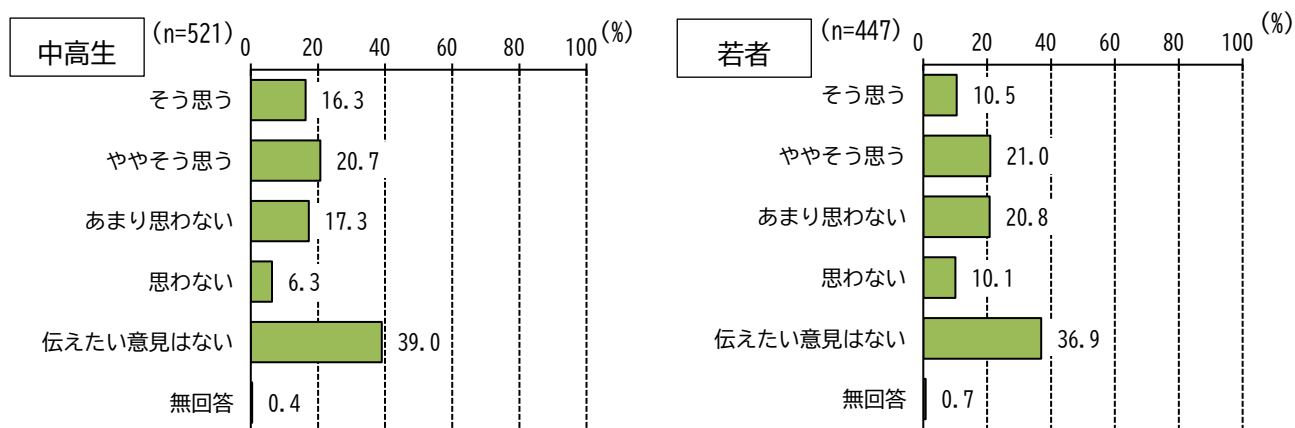


出典：流山市こども・若者意識調査



②市に自分の思いを伝えること

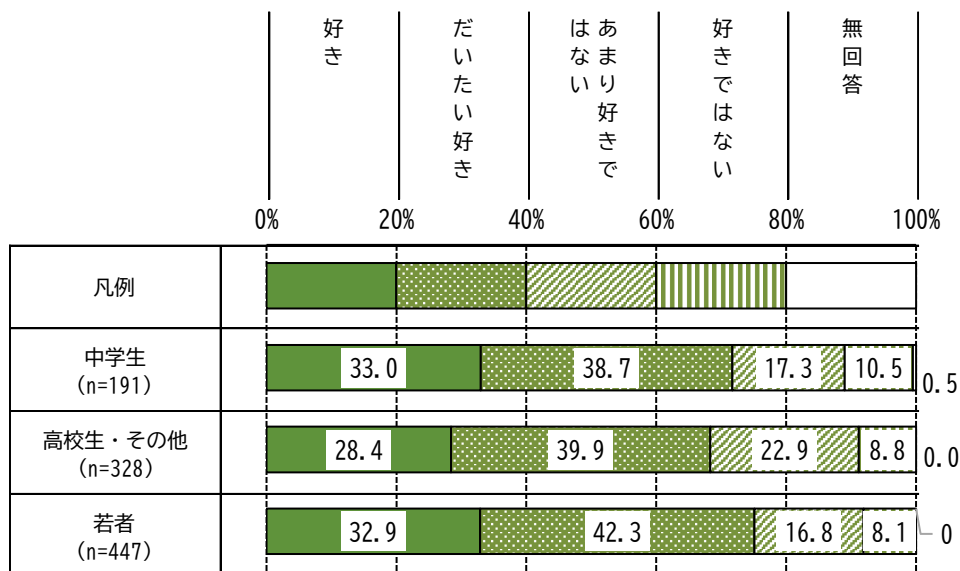
市に自分の思いを伝えたいかについて、中高生は「そう思う」「ややそう思う」を合わせると37.0%、若者では31.5%となっています。また、中高生と若者ともに「伝えたい意見はない」が最も高くなっています。



出典：流山市こども・若者意識調査

③自己肯定感について

自分が好きだと思うかについて、中学生では「好き」が33.0%、「だいたい好き」が38.7%、高校生・その他では「好き」28.4%、「だいたい好き」が39.9%、若者では「好き」が32.9%、「だいたい好き」が42.3%となっています。



出典：流山市こども・若者意識調査

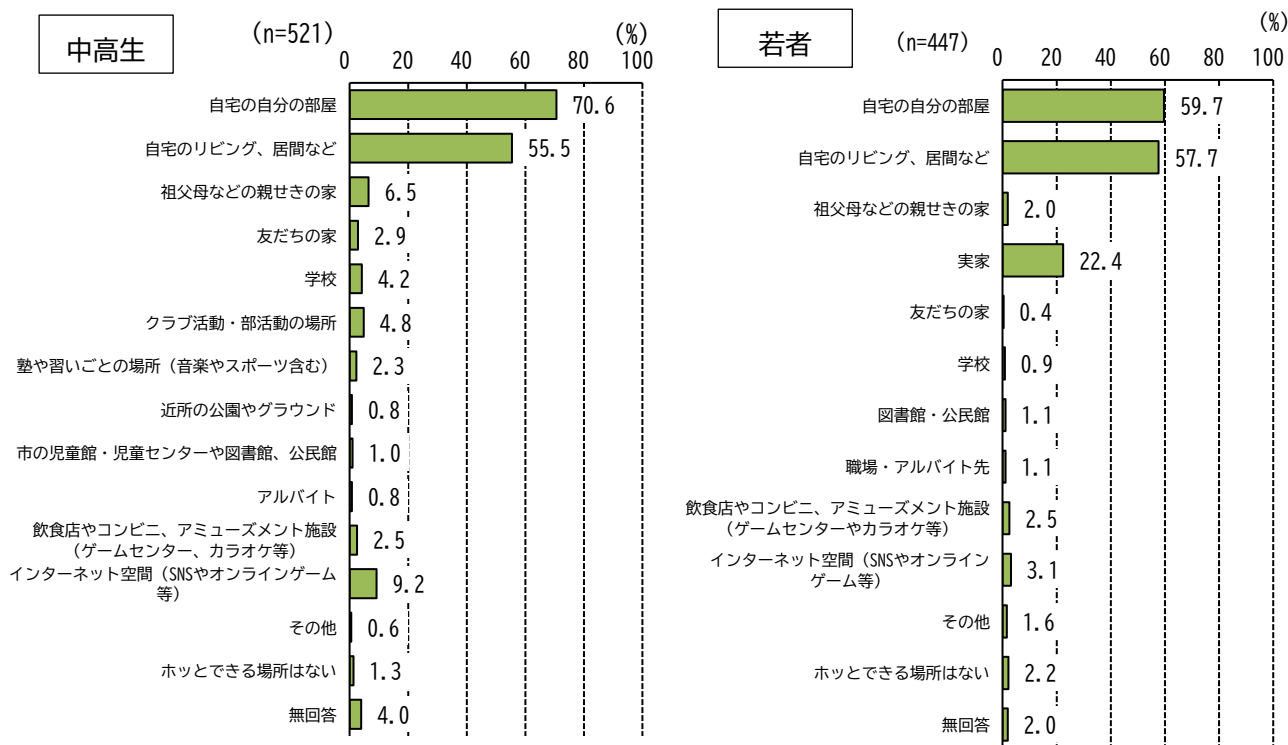


第2章 本市のこども・子育てを取り巻く現状と課題

④ホッとできる場所について

中高生がホッとできる場所は、「自宅の自分の部屋」が最も高く、次いで「自宅のリビング、居間など」「インターネット空間（SNSやオンラインゲーム等）」となっています。

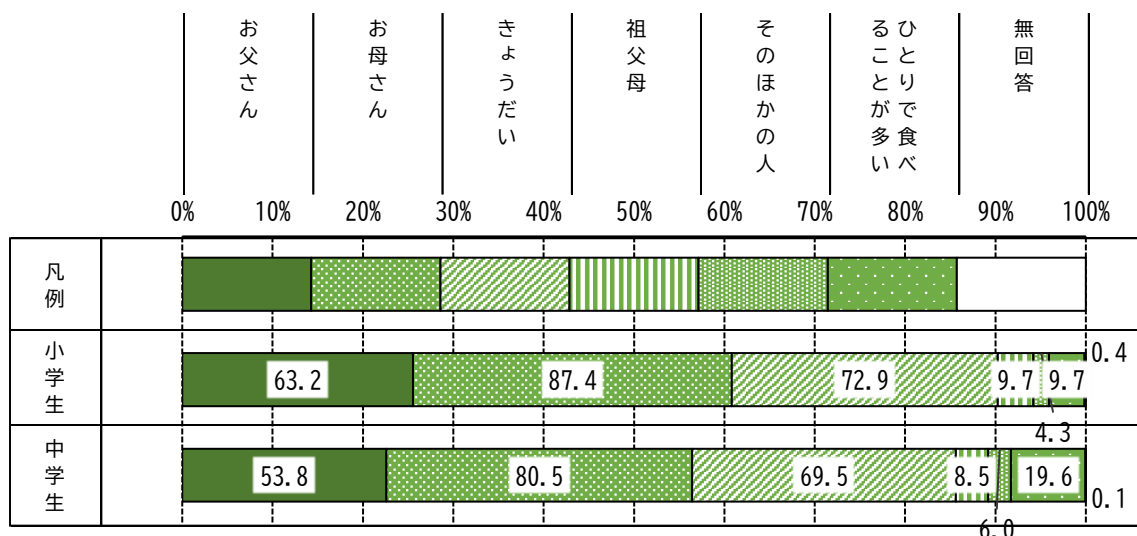
若者がホッとできる場所は、「自宅の自分の部屋」が最も高く、次いで「自宅のリビング、居間など」「実家」となっています。



出典：流山市こども・若者意識調査

⑤食事の状況について

一緒に食事をする人について、「ひとりで食えることが多い」は、小学生が9.7%、中学生が19.6%となっています。



出典：流山市こどもの生活状況に関する実態調査



⑥悩んでいることや困っていることについて

中学生・高校生では、「受験・進路」が35.7%で最も高く、次いで「学校の勉強・宿題」が29.2%、「友だちや先輩との関係」が16.7%となっています。また、「悩んでいることや困っていることはない」は35.3%となっています。

単位：％

	母数 (n)	親、保護者との関係	きょうだいとの関係	友だちや先輩との関係	先生との関係	学校の勉強・宿題	学校の規則	クラブ活動・部活動	塾の勉強・宿題	受験・進路
全体	521	10.4	3.6	16.7	5.0	29.2	8.1	8.6	6.1	35.7
中学生	191	9.4	3.1	19.9	6.3	33.0	6.3	9.9	6.8	35.6
高校生・その他	328	11.0	4.0	14.9	4.3	27.1	9.1	7.9	5.8	36.0
	母数 (n)	仕事やアルバイトのこと	習いごと	自分の体のこと	性的こと・恋愛のこと	家のお金のこと	X (旧Twitter) Instagram など SNS上の人間関係	その他	悩んでいることや 困っていることはない	無回答
全体	521	9.2	1.9	9.4	8.4	7.7	1.5	2.7	35.3	2.5
中学生	191	1.0	2.1	7.3	5.8	4.7	1.0	3.7	40.3	2.6
高校生・その他	328	14.0	1.8	10.7	10.1	9.5	1.5	2.1	32.3	2.4

出典：流山市こども・若者意識調査

若者では、「お金のこと」、「自分の将来・進路」が47.0%で最も高く、次いで「仕事・就職」が39.1%、「自分の身体のこと」が22.4%となっています。また、「悩んでいることや困っていることはない」は21.7%となっています。

単位：％

	母数 (n)	家事	お金のこと	自分の身体のこと	自分の将来・進路	仕事・就職	地域活動（町内会・自治会等）	配偶者やパートナーとの関係	親との関係	介護
若者	447	8.5	47.0	22.4	47.0	39.1	0.4	6.3	8.1	4.3
	母数 (n)	子どもの将来・進路	友人関係	職場の人間関係	SNS (LINE・Instagram・X (旧Twitter) など) 上の人間関係	無気力、やる気がでないこと	その他	悩んでいることや困っていることはない	無回答	
若者	447	8.7	4.0	8.7	1.1	14.1	1.1	21.7	0.7	

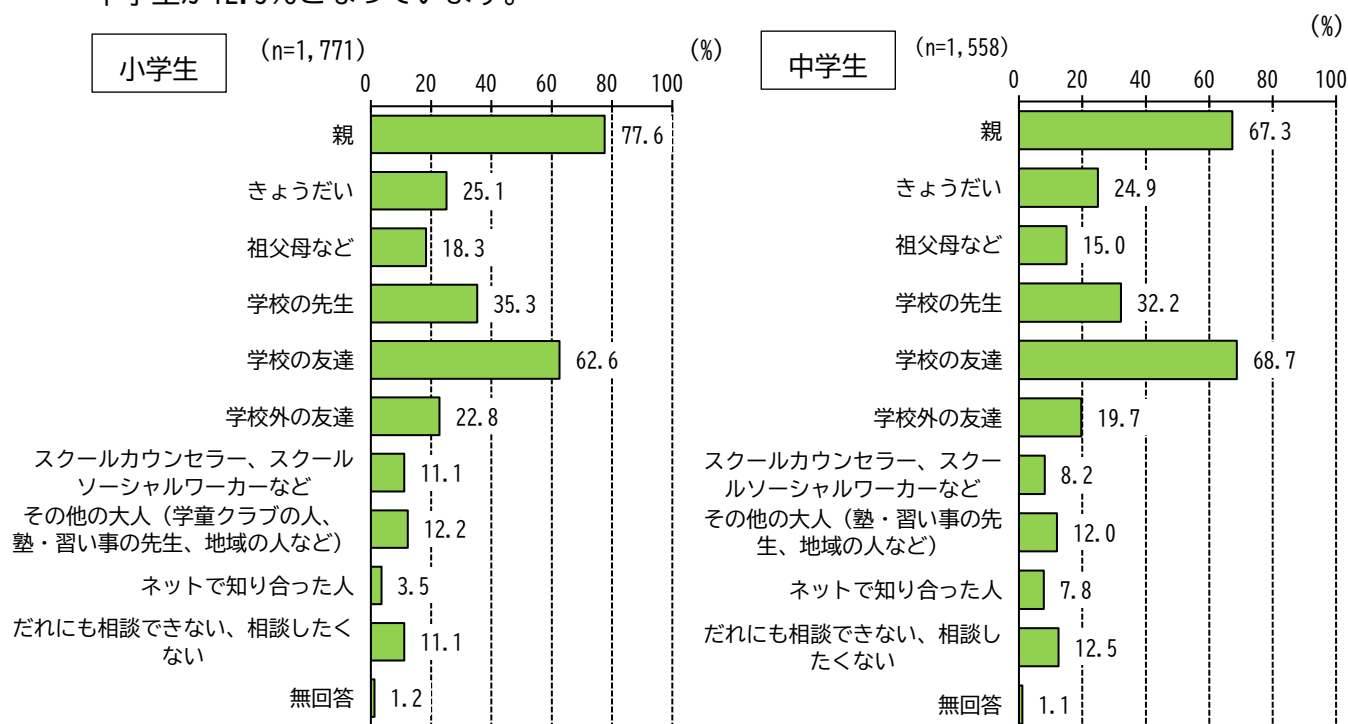
出典：流山市こども・若者意識調査



第2章 本市のこども・子育てを取り巻く現状と課題

⑦身近な相談先について

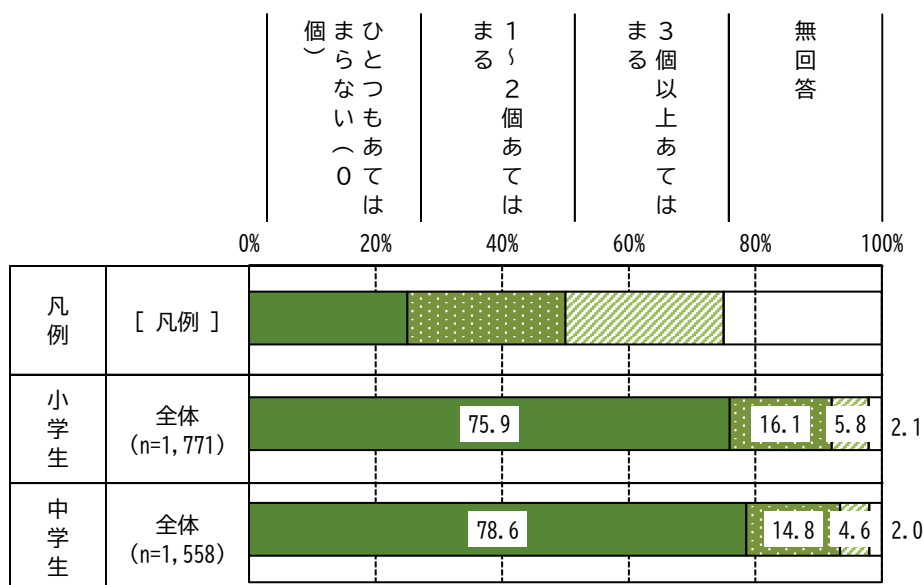
身近な相談先について、小学生では「親」が77.6%、中学生では「学校の友達」が68.7%で最も高くなっています。また、「だれにも相談できない、相談したくない」は、小学生が11.1%、中学生が12.5%となっています。



出典：流山市こどもの生活状況に関する実態調査

⑧こころの健康に影響を及ぼす体験

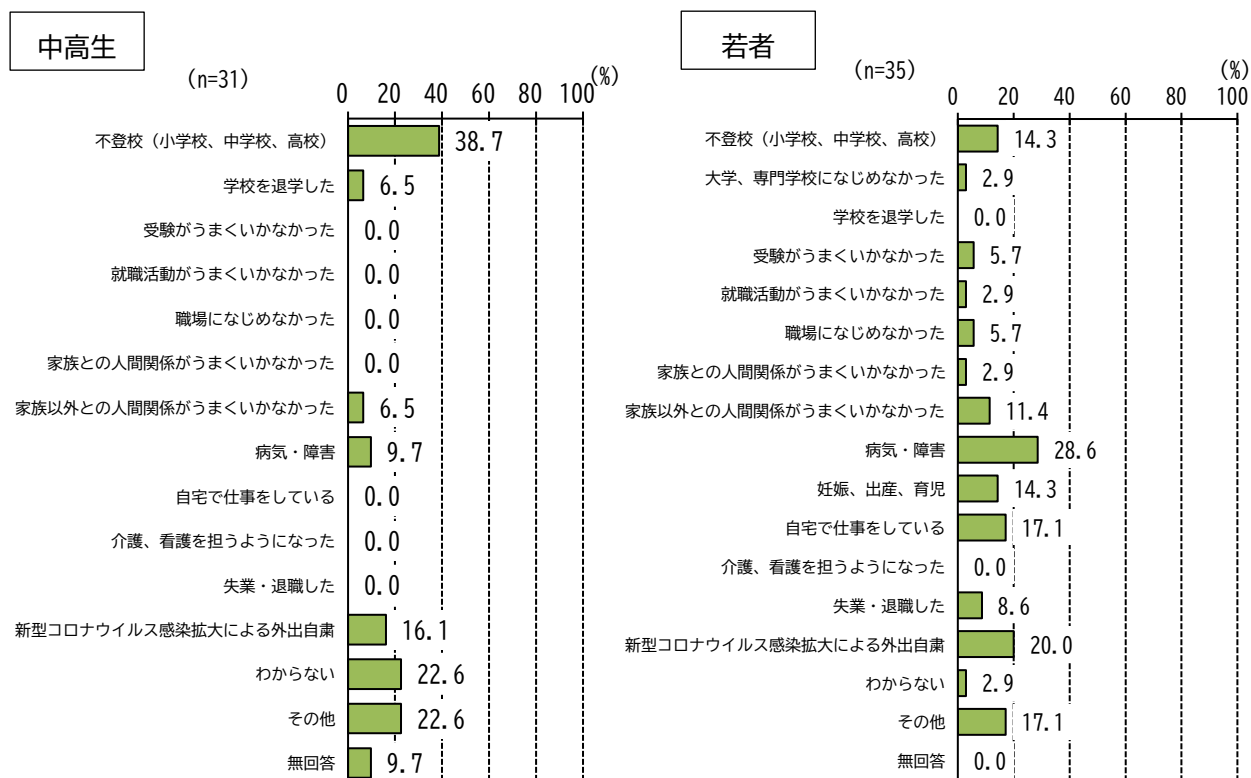
こころの健康に影響を及ぼす体験について、虐待や両親の離婚などの体験に関する設問に「3個以上あてはまる」と回答した小学生は5.8%、中学生は4.6%となっています。



第2章 本市のこども・子育てを取り巻く現状と課題

⑩外出の状況について

ひきこもり状態と考えられる方が、現在の状況になったきっかけについて、中学生・高校生では「不登校」「学校を退学した」「家族以外との人間関係がうまくいかなかった」「病気・障害」などが挙げられます。19～29歳では「不登校」「病気・障害」「失業・退職した」などが挙げられます。



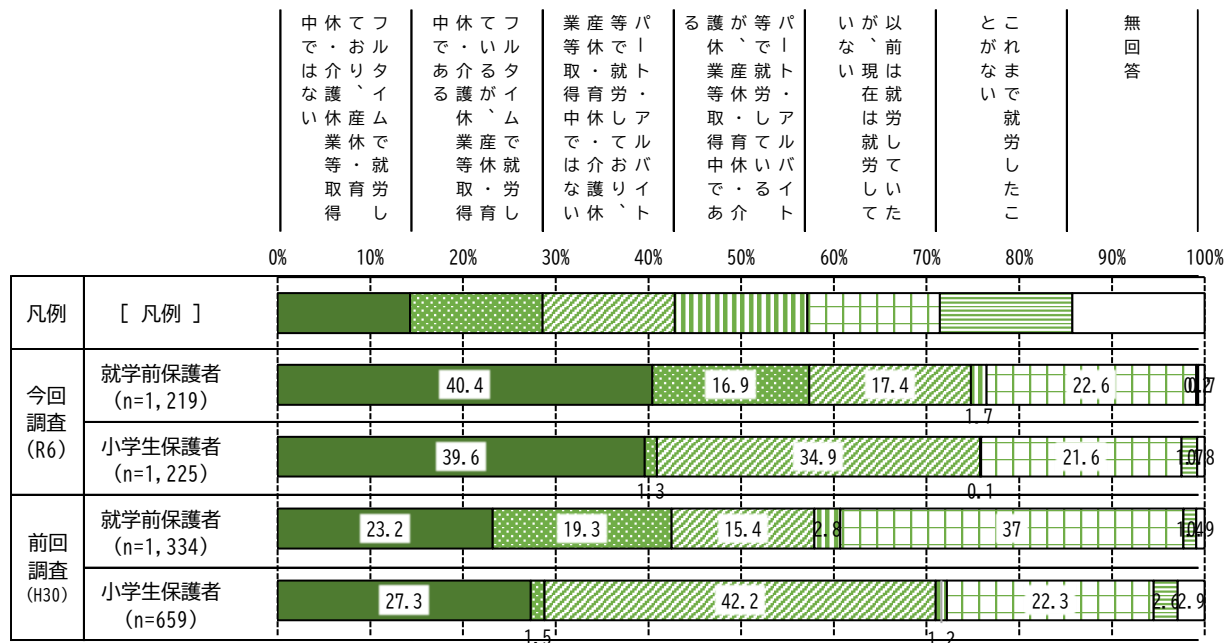
出典：流山市こども・若者意識調査



(3) 調査結果から分かる子育て世帯の状況

①母親の就労状況

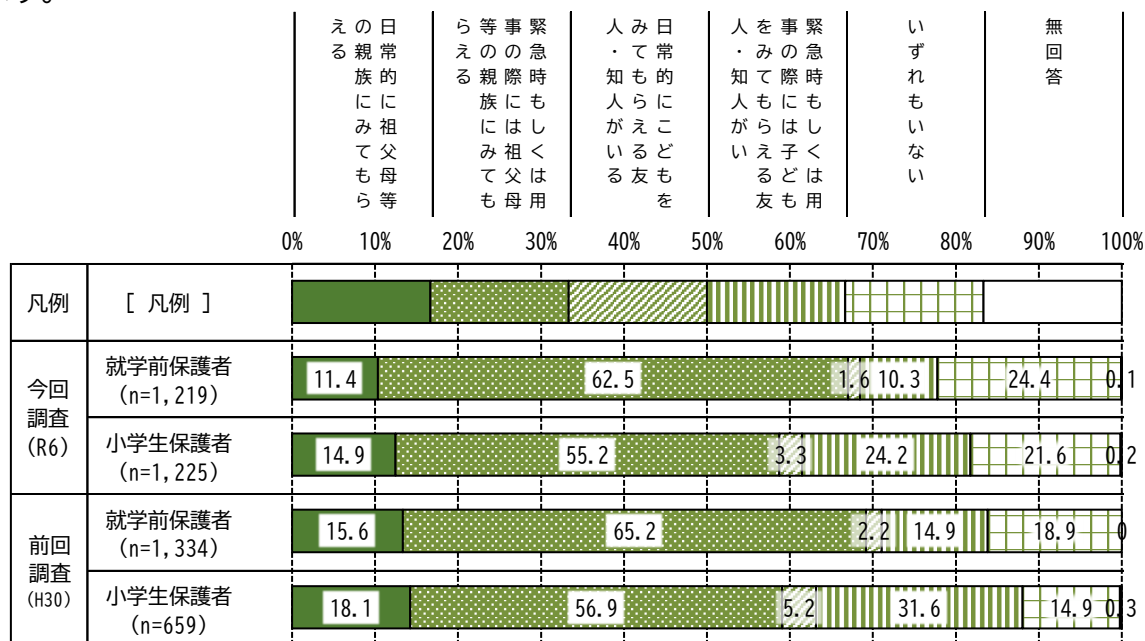
母親の現在の就労状況は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業等取得中ではない」が就学前のこどもの母親では40.4%、小学生の母親では39.6%となっており、前回調査から上昇しています。また、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が、就学前のこどもの母親では22.6%、小学生の母親では21.6%となっています。



出典：(仮称) 流山市こども計画策定に関するニーズ調査

②こどもをみてもらえる親族・知人

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が就学前のこどもの保護者では62.5%、小学生の保護者では55.2%となっています。「いずれもいない」は就学前のこどもの保護者では24.4%、小学生の保護者では21.6%となっており、前回調査から上昇しています。



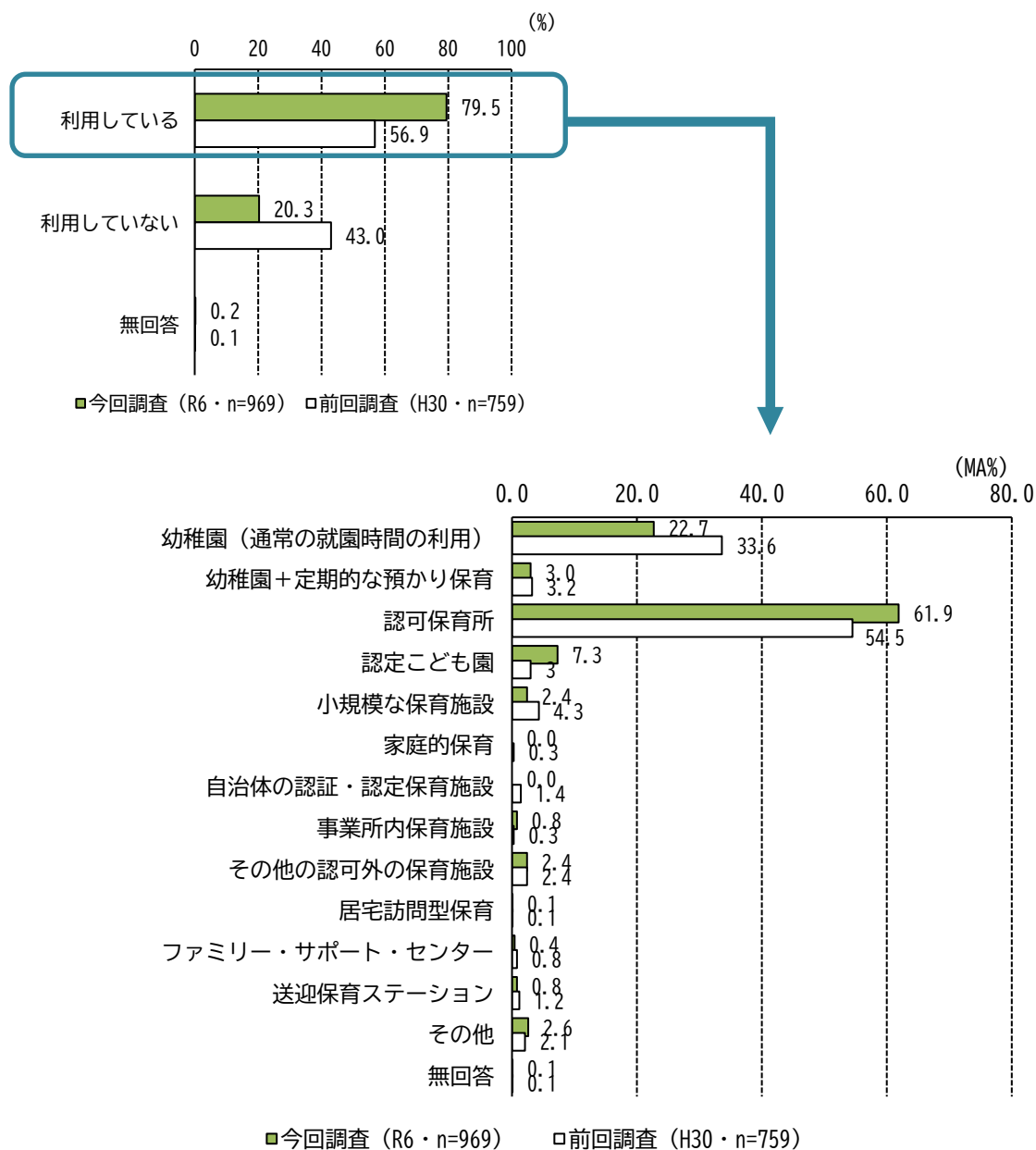
出典：(仮称) 流山市こども計画策定に関するニーズ調査



③平日の定期的なこどもを預かる施設・事業の利用状況

平日の就学前のこどもを預かる施設・事業を定期的に利用しているのは、全体で79.5%となっています。前回調査と比較すると、利用しているのは56.9%から22.6ポイント上昇しています。

現在利用している施設・事業は、「認可保育所」が61.9%で最も高く、次いで「幼稚園」が22.7%、「認定こども園」が7.3%となっています。前回調査と比較すると、「幼稚園」が33.6%から10.9ポイント低下しています。

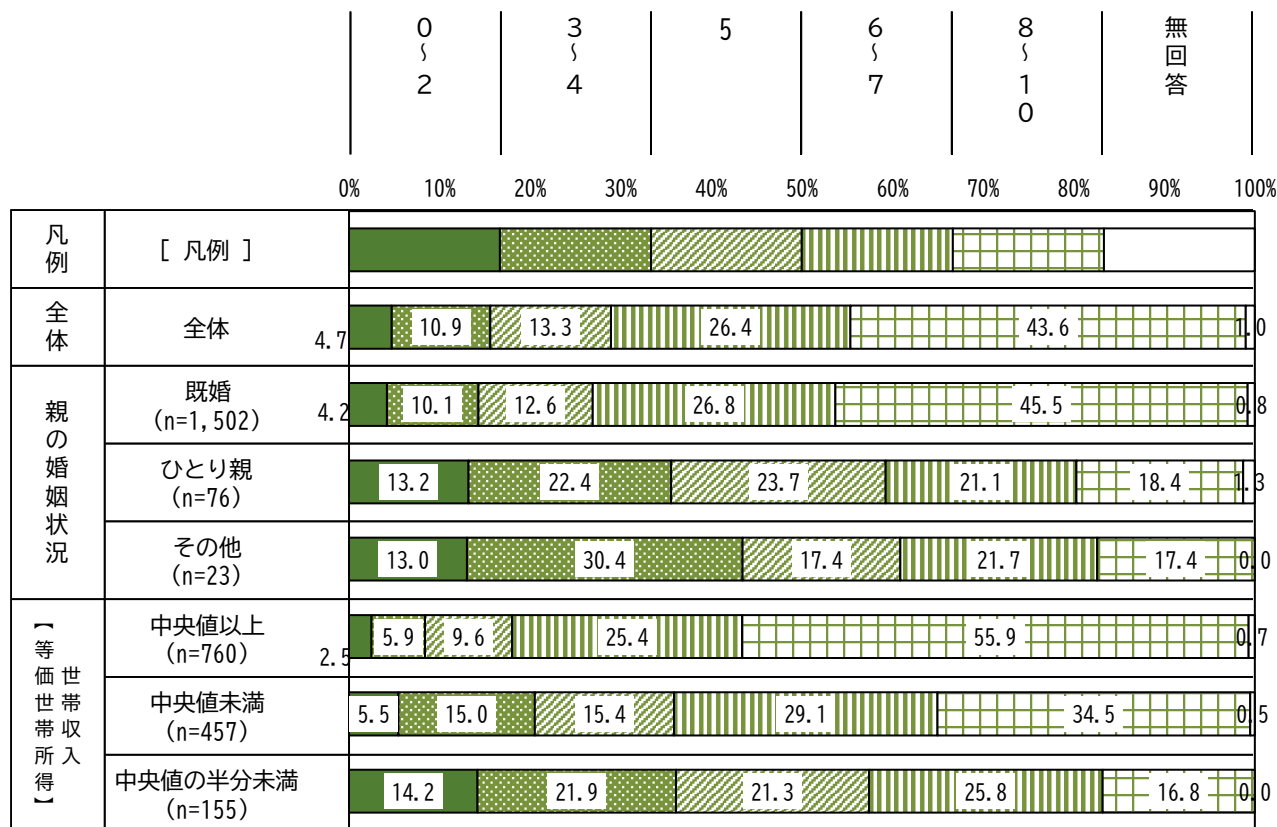


出典：(仮称) 流山市こども計画策定に関するニーズ調査



④生活の満足度について

生活の満足度は、「8～10（十分に満足している）」が最も高くなっています。婚姻状況別にみると、ひとり親では「0（まったく満足していない）～2」「3～4」が既婚を約10%上回っています。世帯収入別にみると、世帯収入が少ないほど「0（まったく満足していない）～2」の割合が高くなっています。



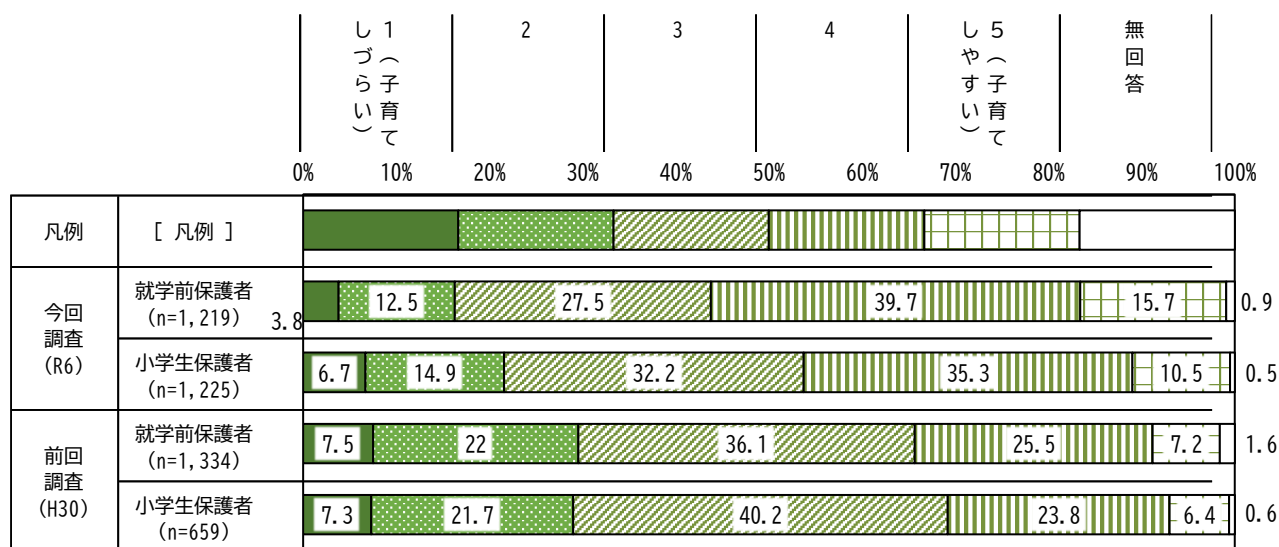
出典：流山市こどもの生活状況調査



⑤流山市における子育ての環境や支援

・子育てしやすい街だと思うか

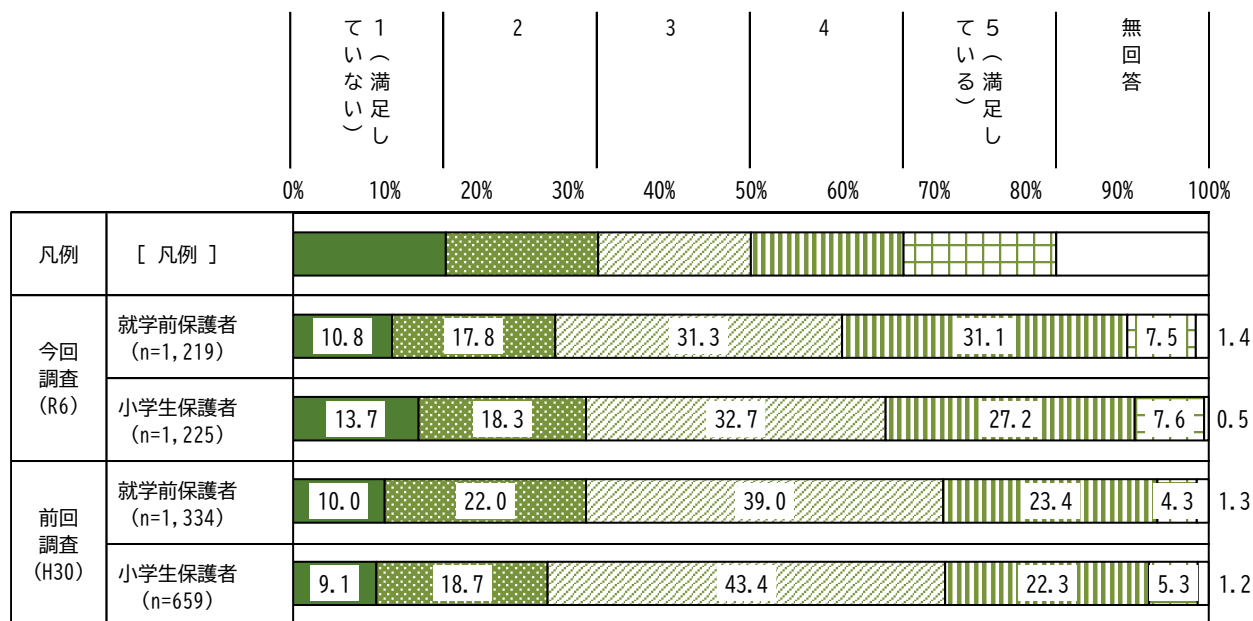
流山市は子育てしやすい街だと思う割合について、就学前のこどもの保護者では4及び5（子育てしやすい）を合わせた割合は55.4%となっており、前回調査と比較すると、32.7%から22.7ポイント上昇しています。小学生の保護者では4及び5（子育てしやすい）を合わせた割合は45.8%となっており、前回調査と比較すると、30.2%から15.6ポイント上昇しています。



出典：(仮称) 流山市こども計画策定に関するニーズ調査

・流山市の教育・保育施設の設備・環境への満足度

就学前のこどもの保護者では4及び5（満足している）を合わせた割合は38.6%となっており、前回調査と比較すると、27.7%から10.9ポイント上昇しています。小学生の保護者では4及び5（満足している）を合わせた割合は34.8%となっており、前回調査と比較すると、23.5%から11.3ポイント上昇しています。



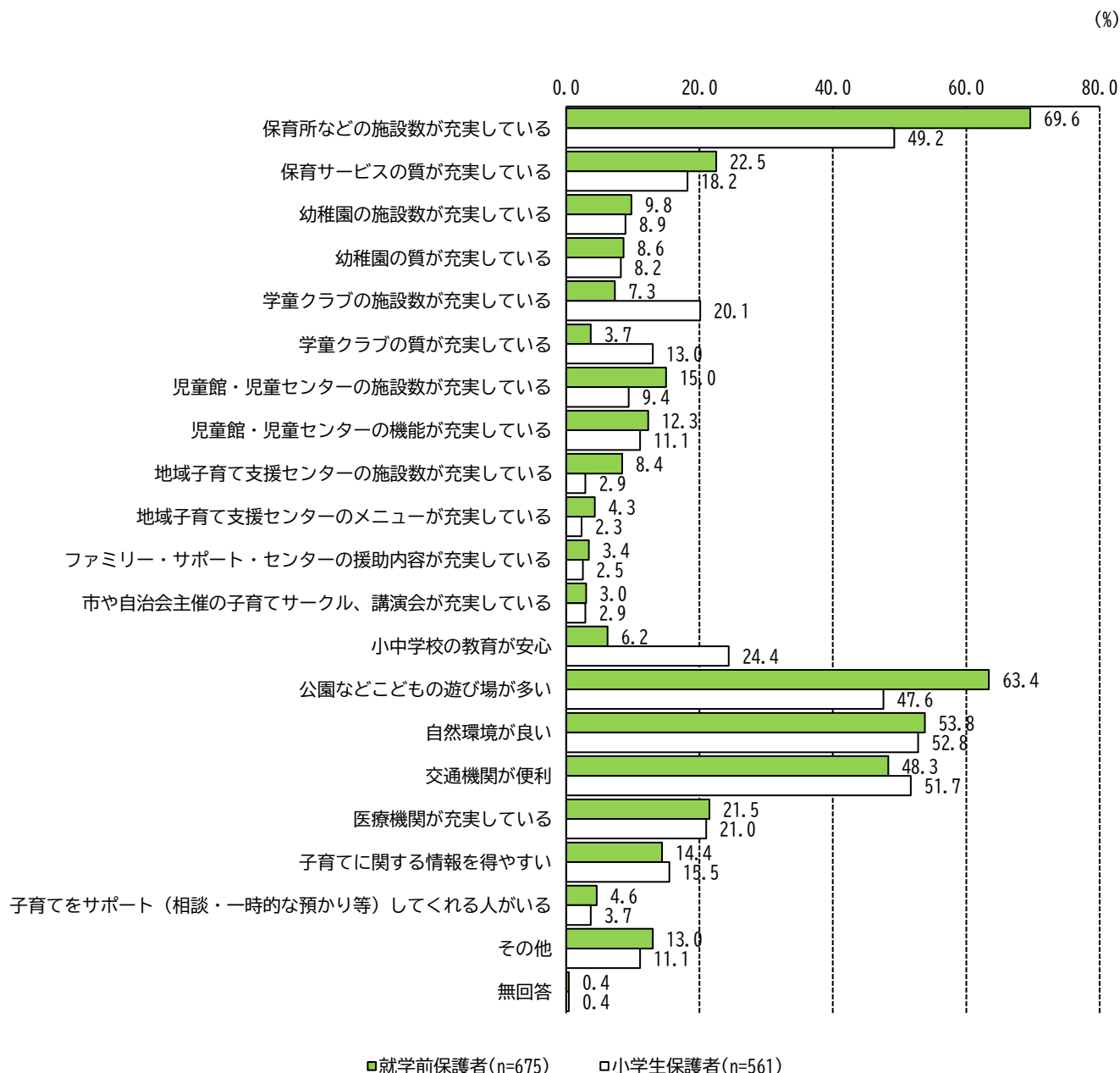
出典：(仮称) 流山市こども計画策定に関するニーズ調査



第2章 本市のこども・子育てを取り巻く現状と課題

・子育てしやすいと思う理由

子育てしやすいと思う理由について、就学前のこどもの保護者では「保育所などの施設数が充実している」が69.6%で最も高く、「公園などこどもの遊び場が多い」が63.4%、「自然環境が良い」が53.8%となっており、小学生の保護者では「自然環境が良い」が52.8%で最も高く、「交通機関が便利」が51.7%、「保育所などの施設数が充実している」が49.2%となっています。



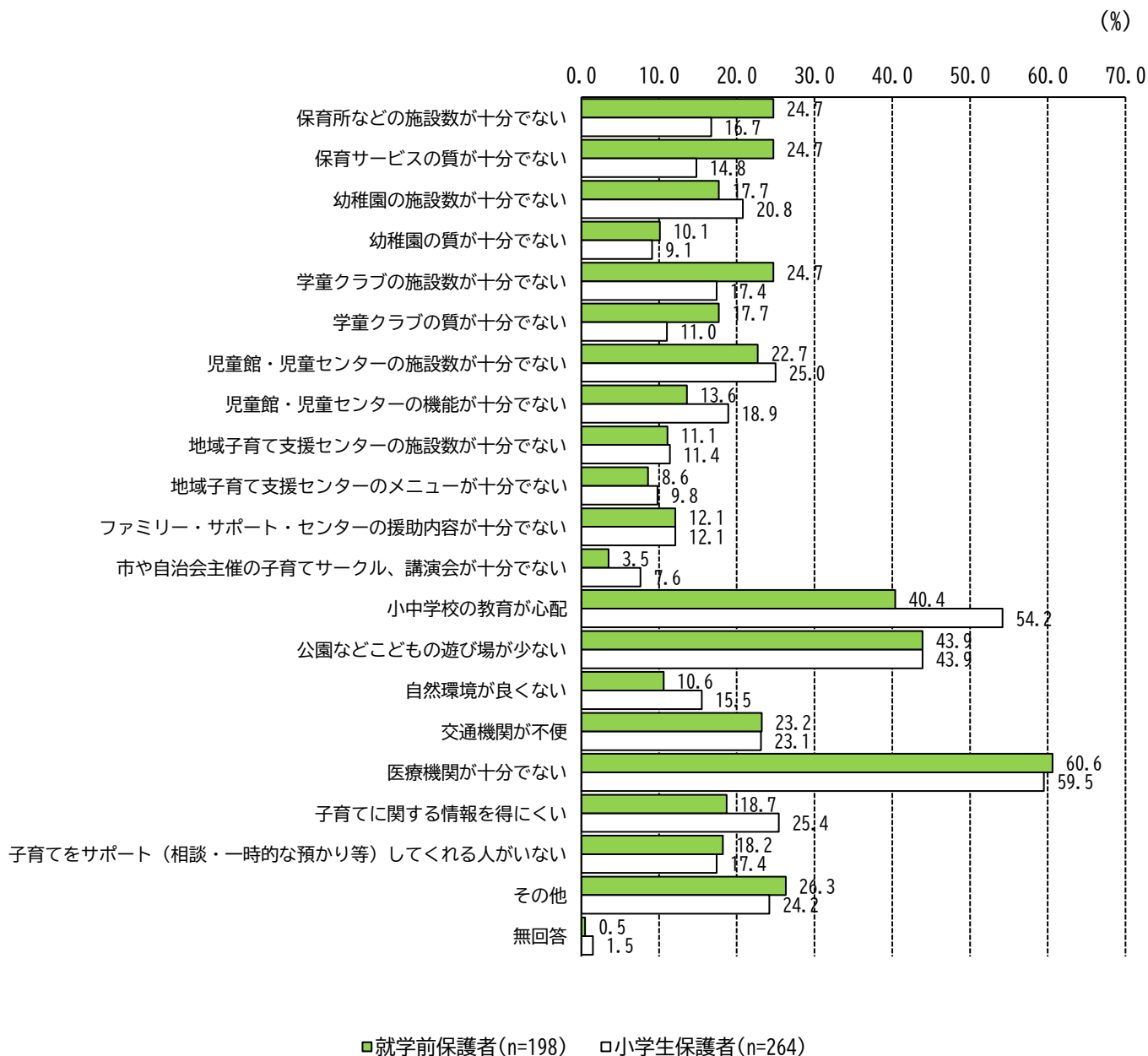
出典：（仮称）流山市こども計画策定に関するニーズ調査



第2章 本市のこども・子育てを取り巻く現状と課題

・子育てしづらい理由

子育てしづらいと思う理由について、就学前のこどもの保護者では「医療機関が十分でない」が60.6%で最も高く、「公園などこどもの遊び場が少ない」が43.9%、「小中学校の教育が心配」が40.4%となっており、小学生の保護者では「医療機関が十分でない」が59.5%で最も高く、「小中学校の教育が心配」が54.2%、「公園などこどもの遊び場が少ない」が43.9%となっています。



出典：（仮称）流山市こども計画策定に関するニーズ調査



- ・こどもの権利についての認知度が低いため、普及啓発活動が必要です。
- ・恒常的にこども・若者の声や意見を聞く仕組みづくりを進めていくことが必要です。
- ・自己肯定感を高めるために、こども自身が、こどもの権利についての認識を深め、主体的に自分の考えや思いを表現できるようになること、こどもは一人の人間であり、権利の主体であることを大人が理解することなど、すべてのこどもにやさしいまちづくりを進めていくことが必要です。
- ・ヤングケアラーが抱える、心身への負担や勉強、友人関係への影響等の解消を目指し、関係機関による情報共有、役割分担の明確化など、具体的な支援方法について速やかに対応していくことが必要です。

- ・こどもの希望を踏まえたこどもの居場所づくりが必要です。（公園環境設定、室内でいつでも遊べる施設等）
- ・長期休暇時の預かりや放課後のこどもの居場所を求める保護者が多いため、こどもの居場所の取組が必要です。
- ・こども・若者の居場所を整備することは、こども・若者の成長を促すことにつながると考えられるため、若者が気軽に立ち寄り、安心して自由に過ごすことができる居場所の提供を進めていくことが必要です。

- ・相談機関に望むことは、「親身に聞いてくれる」と回答する割合が最も高く、また、相談機関を利用しない理由として、「相談しても解決できないと思う」と回答する割合が最も高いため、寄り添い型の対応や相談体制の充実を図る取組が必要です。
- ・こどもの心身ともに健やかな成長のためにも、相談先の周知方法の工夫や安心して相談できるような環境づくり、辛い、苦しい経験をした際にこども自らが相談でき、こどもにとって一番良い解決方法を一緒に考える仕組みを検討していくことが必要です。
- ・子育てに関する相談窓口について、身近で敷居が低く、いつでも気軽に相談できるような体制づくりを進めていくことが必要です。

- ・保護者が求める重要だと思ふ支援等において、こどもの就学に係る費用の軽減を求める割合が最も高いため、経済的な支援への取組が必要です。
- ・ひとり親家庭の収入の安定を図るためにも、養育費を確実に確保するための取組や離婚前後における公的支援を進めていくことが必要です。

(5) 子育て支援サービスの充実

- ・子育て世帯の増加により、一時預かり施設や子育てひろば、病児保育などの子育て環境の充実が必要です。

(6) 幼児教育・保育の質の確保

- ・不適切な保育、小1 プログレムなどの課題に適切に対応するため、施設職員の意識啓発及び専門性の確保、小学校への円滑な接続が図られるようなカリキュラムが必要です。

(7) 若者支援

- ・若者が悩んでいることは、「お金」「将来・進路」「仕事・就職」が多く挙げられており、若者の抱える状況や課題はさまざまであるため、こうした多様な悩みや困難を受け止め、それぞれに対応した支援が必要です。
- ・学生時代の不登校が原因でひきこもり状態が続いている若者もいるため、例えば、オンライン等による相談がしやすい方法の実施等を通じて、ひきこもり状態にあるこども・若者やその家族への早い段階からの支援を進めていく必要があります。

(8) 地域でこどもを支える

- ・ひとりで食えることが多いこどもは、生活の満足度や自己肯定感が低い傾向にあるため、地域全体で支える仕組みづくりが必要です。



第3章 こども計画の基本理念と基本的な考え方

1 基本的考え方

流山市は、こどもの心豊かで健やかな育ちや子育てを支援し、こどもがいかなる環境、家庭状況にあっても分け隔てなく大切にされ、こどもにとって最も良いことは何かを第一に考え、自分らしく安心して生きることができる、すべてのこどもにやさしいまちづくりの実現を目指します。

2 基本理念

**すべてのこども・若者の育ちや子育てを地域全体で支え
こどもの権利を保障するための取組を進め
こどもにやさしいまちづくりの実現を目指します**

すべてのこどもは、生まれながらにして、いかなる差別も受けることなく、一人の人間として愛され、大切にされ、尊重されるかけがえのない存在です。こどもが心豊かで健やかに成長していくために欠くことができない大切なものとして、こどもの権利が保障される必要があります。

こどもの権利を保障する5つの基本理念である

- ・生命・生存・発達の保障
- ・こどもの最善の利益の優先考慮
- ・こどもの意見表明権の確保
- ・差別の禁止
- ・一人の人間としての権利の主体であることの尊重

を大人が理解し、こどももこうした権利があることを知り、こども・若者が主体的に自分の考えや思いを表現していくことで、自立した個人として成長することができます。さらに、自分の権利が守られることで、こどもも大人も違いや個性を認め合い、すべての人の権利を尊重することの大切さを理解できるようになります。これにより、こども・若者の育ちや学びが保障され、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができるようになります。

流山市では、すべてのこどもが幸福に生きていく権利を有するかけがえのない存在であるという認識を持って、こどもたちの人権が守られ、心豊かで健やかに成長できるよう、市、市民、事業者及び学校等が一体となって、子育てにやさしいまちづくりを進めてきました



が、児童虐待や不登校児童数、いじめの認知件数の増加など、こどもを取り巻く環境が複雑多様化し、こどもの権利が脅かされる現象が続くような状況になっています。

こうした状況も踏まえ、こども基本法に基づく本こども計画を策定し、こども・子育て施策を総合的かつ計画的に推進することで、基本理念である「すべてのこども・若者の育ちや子育てを地域全体で支え こどもの権利を保障するための取組を進め こどもにやさしいまちづくり」の実現を目指します。

参 考

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）について

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）は、18歳未満のすべてのこどもを対象に、こどもの基本的人権を守るために、昭和64年（1989年）の国連総会で満場一致で採択され、日本は平成6年（1994年）に批准しました。

子どもの権利条約はこどもが守られる対象であるだけでなく、権利をもつ主体であることを明確にしました。こどもが大人と同じように、一人の人間として持つ様々な権利を認めるとともに、成長の過程にあって保護や配慮が必要な、こどもならではの権利も定めています。

子どもの権利条約の基本的な考え方は、以下の4つが示されています。

1 差別の禁止（差別のないこと）

すべてのこどもは、こども自身や親の人種や国籍、性、意見、障害、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

2 こどもの最善の利益（こどもにとって最もよいこと）

こどもに関することが決められ、行われる時は、「そのこどもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

3 生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

4 こどもの意見の尊重（こどもが意味のある参加ができること）

こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮します。

（出典：子どもの権利条約 ユニセフホームページ）



3 基本目標

本計画では、基本理念を実現するために、以下の6つの基本目標を掲げ、目標ごとに各事業を位置付け、こども・子育て施策を総合的かつ計画的に推進します。

基本目標1 こどもの権利を保障し、こどもの健やかな育ちの支援

基本目標2 こどもを安心して生み育てるための支援体制の強化

基本目標3 こどもと子育て家庭を支える教育・保育環境の充実

基本目標4 すべてのこども・若者の自立と社会参加の支援

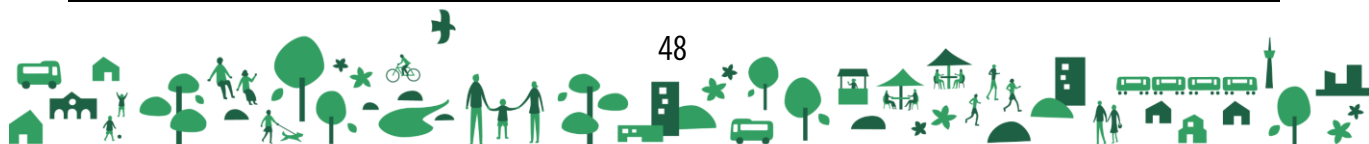
基本目標5 こども・若者の育ちを地域全体で支える環境づくり

基本目標6 こどもの権利を守る仕組みづくり



4 施策の体系

基本目標	施策の方向性	主な取組
基本目標 1 こどもの権利を保障し、こどもの健やかな育ちの支援	(1) こどもの権利に関する理解促進	①こどもの権利の普及啓発
		②こどもの権利に関する学習機会の充実
	(2) こどもの意見表明・参加の促進	①こどもの意見表明・参加の仕組みづくり
		②こどもの意見表明・参加の機会の確保
	(3) こどもの居場所づくり、学び・遊び・体験の支援	①こどもの居場所の充実
		②学習機会の充実
		③遊び・体験の機会の充実
	(4) こどもの権利侵害の防止	①虐待の未然防止、養育支援体制の整備
		②いじめ、不登校、困難に直面することもへの支援
		③こどもの権利侵害に関する相談・救済
基本目標 2 こどもを安心して生み育てるための支援体制の強化	(1) 妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援	①妊娠期からの切れ目のない支援
		②こどもの健康確保のための取組
		③子育て支援サービスの充実
		④家庭教育支援
		⑤子育てに関する相談体制の充実
	(2) 経済的支援の充実	①児童手当の支給
		②こども医療費の助成
		③保育所等保育料の負担軽減
		④就学・進学費用の援助
	(3) 生活に困難を抱える子育て家庭の支援強化	①生活困窮家庭への支援
		②ひとり親家庭等への支援
	(4) こどもの発達・成長に応じた支援	①発達に課題や障害があるこどもへの支援
		②特別な支援を要するこどもへの教育の充実



基本目標	施策の方向性	主な取組
基本目標3 こどもと子育て家庭を支える教育・保育環境の充実	(1) 乳幼児期から学童期の教育・保育環境の充実	①教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実
	(2) 幼児教育・保育の質の向上	①就学前の教育・保育の質の向上 ②幼稚園・保育所等と小学校の連携
	(3) 質の高い学校教育の充実	①こどもの権利に関する学びの支援
		②教育環境の充実
		③学校における多様な体験・学びの機会の充実
基本目標4 すべてのこども・若者の自立と社会参加の支援	(1) すべてのこども・若者の健やかな育成支援	①若者の活動・社会参画の機会の充実 ②若者の居場所の充実
	(2) 生きづらさを抱えた若者の支援	①若者に関する相談体制の充実 ②困難や生きづらさに直面する若者に対する支援
基本目標5 こども・若者の育ちを地域全体で支える環境づくり	(1) 地域におけるこども・子育て支援活動の推進	①子育て関連団体への支援 ②地域における子育て支援ネットワークの強化
	(2) 子育て世帯にやさしい安心・安全なまちづくりの推進	①子育て世帯が利用しやすい公園の整備・充実
		②通学路の安全確保
		③子育て世帯が安心・安全に生活できる環境整備
		④有害環境からこども・若者を守る取組
	(3) 子育てと仕事の両立の推進・多様な働き方の推進	①共育での推進
		②男性の家事・子育てへの参画の促進
		③多様な働き方の推進
基本目標6 こどもの権利を守る仕組みづくり	(1) こども・子育て施策に関する評価・検証	①こどもの権利部会の設置



第4章 こども・子育て施策の展開

Ⅰ 重点事業

本計画の基本理念及び基本的な考え方に沿って、こどもの権利を保障し、実現するための施策の展開を行うため、以下の基準に基づき、計画期間中において、特に重点的に取り組むべき個別事業を重点事業（27事業）として選定します。

○選定基準

- ・ こども大綱及びこども未来戦略（令和5年（2023年）12月22日閣議決定）において位置付けがある事業
- ・ 流山市総合計画における重点事業
- ・ 市民のニーズや子ども・子育て会議での審議等を踏まえ、推進する必要がある事業

○重点事業一覧

基本 目標	事業 番号	No.	重点事業名	基本 目標	事業 番号	No.	重点事業名
1	1	1	こどもの権利保障に関する周知・啓発	2	72	19	児童発達支援センターの運営
	4	2	（仮称）流山市こども会議の設置		73	20	保育所等訪問支援
	5	3	若者まちづくり事業		50	-	障害児相談支援事業【再掲】
	8	4	若者居場所づくり事業		86	21	特別支援教育の推進
	9	5	児童館・児童センターの運営		88	22	送迎保育ステーション
	14	6	絵本のふれあい体験の支援	3	70	-	保育所等における要配慮児の受入促進【再掲】
	18	7	（仮称）流山市こども家庭センターの設置運営		71	-	医療的ケア児の受け入れ【再掲】
	19	8	支援対象児童等見守り強化事業		73	-	保育所等訪問支援【再掲】
	25	9	教育相談		95	23	保育人材確保事業
	26	10	ヤングケアラーの支援強化		96	24	幼児教育・保育に関する研究・研修
2	18	-	（仮称）流山市こども家庭センターの設置運営【再掲】		103	25	幼保小の連携
	33	11	小児救急医療体制の充実		1	-	こどもの権利保障に関する周知・啓発【再掲】
	34	12	乳幼児健康診査		86	-	特別支援教育の推進【再掲】
	9	-	児童館・児童センターの運営【再掲】	4	5	-	若者まちづくり事業【再掲】
	14	-	絵本のふれあい体験の支援【再掲】		8	-	若者居場所づくり事業【再掲】
	47	13	父親の家事・子育てへの参加		9	-	児童館・児童センターの運営【再掲】
	49	14	こどもの発達相談		18	-	（仮称）流山市こども家庭センターの設置運営【再掲】
	50	15	障害児相談支援事業	5	25	-	教育相談【再掲】
	26	-	ヤングケアラーの支援強化【再掲】		26	-	ヤングケアラーの支援強化【再掲】
	64	16	ひとり親家庭等生活向上事業		120	26	公園の整備・充実
	70	17	保育所等における要配慮児の受入促進		47	-	父親の家事・子育てへの参加【再掲】
	71	18	医療的ケア児の受け入れ	6	135	27	（仮称）流山市こどもの権利部会の設置検討



2 施策の展開

基本目標1 こどもの権利を保障し、こどもの健やかな育ちの支援

背景

- ・ こどもの権利については、「子どもの権利条約」が平成元年（1989年）の国連総会で採択され、平成6年（1994年）に日本は批准しました。この条約では、全てのこどもが幸せに生きることができるよう、「命を守られ成長できること」、「こどもにとって最もよいこと」、「意見を表明し参加できること」、「差別のないこと」という4つの一般原則が掲げられました。
- ・ 平成28年（2016年）の児童福祉法改正において、「子どもの権利条約」の精神が理念に明記されるとともに、全ての児童が「適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有する」主体として位置付けられました。
- ・ 現在、全国、千葉県における児童虐待の相談対応件数は増加傾向となっています。流山市においても相談対応件数は増加傾向にあり、こどもの権利が脅かされる状況が続いている中で、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応を図るため、対応する職員の専門性の向上及び組織対応力の強化など体制整備を図る必要があります。
- ・ 他にも、いじめの問題への対策を総合的かつ効果的に実施することにより、児童生徒が安心して生活することができる環境を整えることを目的とした「流山市いじめ防止対策推進条例」を平成27年（2015年）4月に施行しました。市内小中学校においては、児童生徒数の増加といじめの積極的な認知に伴い、最近のいじめの認知件数は、以前に比べ高い水準にあります。

こどもの権利について理解促進を進め、こどもの意見表明や参加の促進、こどもの居場所や活動の場の充実に取り組みます。また、児童虐待をはじめとしたこどもの権利侵害を防止するための取組、権利侵害からの救済の取組など、こどもの権利保障に向けた取組を進めます。



施策の方向性 (1) こどもの権利に関する理解促進

現状と課題

子どもの権利条約において、こどもは守られる対象であるだけでなく、権利をもつ主体であることが明記されており、こどもが権利の主体であることをこどもだけでなく、大人も認識することが重要です。

流山市こども・若者意識調査では、子どもの権利条約について「知っている」と回答した中高生は約3割、若者は約2割、「知らない」と回答した中高生は約3割、若者は約4割となっており、こどもの権利に関する理解が進んでいない状況がうかがえます。

方向性

こどもが権利の主体であることが広く浸透するよう、普及啓発や学習機会の確保に取り組めます。

児童虐待やいじめなど、こども自身からの権利侵害に関する相談を受け、助言や支援及び調査、調整等を行い、こどもの立場に立って、問題の解決を図る第三者機関の設置を検討します。

成果指標と目標値

成果指標	現状値 (令和6年度)	目指す方向性 (令和11年度)
子どもの権利条約を「知っている」と回答したこども・若者の割合	中高生：29.2% 若者：21.3%	↗

※個別事業の表記

新規：本計画に新たに位置付けた事業、または、本計画期間中に新たに実施（予定を含む。）する事業

支援事業：子ども・子育て支援事業計画（第5章）対象事業



主な取組

①こどもの権利の普及啓発

こどもの権利に関して理解促進を進めるため、こどもや大人を対象とした普及啓発活動を行います。

重点事業

事業番号	事業名	取組内容		
1	こどもの権利保障に関する周知・啓発 (基本目標3に再掲)	こどもにやさしいまちづくりの実現に向けて、こどもの意見表明の場やこどもの権利保障を具体化する取組などを実施し、周知・啓発に努めていきます。 また、子どもの権利条約について、条約の主要な条文をイラストなどとともにわかりやすく記載したリーフレットを母子健康手帳とともに交付し周知に努めます。 人権週間やスクールロイヤーによるいじめ防止授業等で、こどもの権利に関する学習機会の充実を図りながら、こどもの権利や人権意識の定着のため、周知・啓発に努めます。		
		担当課	成果指標	現状値
	健康増進課 子ども家庭課	こどもの権利保障に関するワークショップ等の参加者数	—	参加者数の増加
	指導課	いじめ防止授業実施数	27 校 (令和 5 年度)	29 校

個別事業

事業番号	事業名	取組内容	担当課
2	教育現場における指導者の育成	教職員の人権意識の高揚を図るため、人権に関する研修を更に推進し、指導者の育成に積極的に努めます。	指導課

②こどもの権利に関する学習機会の充実

こどもの権利に関する研修を実施し、こどもの権利の理解促進を図ります。

個別事業

事業 番号	事業名	取組内容	担当課
3 新規	こどもの権利保障に 関する研修	こどもに関わる関係者(施設等職員、学校教職員 及び市役所職員等)に対して、子どもの権利条約 の理念や一般原則等に関する研修の実施を検討 します。	子ども家庭課

施策の方向性（２）こどもの意見表明・参加の促進

現状と課題

子どもの権利条約の基本的な考え方において、こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮することが明記されています。

流山市こども・若者意識調査では、市に自分の思いを伝えたいかについて、中高生・若者ともに「そう思う」「ややそう思う」を合わせると３割以上となっています。一方で、中高生と若者ともに「伝えたい意見はない」が最も高くなっています。

方向性

こどもの意見が尊重され、社会に参加できるようにするために、こどもが意見を表明できる機会を確保します。

成果指標と目標値

成果指標	現状値 (令和 6 年度)	目指す方向性 (令和 11 年度)
流山市に対して、自分の思いを伝えたいと思ったこども・若者の割合 (「そう思う」「ややそう思う」を合わせた割合)	中高生：37.0% 若者：31.5%	↗
積極的に色々な人と話したいと思うこどもの割合 (「とても思う」「思う」を合わせた割合)	小学生：74.6% 中学生：72.1%	↗



主な取組

①こどもの意見表明・参加の仕組みづくり

新たに、こどもや若者が意見を表明できる環境づくりや、主体的に参加するための仕組みづくりを行います。

重点事業

事業番号	事業名	取組内容		
4 新規	(仮称)流山市こども会議の設置	こどもに関する施策や事業等について話し合い、市に対して政策提言等を定期的かつ継続的に行う恒常的な仕組みとして、小学生から中学生を対象とした「(仮称)流山市こども会議」の設置を検討します。		
	担当課	成果指標	現状値	目標値(令和 11 年度)
	子ども家庭課	(仮称)流山市こども会議の参加者数	—	参加者数の増加
5 新規	若者まちづくり事業 (基本目標4に再掲)	こども・若者が地域やまちの課題を自分たちで解決したり、または市役所に提案したりするなど、よりよいまちづくりのために活動するため、高校生から大学生を対象に募集し、こども・若者の居場所づくりや本市の課題を解決するための施策提言などを行う事業の実施を検討します。		
	担当課	成果指標	現状値	目標値(令和 11 年度)
	子ども家庭課	若者まちづくり事業の参加者数	—	参加者数の増加

個別事業

事業番号	事業名	取組内容	担当課
6 新規	こども・若者意見聴取の仕組みづくり (基本目標6に再掲)	こども・若者から意見聴取するために、デジタル技術を活用した新たなプラットフォームを組み合わせるなど、幅広いこども・若者からの意見を聴取する仕組みづくりを検討します。	子ども家庭課

②こどもの意見表明・参加の機会の確保

こどもが意見表明できる場を確保し、こどもの健全育成に対する理解と関心を深めます。

個別事業

事業番号	事業名	取組内容	担当課
7	青少年主張大会	青少年が日頃考えている抱負や意見を発表する「青少年主張大会」を開催することで、青少年自身が社会の一員としての自覚と責任に目覚め、自らの目標を持ち、それに向かって努力することの重要性和青少年の果たすべき役割を認識するとともに、広く青少年の健全育成に対する理解と関心を深めます。	文化芸術・生涯学習課



施策の方向性（3）こどもの居場所づくり、学び・遊び・体験の支援

現状と課題

全てのこどもが安心して過ごせるような居場所や、こどもの健やかな成長につながるような学び・遊び・体験を支援することは、こどもの健やかな成長にとって重要です。

流山市では、こどもの居場所として児童館・児童センター、学童クラブ等があり、こどもの居場所や遊び場の充実に取り組んできました。

ヒアリング調査では、こども・保護者共に、更なるこどもの居場所や遊び場の充実を望む声があるほか、年齢が上がるにつれ、遊び場や友だちと集まることができる場所が少ないと感じている声が挙がっています。

方向性

こどもが安心して過ごせるようなこどもの居場所の更なる充実を図ります。また、こどもの視点に立った居場所づくりとなるような運営を行います。

また、こどもの健やかな成長のため、文化や芸術、スポーツなど、多様な学び・遊び・体験の機会を提供していきます。

成果指標と目標値

成果指標	現状値 (令和6年度)	目標値・目指す方向性 (令和11年度)
「ホッとできる居場所がない」と回答したこども・若者の割合	中高生：1.3% 若者：2.2%	0%
地域に、遊んだりスポーツしたり、リラックスしたり安心して自分が好きなことをする場所があると回答したこどもの割合	中高生：55.1%	↗



主な取組

①こどもの居場所の充実

こどもが安心して過ごせるような居場所の充実を図ります。

重点事業

事業番号	事業名	取組内容		
8 新規	若者居場所づくり事業 (基本目標4に再掲)	若者支援のために、若者が気軽に立ち寄れ、安心して自由に過ごすことができる居場所を提供するため、NPO 法人等に事業を委託し、民家、大学キャンパス等を活用して、若者の居場所づくりを推進する事業の実施を検討します。教育支援センター(フレンドステーション)の活動内容の充実及び情報発信の工夫を図り、不登校児童生徒の支援を進めます。		
	担当課	成果指標	現状値	目標値(令和 11 年度)
	子ども家庭課指導課	若者の居場所の利用者数	—	利用者数の増加
9	児童館・児童センターの運営 (基本目標2・4に再掲)	児童館・児童センターにおいて、こどもの遊びの場として提供するだけでなく、こどもたちからの意見を取り入れながら事業を実施し、こどもの居場所の充実を図ります。また、地域の子育て活動の拠点施設となるような保護者・乳幼児の子育てをサポートするための事業も取り組んでいきます。		
	担当課	成果指標	現状値	目標値(令和 11 年度)
	子ども家庭課	児童館・児童センターの利用者数	こども：153,430 人 おとな：65,520 人 (令和5年度)	利用者数の増加

個別事業

事業番号	事業名	取組内容	担当課
10 事業計画	学童クラブ施設整備 (基本目標3に再掲)	児童数及び学童クラブ需要の増加に対応して学童クラブ施設を整備することにより、適切な育成支援の環境を整えます。	教育総務課
11 新規事業計画	児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援体制の必要性について、他の自治体の先進事例等を参考に研究します。	子ども家庭課
12	学校体育施設の利用 (基本目標4に再掲)	こどもの地域活動の場として、校庭、体育館等、学校施設の開放を進めていきます。	スポーツ振興課



②学習機会の充実

こどもの健やかな成長のため、多様な学びや体験の機会を提供します。

個別事業

事業番号	事業名	取組内容	担当課
13	こどもの体験学習の推進	公民館と博物館では、外部団体と協働し、こどもや子育て家庭が楽しみながら学べる体験学習や歴史や文化に触れる機会を創出します。また、小中学校における数多くの体験学習の場を設定し、児童生徒の感性を磨き、情操面を養うことに努めます。	指導課 公民館 博物館

③遊び・体験の機会の充実

文化や芸術、スポーツ等を通じて、こどもの遊びや学びの機会を提供します。

重点事業

事業番号	事業名	取組内容		
14	絵本のふれあい体験の支援 (基本目標2に再掲)	市内図書館の乳幼児向けブックコーナーを継続して整備します。ブックスタート関連事業「おはなし しゅっぱつしんこう！」として、子育て関連施設へ乳幼児向けおすすめ本セットを設置し、絵本とふれあえる環境づくりを支援します。		
	担当課	成果指標	現状値	目標値(令和11年度)
	図書館	図書館全館(7館) 乳幼児(6歳まで) の利用者数	19,573人 (令和5年度)	利用者数の増加

個別事業

事業番号	事業名	取組内容	担当課
15	こどもの文化・芸術活動の支援	市内の文化芸術団体等と連携を図りながら、こどもたちが文化芸術活動の成果を発表できる場の提供に努めます。また、公民館や図書館において、こどもや子育て家庭が文化・芸術に触れる機会や、読書に親しむ機会を創出します。 ・子育てコンサート ・赤ちゃんと楽しむ絵本とわらべうたの会 ・乳幼児向けおはなし会 ・南流山地域図書館における子育て支援施設との連携による読書に親しむ機会の提供	文化芸術・生涯学習課 公民館 図書館
16 新規	中高生向けの図書館資料の充実 (基本目標4に再掲)	中学生・高校生向けの資料の幅広い収集に努め、ティーンズコーナーのレイアウトを工夫し、中学生・高校生の来館につながるよう努めます。	図書館
17	各種スポーツ・レクリエーション大会・教室	今後も各種スポーツイベントを実施し、こどもたちがいつでもどこでもスポーツに親しめる環境づくりを継続します。	スポーツ振興課



施策の方向性（４）こどもの権利侵害の防止

現状と課題

児童虐待やいじめは、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながる可能性があるため、どのような背景であっても許されるものではありません。

現在、流山市では、児童虐待の相談対応件数は増加傾向にあり、こどもの権利が脅かされる状況が続いています。また、市内小中学校においては、児童生徒数の増加といじめの積極的な認知に伴い、最近のいじめの認知件数は、以前に比べ高い水準にあります。

児童虐待やいじめといったこどもの権利侵害を未然に防止するためには、早期発見・早期対応を図り、支援体制を充実することが重要です。

流山市こども・若者意識調査では、こどもの悩みなどを受け付ける相談機関の認知度は中学生・高校生において、約2割が「相談機関を知らない」と回答しており、相談機関の周知方法の工夫が必要です。また、相談機関に望むことは、「親身に聞いてくれる」と回答する割合が最も高く、また、相談機関を利用しない理由として、「相談しても解決できないと思う」と回答する割合が最も高いため、寄り添い型の対応や相談体制の充実を図る取組が必要です。

また、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていること
も（ヤングケアラー）は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうに
もかわらず、こども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化がしづらくなっていま
す。流山市こどもの生活状況調査では、家族の「お世話をしている」と回答した小学生が
36.6%、中学生が17.7%いるため、ヤングケアラーの早期発見を行い、適切な支援につな
ぐ必要があります。

方向性

こどもの権利侵害を未然に防止するために、早期発見・早期対応を図り、支援体制を充実します。具体的には、令和7年（2025年）4月に全ての妊産婦、子育て世帯、こどもを対象として、一体的かつ包括的に相談支援等を行う機能を有する「こども家庭センター」を設置する予定です。

こどもの心身ともに健やかな成長のために、相談先の周知方法の工夫や安心して相談できるような環境づくり、辛い、苦しい経験をした際にこども自らが相談でき、こどもにとって一番良い解決方法を一緒に考える仕組みづくりを進めます。

成果指標と目標値

成果指標	現状値 (令和6年度)	目指す方向性 (令和11年度)
自分は価値のある人間だと思うこどもの割合 (「とても思う」「思う」を合わせた割合)	小学生：63.1% 中学生：57.7%	↗
困っていることや悩みごとがあるときに「だれにも相談できない、相談したくない」と回答したこどもの割合	小学生：11.1% 中学生：12.5%	↘

主な取組

①虐待の未然防止、養育支援体制の整備

児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応を図るため、迅速かつ的確に対応していく相談支援体制を整備します。

重点事業

事業番号	事業名	取組内容		
18	(仮称)流山市こども家庭センターの設置運営 (基本目標2、4に再掲)	令和7年度に設置予定の「(仮称)流山市こども家庭センター」では、児童福祉と母子保健の機能を併せ持ち、すべてのこども、妊娠婦、子育て世帯の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく提供します。子育ての不安や虐待、DVに関わる問題に対し、虐待対応専門員をはじめこども家庭支援員、心理士が福祉的・心理的側面からの相談に対応できるようにします。また、ひとり親家庭の悩みを解決し自立が図れるよう、母子・父子自立支援員が相談に応じます。さらに、性的な被害、家庭状況その他の様々な事情により社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性に対し、女性相談支援員が本人の意向を踏まえ、専門的技術に基づいて必要な支援を行います。		
	担当課	成果指標	現状値	目標値(令和11年度)
	健康増進課 子ども家庭課	児童虐待 相談対応件数	969件 (令和5年度)	未然防止等の取組の充実を図り、減少
19 新規	支援対象児童等見守り強化事業	支援ニーズの高いこども等を見守り、必要な支援につなげることができる体制を構築するため、こども食堂と連携して、食事の提供等を通じた子どもの状況把握を行うことにより、地域における子どもの見守り体制の強化を図る事業の実施を検討します。		
	担当課	成果指標	現状値	目標値(令和11年度)
	子ども家庭課	利用者数	—	利用者数の増加



個別事業

事業番号	事業名	取組内容	担当課
20 事業計画	養育支援訪問事業・産褥期ヘルパー	養育支援が特に必要な家庭に対し、専門職等による訪問を実施し、養育に関する指導・助言・必要なサービスの情報提供等を行うことで、保護者等が適切な養育を行えるよう支援していきます。	健康増進課 子ども家庭課
21 新規事業計画	親子関係形成支援事業(ペアレントトレーニング)	子育てに悩みや不安を抱えている保護者等に対し、講義やグループワーク等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施します。 また、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行います。	子ども家庭課
22 事業計画	子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)	保護者が疾病や出産等により家庭での養育が困難となった場合に、児童を一時的に市が指定する施設や里親家庭で預かります。	子ども家庭課
23	要保護児童対策地域協議会運営事業	児童虐待に対応するため、要保護児童対策地域協議会を中心として、関係機関との連携の強化を図るとともに、児童虐待に関する広報及び啓発活動を推進します。	子ども家庭課
24	社会的養育の推進	虐待等の様々な事情により保護者と暮らすことができない子どもを、できる限り家庭的な環境で養育するため、県と連携し里親制度の普及・啓発を行います。	子ども家庭課



②いじめ、不登校、困難に直面することもへの支援

いじめ、不登校、困難に直面することにもついて、相談支援体制の充実を行います。

重点事業

事業 番号	事業名	取組内容		
25	教育相談 (基本目標4に再掲)	不登校や学校生活の問題等、悩みや心配事の相談に対応するため、スクールカウンセラー等の専門職を配置するとともに、教育相談をはじめとした相談体制の充実に努めます。また、保護者や当該児童生徒とのカウンセリングを通し、困り感の低減や対応策についてのアドバイス等、支援に努めます。電話相談や相談アプリ等の導入、バーチャル空間の活用等を通じて、相談体制の充実に努めます。		
	担当課	成果指標	現状値	目標値(令和 11 年度)
	指導課	教育相談件数	2,294 件 (令和 5 年度)	現状維持
26 新規	ヤングケアラーの支援強化 (基本目標2、4に再掲)	ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなぐため、相談支援体制を強化します。		
	担当課	成果指標	現状値	目標値(令和 11 年度)
	福祉政策課 子ども家庭課 指導課	家族のお世話※を日常的にしていると回答したこと の割合 ※病気や障害の家族に代わり家事や幼いきょうだいの世話、病気や障害の家族の身の回りの世話等を行うこと	小学生：36.6% 中学生：17.7%	小学生：30.0% 中学生：15.0%

③こどもの権利侵害に関する相談・救済

こどもの権利侵害に関する相談・救済機関の設置に向け、調査研究を進めます。

個別事業

事業 番号	事業名	取組内容	担当課
27 新規	こどもの相談・救済機 関の設置検討	虐待やいじめなど、こども自身からの権利侵害に 関する相談を受け、助言や支援及び調査、調整等 を行い、こどもの立場に立って、問題の解決を図 る第三者機関の設置について、他の自治体の先進 事例等を参考に研究します。	子ども家庭課
28 新規	障害者虐待防止セン ターの設置運営	市に設置する障害者虐待防止センターは、障害の あるこどもの虐待の防止や早期発見、虐待を受け た障害のあるこどもの保護などを目的として設置 しています。虐待の通報や届出の受付、虐待を受 けた障害のあるこどもの安全確認、支援方法の検 討、擁護者への支援などを行います。	障害者支援課

基本目標2 こどもを安心して生み育てるための支援体制の強化

背景

- ・流山市においては、子育て世帯を中心として人口が増加しており、保育需要が増大する状況が続いています。また、核家族化や地域とのつながりの希薄化、女性の社会進出に伴う共働き世帯の増加、就労形態や生活スタイルの変化により子育てをめぐる環境は変化しています。また、家庭で子育てする保護者も、急な用事や病気、育児疲れなどから、一時的にこどもを預けるニーズが高まっており、多様な子育て支援サービスの充実が必要です。
- ・（仮称）流山市こども計画策定に関するニーズ調査によると、緊急時もしくは用事の際にこどもをみてもらえる親族・知人が「いずれもない」と回答した就学前のこどもの保護者や小学生の保護者の割合は約 20%となっており、身近に頼ることができる人がいないことが推察されます。また、保護者が求める重要だと思う支援等において、こどもの就学に係る費用の軽減を求める割合が最も高いため、子育て世帯が安心してこどもを生み育てることができるよう、経済的な支援への取組が必要です。
- ・令和6年（2024年）6月に改正された「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」では、基本理念に、こどもの貧困の解消に向けた対策は、「こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない」こと及び「貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない」と明記されています。
- ・流山市においても、世帯の所得の状況や保護者の婚姻状況によっては、日々の生活が苦しいと感じている子育て世帯がいるため、安心して生活できるための更なる支援の充実が必要です。

関係機関が連携し、こどもとその家庭の状況に応じた切れ目のない支援を行います。また、子育て世帯が抱える不安や悩みを軽減し、こどもを安心して生み育てることができるよう、各種施策を推進していきます。



施策の方向性（Ⅰ）妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援

現状と課題

全ての子育て世帯が安心してこどもを生み育てるためには、こどもや保護者の健康の確保が重要であり、妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援が必要不可欠です。女性にとって短期間に大きな心身の変化が起こる妊娠や出産期は、不安も大きいいため、子育てに関する助言を行い、精神的な負担を軽減することが大切です。

また、共働き世帯の増加や生活スタイルの変化に伴い、多様な子育て支援サービスの充実が必要となっています。

方向性

安心して妊娠・出産・育児を行うことができるよう、妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援を行います。

子育てに関する相談窓口について、身近で敷居が低く、いつでも気軽に相談できるような体制づくりを進めます。

成果指標と目標値

成果指標	現状値	目指す方向性 (令和11年度)
市が実施する乳幼児健診や育児相談の内容に満足していると回答した保護者の割合 (「満足している」「どちらかと言えば満足している」を合わせた割合)	83.6% (令和5年度)	↗
流山市は子育てしやすい街だと思うと回答した保護者の割合 (「子育てしやすい」「やや子育てしやすい」を合わせた割合)	就学前こども： 55.4% 小学生：30.2% (令和6年度)	↗
流山市の子育て支援やサービスにより、子育ての不安や負担が軽減されていると感じている保護者の割合 (「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合)	57.4% (令和5年度)	↗



主な取組

①妊娠期からの切れ目のない支援

妊娠・出産の不安軽減や、こどもや保護者の状況に応じて切れ目なく支援を行います。

重点事業

事業番号	事業名	取組内容		
18 再掲	(仮称)流山市こども家庭センターの設置運営 (基本目標2、4に再掲)	令和7年度に設置予定の「(仮称)流山市こども家庭センター」では、児童福祉と母子保健の機能を併せ持ち、すべてのこども、妊産婦、子育て世帯の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく提供します。子育ての不安や虐待、DVに関わる問題に対し、虐待対応専門員をはじめこども家庭支援員、心理士が福祉的・心理的側面からの相談に対応できるようにします。また、ひとり親家庭の悩みを解決し自立が図れるよう、母子・父子自立支援員が相談に応じます。さらに、性的な被害、家庭状況その他の様々な事情により社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性に対し、女性相談支援員が本人の意向を踏まえ、専門的技術に基づいて必要な支援を行います。		
	担当課	成果指標	現状値	目標値(令和11年度)
	健康増進課 子ども家庭課	児童虐待 相談対応件数	969件 (令和5年度)	未然防止等の取組の充実を図り、減少

個別事業

事業番号	事業名	取組内容	担当課
29 新規事業計画	産後ケア事業	出産後に家族等からサポートを受けられず、心身の不調や育児不安がある母親と乳児を対象に、安心して子育てができるよう、心身のケアや育児支援を行います。	健康増進課
30 新規事業計画	子育て世帯訪問支援事業	出産前後に家族等から支援が受けられず、育児不安のある方へ、家事等の援助その他育児に関する支援を行います。	子ども家庭課
31 新規事業計画	妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業	妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じ必要な支援につなぐ伴走型相談支援と、妊婦や子育て世帯への経済的支援(妊娠届出時・出生届出時に支給)を一体として実施します。	健康増進課 子ども家庭課
32	子育て及び家庭教育に関する講座等の情報提供	子育てに関する各種情報・講座・教室の案内等の情報を、LINE公式アカウント「ながれやま市子育てちゃんねる」や広報、ホームページ等を通じて、的確に情報提供を行います。	子ども家庭課 公民館



②こどもの健康確保のための取組

こどもや保護者の健康確保のための取組を行います。

重点事業

事業番号	事業名	取組内容		
33	小児救急医療体制の充実	平日夜間・休日診療所及び夜間小児救急による初期診療・応急処置(第1次救急)を継続するとともに、こども急病電話相談などの周知を図り、夜間・休日における小児の急病の際にも安心できる体制を確保していきます。		
	担当課	成果指標	現状値	目標値(令和11年度)
	健康増進課	利用者数	5,002人 (令和5年度)	現状維持
34	乳幼児健康診査	乳幼児健康診査の充実を図ることで、疾病や発達障害の早期発見予防といった丁寧な健康診査に努め、子育て中の保護者の孤立化を防ぎます。また、マイナンバーを活用した他市町村との情報連携を行い、未受診者を把握することで、虐待の予防、早期発見に繋がります。 (参考)乳児健康診査(3～6か月児、9～11か月児)、3か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査		
	担当課	成果指標	現状値	目標値(令和11年度)
	健康増進課	1歳6か月児、3歳児健診受診率	95.0% (令和5年度)	現状維持
		3か月児健診受診率	93.1% (令和5年度)	現状維持

個別事業

事業番号	事業名	取組内容	担当課
35 事業計画	母子訪問指導	訪問指導によって、妊娠・出産・育児の不安解消を図り、健康の保持、増進に努めます。今後も、他事業や関連機関との連携強化及び、早期に支援へつなげる体制づくりを行います。また、対象者の増加が予想されることから、訪問従事者の確保に努めます。 ・妊産婦、新生児訪問指導 ・乳児全戸家庭訪問	健康増進課
36	母子健康教育	妊産婦、乳幼児の健康の保持増進のための育児手技や生活習慣などが身につけられるよう支援を行います。参加者数の増加やパートナー参加のニーズがみられるため、実施方法について検討し、市民が受講しやすい体制を整え、地域交流のきっかけの場を担えるような内容などを検討していきます。また、関係機関との連携を強化しながら、支援をしていきます。	健康増進課



第4章 こども・子育て施策の展開

事業番号	事業名	取組内容	担当課
37	母子健康相談	保護者の育児不安の軽減を図り、こどもが健やかに育つよう、発育や発達、栄養、歯科等の相談について専門職がいつでも気軽に相談できる体制づくりに努めます。また、各乳幼児健康診査・心理相談員による発達等の相談後に関係職種と情報を共有し、支援を要する対象児に対し、適切な時期に適切な機関につなげていきます。 ・フォローアップ相談(予約制)、すくすく相談(常設)・心理相談	健康増進課
38	予防接種	予防接種による疾病予防の啓発普及に努めるとともに、接種率の向上に努めます。国の動向や感染症の流行状況をみながら、事業を継続していきます。	健康増進課
39	栄養相談・栄養指導・食に関する講座	各事業を通し、生涯にわたり健康の維持増進のための適切な食生活の習慣や技術が身につけられるよう、栄養士による相談や講座の開催、情報提供を行い、関係機関と連携し支援を行います。公民館においては、調理実習を兼ねた食育の機会を創出します。	健康増進課 公民館

③子育て支援サービスの充実

子育て家庭への支援サービスの充実を図ります。

重点事業

事業番号	事業名	取組内容		
9 再掲	児童館・児童センターの運営	児童館・児童センターにおいて、こどもの遊びの場として提供をするだけでなく、こどもたちからの意見を取り入れながら事業を実施し、こどもの居場所の充実を図ります。また、地域の子育て活動の拠点施設となるような保護者・乳幼児の子育てをサポートするための事業も取り組んでいきます。		
	担当課	成果指標	現状値	目標値(令和 11 年度)
	子ども家庭課	児童館・児童センターの利用者数	こども：153,430 人 おとな：65,520 人 (令和5年度)	利用者数の増加
14 再掲	絵本のふれあい体験の支援	市内図書館の乳幼児向けブックコーナーを継続して整備します。ブックスタート関連事業「おはなし しゅっぱつしんこう！」として、子育て関連施設へ乳幼児向けおすすめ本セットを設置し、絵本とふれあえる環境づくりを支援します。		
	担当課	成果指標	現状値	目標値(令和 11 年度)
	図書館	図書館全館（7館） 乳幼児（6歳まで） の利用者数	19,573 人 (令和5年度)	利用者数の増加



個別事業

事業 番号	事業名	取組内容	担当課
40 事業 計画	地域子育て支援拠点 の設置運営 (基本目標5に再掲)	地域子育て支援拠点(地域子育て支援センター)を整備し、また、研修等により職員の資質向上を図り、子育てに関する相談、情報の提供、子育てグループの支援や各種サービスの提供など、子育て世帯へのサポートを充実していきます。	子ども家庭課
41 新規 事業 計画	利用者支援事業	子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の関係機関を円滑に利用できるように、地域子育て支援拠点等での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行います。	健康増進課 子ども家庭課 保育課
42 事業 計画	一時預かり事業 (基本目標3に再掲)	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所において一時的に預かる事業への補助を行います。また、保護者の仕事やリフレッシュ、通院などの一時的な用事や急用の場合に、一部の児童センターにおいて、未就学児のこどもを預かります。	子ども家庭課 保育課
43 事業 計画	ファミリー・サポート・センター (基本目標5に再掲)	仕事と育児の両立のため、育児を必要とする市民が育児を提供できる市民から、子育て支援を受けられるファミリー・サポート・センター事業を推進します。	子ども家庭課
44	赤ちゃんほっとスペース	安心して赤ちゃんと外出できるよう、オムツ替えや授乳等が気軽にできる場所(施設)を提供するため、保育所や児童館・児童センターなどの公共施設を中心に「赤ちゃんほっとスペース」を設置します。	子ども家庭課
45 新規	マタニティタクシー 利用助成事業	妊産婦の健診や通院、出産に伴う入退院のために利用したタクシー料金の一部を助成します。	まちづくり推進課
46	チャイルドシートの貸出	チャイルドシート・ジュニアシートを貸出し、車両乗車中の交通事故による被害の軽減に寄与します。	道路管理課



第4章 こども・子育て施策の展開

④家庭教育支援

家庭教育を推進し、子育てに関する学習機会や情報提供を行います。

重点事業

事業番号	事業名	取組内容		
47	父親の家事・子育てへの参加 (基本目標5に再掲)	啓発講座等を実施し、参加をきっかけとした子育て世代の繋がりづくりに努めます。また、児童館・児童センターや公民館において、父親が家事・子育てへ積極的に参加できるようなイベントやセミナー等を実施します。		
	担当課	成果指標	現状値	目標値(令和11年度)
	企画政策課 子ども家庭課 公民館	講座参加者数(企画政策課) 講座参加者数(公民館)	13人 (令和5年度) 13人 (令和5年度)	参加者数の増加 参加者数の増加

個別事業

事業番号	事業名	取組内容	担当課
48	家庭教育講座	こどもの発達段階(乳幼児期、学童期、青年前期)に応じた家庭教育を支援するため、保護者に対する学習の機会を創出します。	公民館

⑤子育てに関する相談体制の充実

安心して子育てができるよう相談体制の充実を図ります。

重点事業

事業番号	事業名	取組内容		
18 再掲	(仮称)流山市こども家庭センター設置運営	令和7年度に設置予定の「(仮称)流山市こども家庭センター」では、児童福祉と母子保健の機能を併せ持ち、すべてのこども、妊産婦、子育て世帯の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく提供します。子育ての不安や虐待、DVに関わる問題に対し、虐待対応専門員をはじめこども家庭支援員、心理士が福祉的・心理的側面からの相談に対応できるようにします。また、ひとり親家庭の悩みを解決し自立が図れるよう、母子・父子自立支援員が相談に応じます。さらに、性的な被害、家庭状況その他の様々な事情により社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性に対し、女性相談支援員が本人の意向を踏まえ、専門的技術に基づいて必要な支援を行います。		
	担当課	成果指標	現状値	目標値(令和11年度)
	健康増進課 子ども家庭課	児童虐待相談対応件数	969件 (令和5年度)	未然防止等の取組の充実を図り、減少



第4章 こども・子育て施策の展開

事業番号	事業名	取組内容		
49	こどもの発達相談	乳幼児の発達に不安を抱える保護者の相談内容に応じて、専門職（心理士・言語聴覚士）による検査や助言を行います。また療育支援会議では、健康増進課、保育課、幼児教育支援センター、教育委員会、児童館、子ども家庭課、医療機関などの関係機関と連携を図り、今後の支援についての検討を行います。		
	担当課	成果指標	現状値	目標値(令和 11 年度)
	児童発達支援センター	延べ相談件数	1,332 人 (令和5年度)	現状維持
事業番号	事業名	取組内容		
50 新規	障害児相談支援事業 (基本目標2に再掲)	障害児通所支援事業の利用に際し、相談支援専門員が保護者のニーズを聴き取り、「障害児支援利用計画」を作成します。また、サービス利用開始後も、モニタリングなどを通じ、必要なサービスが利用できるよう、継続して相談支援を行います。 児童発達支援センターでは、障害を持つ児童の家族からの各種相談について、関係機関と連携を図りながら相談体制の充実に努めます。また、障害児相談支援事業を実施し、障害児のサービス等利用計画を適正に作成できるよう体制を整備します。		
	担当課	成果指標	現状値	目標値(令和 11 年度)
	障害者支援課 児童発達支援センター	障害児支援利用計画 作成者数	754 人	*調整中
		計画相談実施件数	607 人	現状維持



②こども医療費の助成

医療費の助成を行い、経済的負担を軽減します。

個別事業

事業番号	事業名	取組内容	担当課
54	こども医療費の助成	18歳に達した最初の年度末までのこどもが病気などで保険診療を受けた場合、その医療費の一部を助成します。	子ども家庭課
55	未熟児養育医療の給付	乳児及び保護者の保健衛生の向上を図るため、身体の発育が未熟なままに生まれ、入院養育が必要なこどもに対して医療給付を行います。	健康増進課 子ども家庭課

③保育所等保育料の負担軽減

保育所等に係る費用負担を軽減します。

個別事業

事業番号	事業名	取組内容	担当課
56 事業計画	実費徴収に係る補足給付を行う事業 (基本目標3に再掲)	各施設事業者において実費徴収ができることとされている食事の提供に要する費用について、低所得世帯を対象に、費用の一部を助成します。	保育課
57	保育所保育料負担の軽減 (基本目標3に再掲)	低所得世帯等に配慮した、保育料の軽減を行います。	保育課

④就学・進学費用の援助

就学や進学に係る費用負担を軽減します。

個別事業

事業番号	事業名	取組内容	担当課
58	特別支援教育就学奨励費補助	特別支援学級へ就学する児童・生徒の保護者(申請に係る世帯の所得状況に応じて支給制限あり)の経済的負担を軽減するため、特別支援学級への就学のために必要な経費の一部を助成します。	学校教育課
59	就学援助	経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者への援助を行います。	学校教育課
60	入学準備金の貸付	高等学校又は専修学校に入学を希望する保護者に対して、無利子で貸付します。今後も入学準備金の貸付について、市のホームページや広報紙により情報提供に努めるとともに、入学準備金の調達が困難な保護者に対し、教育の機会均等を図ります。	教育総務課



施策の方向性（３）生活に困難を抱える子育て家庭の支援強化

現状と課題

こどもの貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、こどもの権利を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題です。保護者の所得など家庭の状況がこどもの学力や体験の機会に影響を与えるなど、教育における格差が問題となっています。

また、厚生労働省の国民生活基礎調査（令和４年（2022年））によると、相対的に貧困の状態にあるこどもの割合は、特にひとり親家庭では約４割と高くなっています。

流山市こどもの生活状況調査では、現在の暮らしの状況について、婚姻状況別にみると、ひとり親では「苦しい」「大変苦しい」を合わせた割合は40.0%となっています。また、世帯収入別にみると、世帯収入が少ないほど「苦しい」「大変苦しい」の割合が高くなっています。

方向性

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の状況に応じて、子育て支援、就労支援、こどもの学習支援等に取り組めます。

成果指標と目標値

成果指標	現状値 (令和５年度)	目指す方向性 (令和１１年度)
現在の暮らしの状況について苦しいと感じているひとり親家庭の割合 (「苦しい」「大変苦しい」を合わせた割合)	50.0%	↘
最近の生活に十分に満足していると回答したひとり親家庭の割合 (「８～１０（十分に満足している）」と回答した割合)	18.4%	↗



主な取組

①生活困窮家庭への支援

生活に困窮する子育て家庭の支援を行います。

重点事業

事業番号	事業名	取組内容		
26 新規 再掲	ヤングケアラーの支援強化 (基本目標4に再掲)	ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなぐため、相談支援体制を強化します。		
	担当課	成果指標	現状値	目標値(令和11年度)
	子ども家庭課 指導課 福祉政策課	家族のお世話※を日常的にしていると回答したこどもの割合 ※病気や障害の家族に代わり家事や幼いきょうだいの世話、病気や障害の家族の身の回りの世話等を行うこと	小学生：36.6% 中学生：17.7% (令和5年度)	小学生：30.0% 中学生：15.0%

個別事業

事業番号	事業名	取組内容	担当課
61 新規	訪問等による継続的なよりそい (基本目標4に再掲)	窓口、電話、訪問等で、相談員が生きづらさを抱えた本人やその家族等から相談を受け、生きづらさを和らげられるように、寄り添いながら適切な支援へつなげていきます。	福祉政策課
62 新規	地域社会とのつながり支援 (基本目標4に再掲)	相談員が本人の状態、意向等に合わせた地域の活動や団体へつなげて、生きづらさを抱えた本人が社会とつながれるように支援します。	福祉政策課
63 新規	地域の関係機関の協働による支援 (基本目標4に再掲)	相談を受けた生きづらさが複雑化・複合化している場合、地域の関係機関で協働し、適切な支援等へ繋げるため、福祉政策課が調整、役割分担等を行います。	福祉政策課



②ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進するための支援を行います。

重点事業

事業番号	事業名	取組内容		
18 再掲	(仮称)流山市こども家庭センターの設置運営	令和 7 年度に設置予定の「(仮称)流山市こども家庭センター」では、児童福祉と母子保健の機能を併せ持ち、すべてのこども、妊産婦、子育て世帯の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく提供します。 子育ての不安や虐待、DV に関わる問題に対し、虐待対応専門員をはじめこども家庭支援員、心理士が福祉的・心理的側面からの相談に対応できるようにします。 また、ひとり親家庭の悩みを解決し自立が図れるよう、母子・父子自立支援員が相談に応じます。 さらに、性的な被害、家庭状況その他の様々な事情により社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性に対し、女性相談支援員が本人の意向を踏まえ、専門的技術に基づいて必要な支援を行います。		
	担当課	成果指標	現状値	目標値(令和 11 年度)
	健康増進課 子ども家庭課	児童虐待 相談対応件数	969 件 (令和5年度)	未然防止等の取組の充実を図り、減少
64	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭等であり、所得が少ない家庭のこどもに学習支援を行うことによって、経済的格差及び教育格差の解消を図ります。		
	担当課	成果指標	現状値	目標値(令和 11 年度)
	子ども家庭課	学習の習慣がついたと回答したこどもの割合	52. 2% (令和5年度)	割合の増加
		希望通りの高校に進学できたと回答したこどもの割合	60. 9% (令和5年度)	割合の増加

個別事業

事業番号	事業名	取組内容	担当課
65	児童扶養手当	父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない18歳に達した最初の年度末までのこどもを養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進するため、当該家庭等の方に支給します。	子ども家庭課
66	ひとり親家庭等の医療費の助成	18歳に達した最初の年度末までのこどもを養育する母子、父子家庭等及びそのこどもが、医療費の保険給付を受けた場合、その自己負担額の一部を助成します。	子ども家庭課



第4章 こども・子育て施策の展開

事業番号	事業名	取組内容	担当課
67 新規	離婚前後親支援・親子交流支援事業	養育費や面会交流に関する普及啓発を行うとともに、養育費の取り決めに関する公正証書等の作成やADR(裁判外紛争解決手続き)に係る費用を助成する事業を検討します。	子ども家庭課
68 新規	女性の生き方相談	男女共同参画の視点を備えた女性の相談員が、女性の抱える様々な悩みや問題などの相談に応じ、相談者が自らの力で問題を解決できるよう支援します。	企画政策課
69	母子家庭等就労促進費用の助成	母子家庭及び父子家庭の自立のために、就職に役立つ技術や資格取得のための一定の講座受講料の一部を助成するとともに、1年以上資格取得のための養成機関に在籍する場合に、4年間を限度として毎月一定額の給付金を支給します。また、安定した就業と自立のために高卒程度認定試験の合格を目指すひとり親家庭を対象として学び直し及び就労を支援するための給付金を支給します。	子ども家庭課



発達に課題や障害があるこどもが身近な地域で安心した生活を送ることができるようにするため、乳幼児期から成人に達するまでの支援体制や、相談体制の充実が必要です。また、認可保育所等において、障害のあるこどもや医療的ケア児など特別な配慮を必要とするこどもを含め、一人ひとりのこどもの健やかな成長を支えていくことが重要です。

発達に課題や障害があるこどもとその家族が安心して生活を送ることができるようにするための支援を行います。また、特別な支援を要するこども一人ひとりの個性や能力を伸ばすために教育の充実を図ります。

成果指標と目標値

成果指標	現状値 (令和 5 年度)	目指す方向性 (令和 11 年度)
障害があるこどもが、保育所・学校などに通っていて困ることについて「特に困っていることはない」と回答した保護者の割合	41.3%	↗

主な取組

①発達に課題や障害があるこどもへの支援

発達に課題や障害があるこどもとその家族が安心して生活を送ることができるようにするための支援を行います。

重点事業

事業番号	事業名	取組内容		
70	保育所等における要配慮児の受入促進 (基本目標3に再掲)	保育を必要とするすべての障害児等が円滑に入所出来るよう、入所手続において利用調整を行います。また、補助等により受入れ体制の整備を支援します。		
	担当課	成果指標	現状値	目標値(令和11年度)
	保育課	要配慮児の受入人数	468人 (令和6年4月時点)	受入人数の増加
71 新規	医療的ケア児の受け入れ (基本目標3に再掲)	医療的ケア児の受け入れ体制の整備及び受け入れる保育所等への補助を行います。		
	担当課	成果指標	現状値	目標値(令和11年度)
	保育課	医療的ケア児の受入人数	2人 (令和6年4月時点)	6人
72	児童発達支援センターの運営	障害のある乳幼児の自立支援のため、園児一人一人の発達状況に合わせた支援を行います。また、保育所や他事業所、医療機関などの関係機関と連携しながら、園児と家族に対する専門的な支援を提供します。		
	担当課	成果指標	現状値	目標値(令和11年度)
	児童発達支援センター	つばさ学園延べ利用人数	5,089人 (令和5年度)	利用人数の増加
		児童デイつばさ延べ利用人数	2,610人 (令和5年度)	利用人数の増加
73	保育所等訪問支援 (基本目標3に再掲)	子どもが保育や教育等の集団生活を安全安心に過ごすことができるように支えるとともに、訪問先施設に対し、子どもの発達段階や特性を踏まえた関わりや環境調整について助言をします。		
	担当課	成果指標	現状値	目標値(令和11年度)
	障害者支援課 児童発達支援センター	利用日数	120日/月 (令和5年度)	利用日数の増加
		利用者数	60人/月 (令和5年度)	利用者数の増加



事業番号	事業名	取組内容		
50 新規 再掲	障害児相談支援事業	障害児通所支援事業の利用に際し、相談支援専門員が保護者のニーズを聴き取り、「障害児支援利用計画」を作成します。また、サービス利用開始後も、モニタリングなどを通じ、必要なサービスが利用できるよう、継続して相談支援を行います。 児童発達支援センターでは、障害を持つ児童の家族からの各種相談について、関係機関と連携を図りながら相談体制の充実に努めます。また、障害児相談支援事業を実施し、障害児のサービス等利用計画を適正に作成できるよう体制を整備します。		
	担当課	成果指標	現状値	目標値(令和11年度)
	障害者支援課 児童発達支援センター	障害児支援利用計画 作成者数	754人 (令和5年度)	*調整中
		計画相談実施件数	607人 (令和5年度)	現状維持

個別事業

事業番号	事業名	取組内容	担当課
74	居宅訪問型児童発達支援	通所による児童発達支援の利用が難しい障害児の把握に努め、必要な児童に、居宅を訪問し生活能力向上のための療育支援を実施します。	児童発達支援センター
75	療育指導・機能訓練	児童発達支援センターにおいては乳幼児の集団・個別療育、機能訓練を実施していきます。また、保護者の不安に寄り添った支援を行います。	児童発達支援センター
76 新規	補装具費・日常生活用具の給付	身体に障害のあるこどもの障害を補う補聴器や下肢装具、車いすなどを作製するための補装具費の支給、および日常生活をサポートするためのたん吸引器、入浴補助用具、紙おむつなどを給付します。	障害者支援課
77 新規	小児慢性特定疾病児童への日常生活用具の給付	小児慢性特定疾病のあるこどもに対し、たん吸引器・ネブライザーなどの日常生活用具を給付します。	障害者支援課
78 新規	障害福祉サービス・地域生活支援事業の利用促進	障害のあるこどもが、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、障害者総合支援法に基づく居宅介護や短期入所、地域生活支援事業である移動支援や日中一時支援事業の利用を促進します。	障害者支援課
79 新規	障害児通所支援事業の利用促進	障害や発達に遅れのあるこどもが、日常生活を送るうえで必要な社会性や生活習慣などが身に付くよう、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの療育施設の利用を促進します。	障害者支援課
80 新規	軽度・中等度難聴児補聴器等購入費等助成	聴覚障害の手帳に該当はしないが、聴力レベルが一定の要件を満たしているこどもに対し、補聴器の購入費等の一部を助成します。	障害者支援課



事業番号	事業名	取組内容	担当課
81 新規	在宅障害者一時介護料助成	障害者手帳が交付されているこどもを養育している保護者のレスパイトのため、介護料を助成します。	障害者支援課
82 新規	福祉タクシー利用助成	障害者手帳が交付されているこどものうち、一定の要件を満たすこどもに対し、福祉タクシー券を支給し、タクシー運賃の一部を助成します。	障害者支援課
83 新規	重度障害者自動車燃料費助成	障害者手帳が交付されているこどものうち、一定の要件を満たすこどもに対し、燃料券を支給し、自家用車の燃料代の一部を助成します。	障害者支援課
84 新規	福祉手当の支給	障害者手帳が交付され、一定の要件を満たすこどもの居る世帯に対し、福祉手当を支給します。	障害者支援課
85 新規	育成医療の給付	身体に障害のあるこどもで、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できるこどもに対し、医療費の一部を給付します。	障害者支援課

②特別な支援を要するこどもへの教育の充実

特別な支援を要するこども一人ひとりの個性や能力を伸ばすために教育の充実を図ります。

重点事業

事業番号	事業名	取組内容		
86	特別支援教育の推進 (基本目標3に再掲)	障害のある児童生徒一人ひとりの個性や能力を一層伸ばせるよう、特別支援教育コーディネーター、特別支援学級(知的・情緒・言語・難聴)の担任、通級指導教室(言語・難聴)の担当者を対象とした研修会の充実を図ります。また、特別支援スーパーバイザーの学校訪問を通し、特別支援担当職員の資質向上に努めます。また、個々に応じた交流及び共同学習を進めます。		
	担当課	成果指標	現状値	目標値(令和 11 年度)
	指導課	就学相談件数	403 人 (令和5年度)	現状維持

個別事業

事業番号	事業名	取組内容	担当課
87	就学相談	就学前児、就学児(小中)を対象に、市のカウンセラーや担当職員が、障害の程度や本人・保護者の願いに沿った就学相談を行い、一人ひとりの個性や能力を伸ばすための適切な就学先の提案に努めます。また、医療、療育施設、福祉施設等関係機関と連携を図り、教育的ニーズに応じた学びの場を提案できるように就学相談を進めます。	指導課

基本目標3

こどもと子育て家庭を支える教育・保育環境の充実

背景

- ・流山市では、保育施設については、公募による積極的な施設整備を行ったほか、送迎保育ステーションの活用により、令和6年（2024年）4月現在、待機児童数はゼロとなっています。また、学童クラブにおいても、同様に積極的な施設整備を行ったことで待機児童数はゼロとなっています。
- ・共働き世帯の増加に伴い、保育施設及び学童クラブにおける申込者数は増加傾向にあり、今後も引き続き、必要に応じて保育需要に対応する定員の確保が求められます。
- ・保育施設や学童クラブの「量」の充実のみならず、「質」の向上を行うことが求められています。具体的には、認可保育所等における不適切な保育や保育中の事故が全国的に取り沙汰されており、施設職員の意識啓発及び専門性の確保が必要です。
- ・幼児教育と小学校教育における様々な違いにより起きる小1プロブレムなどの課題に適切に対応するため、小学校への円滑な接続が図られるようなカリキュラムが必要です。
- ・学びの連続性を踏まえ、こどもの発達にとって重要な遊びを通じた質の高い幼児教育・保育を保障しながら、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を行うため、幼保小の関係者の連携強化を行う必要があります。

乳幼児期から学童期にかけての教育・保育環境の充実を進めます。また、保育施設や学童クラブにおける更なる質の向上を図るため、保育環境の整備や職員の処遇改善等を行います。

また、質の高い学校教育の充実を図るため、こどもの権利に関する学びの支援や学校における体験機会の充実を行います。



施策の方向性（Ⅰ）乳幼児期から学童期の教育・保育環境の充実

現状と課題

保育施設については、積極的な施設整備や送迎保育ステーションの活用により、令和6年（2024年）4月現在、待機児童数はゼロとなっていますが、共働き世帯の増加に伴う保育施設の申込者数の増加を踏まえ、今後も引き続き需要に応じた定員数の確保が必要となっています。

また、学童クラブにおいても、同様に待機児童数はゼロとなっていますが、入所率の上昇が見込まれるため、今後も引き続き需要に応じた定員数の確保が必要となっています。

方向性

共働き世帯の増加に伴う保育需要の増加に対応するため、保育施設や学童クラブにおいて需要に応じた定員数の確保を行います。

成果指標と目標値

成果指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
保育施設の待機児童数	0人	0人
学童クラブの待機児童数	0人	0人



主な取組

①教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実

保護者の就労等の状況に応じ、安心してこどもを預けられるようにするため、教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実を図ります。

重点事業

事業番号	事業名	取組内容		
88	送迎保育ステーション	待機児童対策や保育所利用者の利便性の向上のため、送迎保育ステーション事業を行います。		
	担当課	成果指標	現状値	目標値(令和11年度)
	保育課	延べ利用人数	16,824人 (令和5年度)	利用人数の増加

個別事業

事業番号	事業名	取組内容	担当課
89 事業計画	保育の受け皿の確保	市将来人口推計を基に、保育所等申込みの実績を踏まえ、区域毎の保育の必要量を精査した上で、必要な地域に保育の受け皿の確保に取り組みます。また、既存の保育所において年齢別定員を柔軟に扱うなど、入所児童数の増加を図る手法を検討し適正な定員を確保します。 こうした取組を通じて、入所申請しても入所が決定しない一部の保留者、いわゆる実質待機児童数の4月時点での解消を目指します。 さらに、老朽化した施設を計画的に改修し、安心・安全な保育環境を維持します。	保育課
10 再掲 事業計画	学童クラブ施設整備	児童数及び学童クラブ需要の増加に対応して学童クラブ施設を整備することにより、適切な育成支援の環境を整えます。	教育総務課
90 新規 事業計画	学童クラブ運営	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校就学児童を対象に、授業終了後等に適切な遊びと生活の場を与え、健全な育成を図ります。関係機関との連携や、研修等を通して育成支援の質の向上に努めます。	教育総務課
91 事業計画	病児・病後児保育	病氣中及び病氣回復期の乳幼児を一時的に預かる事業を行います。	保育課
92 事業計画	延長保育	就労形態の多様化や、通勤時間の長時間化に対応できるよう、延長保育の実施及び延長保育事業への補助を行います。	保育課



事業番号	事業名	取組内容	担当課
42 再掲 事業 計画	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所において一時的に預かる事業への補助を行います。また、保護者の仕事やリフレッシュ、通院などの一時的な用事や急用の場合に、一部の児童センターにおいて、未就学児のこどもを預かります。	子ども家庭課 保育課
56 再掲 事業 計画	実費徴収に係る補足給付を行う事業	各施設事業者において実費徴収ができることとされている食事の提供に要する費用について、低所得世帯に費用の一部を助成します。	保育課
93 新規 事業 計画	(仮称)こども誰でも通園制度	すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するためのこども誰でも通園制度について、他の自治体の先進事例等を参考に、令和8年度の本格実施に向けて、導入を検討します。	保育課
57 再掲	保育所保育料負担の軽減	低所得世帯等に配慮した、保育料の軽減を行います。	保育課
94	市主催事業における託児サービス	乳幼児のいる保護者が、各種講座等、市の主催する事業へ参加できるよう、保育ボランティアによる一時保育等の託児サービスを推進します。また、子育て中の保護者が安心して講座へ参加できるよう、公民館主催事業について、託児サービスの導入に努めます。	子ども家庭課 公民館



施策の方向性（２）幼児教育・保育の質の向上

現状と課題

保育施設や学童クラブの「量」の充実のみならず、「質」の向上を行うことが求められています。具体的には、保育施設における不適切な保育や保育中の事故が全国的に取り沙汰されており、施設職員の意識啓発及び専門性の確保、指導監査の実施、「流山市保育の質のガイドライン」を中心とした保育の質の向上を行う必要があります。

また、幼児教育と小学校教育における様々な違いにより起きる小1 プロブレムなどの課題に適切に対応するため、小学校への円滑な接続が図られるようなカリキュラムが必要です。

方向性

幼児教育・保育の質の向上に向け、施設職員の意識啓発及び専門性の確保、指導監査の実施等を行います。また、幼稚園・保育所等から小学校にかけての架け橋期において、円滑な接続ができるよう連携を行います。

成果指標と目標値

成果指標	現状値 (令和 6 年度)	目指す方向性 (令和 11 年度)
子育てしづらい理由として「保育サービスの質が十分でない」「学童クラブの質が十分でない」と回答した保護者の割合	保育サービス 就学前こども： 24.7% 学童クラブ 小学生：11.0%	↘



主な取組

①就学前の教育・保育の質の向上

こどもが安心して過ごすために、就学前の教育・保育の質の向上を行います。

重点事業

事業番号	事業名	取組内容		
70 再掲	保育所等における要配慮児の受入促進	保育を必要とするすべての障害児等が円滑に入所出来るよう、入所手続において利用調整を行います。また、補助等により受入れ体制の整備を支援します。		
	担当課	成果指標	現状値	目標値(令和11年度)
	保育課	要配慮児の受入数	468人 (令和6年4月時点)	受入数の増加
71 新規 再掲	医療的ケア児の受け入れ	医療的ケア児の受け入れ体制の整備及び受け入れる保育所等への補助を行います。		
	担当課	成果指標	現状値	目標値(令和11年度)
	保育課	医療的ケア児の受入数	2人 (令和6年4月時点)	6人
73 再掲	保育所等訪問支援	こどもが保育や教育等の集団生活を安全安心に過ごすことができるように支えるとともに、訪問先施設に対し、こどもの発達段階や特性を踏まえた関わりや環境調整について助言をします。		
	担当課	成果指標	現状値	目標値(令和11年度)
	障害者支援課 児童発達支援センター	利用日数	120日/月 (令和5年度)	利用日数の増加
		利用者数	60人/月 (令和5年度)	利用者数の増加
95 新規	保育人材確保事業	保育士を確保するため私立保育所等と保育士をマッチングする合同就職説明会の開催や、保育士の処遇改善を行います。また、保育士定着のための環境改善として、保育士の負担軽減につながる加配やICT化への補助を行います。		
	担当課	成果指標	現状値	目標値(令和11年度)
	保育課	就職合同説明会の参加人数	80人 (令和5年度)	100人
96	幼児教育・保育に関する研究・研修	施設類型に関わらず質の高い幼児教育・保育が推進できるよう、職員の資質向上を目指した研修を実施します。		
	担当課	成果指標	現状値	目標値(令和11年度)
	保育課 指導課	幼保小関連研究会参加人数(延べ人数)	302人 (令和5年度)	現状維持



個別事業

事業番号	事業名	取組内容	担当課
97	保育士研修	千葉県等関係機関が行う保育に関する様々な課題に応じた研修や勉強会の周知を図ります。	保育課
98	子育て支援員研修	地域で保育や子育ての支援活動に関心を持っている方が、活動するための十分な知識や技術を修得していただくために、研修を実施します。	子ども家庭課
99	安全な給食の提供・情報提供	安全な給食を提供し、アレルギーを有する児童への対応や食育指導を行います。	保育課
100 新規	保育所等における防災・防犯対策の推進	令和5年度から策定が努力義務化された業務継続計画(BCP)を未策定の保育園等に対して、監査や個別調査の実施により策定を促します。	保育課
101 新規	保育施設の定期監査の実施	認可保育所等における施設の基準や運営に関する基準が守られているかについて検査し、基準を満たしていない場合は改善指導を行います。	子ども家庭課
102 新規	保育施設への巡回支援	保育の質の確保や重大事故防止のために、認可保育所や小規模保育事業所へ、職員が巡回し、指導を行います。	子ども家庭課

②幼稚園・保育所等と小学校の連携

幼稚園・保育所等から小学校にかけての架け橋期において、円滑な接続ができるような連携を行います。

重点事業

事業番号	事業名	取組内容		
103	幼保小の連携	幼児教育支援センターにおいて、幼保への巡回相談を通じた人材育成を図ります。また、架け橋期カリキュラムの策定及び実践を通して、幼児期から学童期へのつながりのある教育を進めます。		
	担当課	成果指標	現状値	目標値(令和11年度)
	指導課	保幼小関連教育研究会参加延べ人数	302人 (令和5年度)	現状維持

個別事業

事業番号	事業名	取組内容	担当課
104	私立幼稚園への支援	私立幼稚園との情報共有及び要配慮児童等を受け入れる園に対し補助金を交付します。	保育課



施策の方向性（3）質の高い学校教育の充実

現状と課題

令和2年（2020年）に策定した「流山市教育振興基本計画」（令和7年（2025年）改定予定）に基づき、学校教育の推進に当たっては、予測困難な時代に対応できる資質・能力のより一層の育成を目指すために、こどもたち自らが学習（主体的・対話的な学び）し、経験・体験をとおして、自治力（問題解決能力）の育成が図られるよう具体的かつ実践的な教育環境整備を行っています。

こどもにとって、学校は単に学ぶだけの場ではなく、安全に安心して過ごしなが、他者と関わりながら育つ、こどもにとって大切な居場所の一つであり、こどもの最善の利益の実現を図る観点から、質の高い学校教育の充実を図る必要があります。

方向性

質の高い学校教育の充実を図るため、こどもの権利に関する学びの支援や学校における体験機会の充実を行います。

成果指標と目標値

成果指標	現状値 (令和6年度)	目指す方向性 (令和11年度)
子育てしづらい理由として「小中学校の教育が心配」と回答した保護者の割合	小学生：54.2%	↓



主な取組

①こどもの権利に関する学びの支援

学校において、こどもの権利を学ぶ機会を確保します。

重点事業

事業番号	事業名	取組内容		
1 再掲	こどもの権利保障に関する周知・啓発	こどもにやさしいまちづくりの実現に向けて、こどもの意見表明の場やこどもの権利保障を具体化する取組などを実施し、周知・啓発に努めていきます。母子健康手帳とともに子どもの権利条約について、条約の主要な条文をイラストなどとともにわかりやすく記載したリーフレットを交付し周知に努めます。人権週間やスクールロイヤーによるいじめ防止授業等で、こどもの権利に関する学習機会の充実を図りながら、こどもの権利や人権意識の定着のため、周知・啓発に努めます。		
	担当課	成果指標	現状値	目標値(令和 11 年度)
	健康増進課 子ども家庭課 指導課	こどもの権利保障に関するワークショップ等の参加者数	—	参加者数の増加

②教育環境の充実

学校における教育環境の充実を図ります。

重点事業

事業番号	事業名	取組内容		
86 再掲	特別支援教育の推進	障害のある児童生徒一人ひとりの個性や能力を一層伸ばせるよう、特別支援教育コーディネーター、特別支援学級(知的・情緒・言語・難聴)の担任、通級指導教室(言語・難聴)の担当者を対象とした研修会の充実を図ります。また、特別支援スーパーバイザーの学校訪問を通し、特別支援担当職員の資質向上に努めます。また、個々に応じた交流及び共同学習を進めます。		
	担当課	成果指標	現状値	目標値(令和 11 年度)
	指導課	いじめ防止授業実施数	27 校 (令和 5 年度)	29 校



個別事業

事業番号	事業名	取組内容	担当課
105	学校等における安全管理の促進 (基本目標5に再掲)	様々な災害、事故、犯罪に対して児童生徒の安全を確保していくために、学校等への啓発活動を実施します。	指導課
106	国際社会への対応	外国語でのコミュニケーションを図る資質能力の育成のため、市内全小中学校にALT(外国語指導助手)、市内全小学校に英語活動指導員を配置します。また、外国籍の児童生徒が増加傾向にあるため、日本語での日常会話が難しい児童生徒への日本語指導を今後も継続して実施します。	指導課
107	情報化社会への対応	1人1台端末の効果的な活用を進め、児童生徒の情報活用能力の育成を図ります。また、教育DX推進のため、ICT環境の整備を継続していきます。また、同時にデジタルシチズンシップ教育を実践していきます。	指導課

③学校における多様な体験・学びの機会の充実

学校におけるこどもの体験機会や学びの機会を確保します。

個別事業

事業番号	事業名	取組内容	担当課
108	環境教育	持続可能な社会の構築を目指し、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間それぞれの特質等に応じた環境教育の推進を行います。	指導課
109	心の教育	「特別の教科 道徳」の時間を「要」として、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を進めます。また、様々な体験活動等を通し豊かな心の育成を図ります。	指導課



基本目標4

すべてのこども・若者の自立と社会参加の支援

背景

- ・こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、大人は、こども・若者の最善の利益を実現する観点から、こども・若者の意見を年齢や発達に応じて尊重する必要があります。また、こども・若者が意見表明し、社会に参画する上でも意見形成は欠かせないものであるため、意見を表明しやすい環境づくりを行う必要があります。
- ・こども・若者が抱える困難や課題は、いじめ、不登校、ひきこもり、孤独・孤立、非行といった様々な要因が複合的に重なり合っており、表出している課題に係るこども・若者への支援に加え、アウトリーチによる支援ニーズの吸い上げなど、重層的にアプローチを行うことが求められています。
- ・流山市では、令和6年（2024年）3月に市全体で包括的な支援制度を構築するために、「流山市生きづらさ包括支援事業実施計画（重層的支援体制整備事業実施計画）」が策定され、様々な生きづらさを抱えた方の支援を行っています。
- ・流山市こども・若者意識調査では、若者が悩んでいることとして、「お金」「将来・進路」「仕事・就職」が多く挙げられており、若者の抱える状況や課題は様々であるため、こうした多様な悩みや困難を受け止め、それぞれに対応した支援が必要です。
- ・学生時代の不登校が原因でひきこもり状態が続いている若者もいるため、例えば、オンライン等による相談がしやすい方法の実施等を通じて、ひきこもり状態にあるこども・若者やその家族への早い段階からの支援を進めていくことが必要です。

こども・若者が意見表明し、社会に参画する上でも意見形成は欠かせないものであるため、意見を表明しやすい環境づくりを行います。

様々な生きづらさを抱えたこども・若者とその家族が相談できる体制の充実を図ります。また、若者が抱える課題に対して各種機関が連携し、継続的な支援を行います。



施策の方向性（Ⅰ）すべてのこども・若者の健やかな育成支援

現状と課題

こども・若者が、家庭や学校、地域などにおいて、意見を形成し、日常的に意見を言い合える機会や、権利の主体として尊重され、意見が聴かれ、その意見が尊重される機会を、乳幼児期から学童期・思春期・青年期に至るまで持つことができるよう、こどもや若者が自由に意見を表明しやすい環境整備が必要です。

流山市こども・意識調査では、市に自分の思いを伝えたいかどうかについては、中学生・高校生が「そう思う」「ややそう思う」を合わせると 37.0%、若者が 31.5%となっています。また、中学生・高校生、若者ともに「伝えたい意見はない」が 39.0%と 36.9%で最も高くなっています。市に意見を伝えたいと思わない理由については、「伝えても意見が通らない、改善されないと思う」「市に意見を伝えるという発想がなかった」という声がありました。

さらに、この1年間に参加した地域活動について、「参加したことがない」と回答した割合は、中学生・高校生が 54.7%で、若者が 83.9%となっています。

方向性

こども・若者を対象とした活動の推進や、若者の視点をまちづくりに生かすことにより、若者の社会参画を促します。若者の活動や交流の拠点となる施設や居場所の充実を図ります。

成果指標と目標値

成果指標	現状値 (令和5年度)	目指す方向性 (令和11年度)
この1年間、地域活動に「参加したことがない」と回答したこども・若者の割合	中高生：54.7% 若者：83.9%	↘
流山市に対して、自分の思いを伝えたいと思った割合 (「そう思う」「ややそう思う」を合わせた割合) 再掲	中高生：37.0% 若者：31.5%	↗
地域に、遊んだりスポーツしたり、リラックスしたり 安心して自分が好きなことをする場所があると回答したこどもの割合 再掲	中高生：55.1%	↗



主な取組

①若者の活動・社会参画の機会の充実

こども・若者を対象とした活動の推進や、若者の視点をまちづくりに生かすことにより、若者の社会参画を促します。

重点事業

事業番号	事業名	取組内容		
5 新規 再掲	若者まちづくり事業	こども・若者が地域やまちの課題を自分たちで解決したり、または市役所に提案したりするなど、よりよいまちづくりのために活動するため、高校生から大学生を対象に募集し、こども・若者の居場所づくりや本市の課題を解決するための施策提言などを行う事業の実施を検討します。		
	担当課	成果指標	現状値	目標値(令和11年度)
	子ども家庭課	若者まちづくり事業の参加者数	—	参加者数の増加

個別事業

事業番号	事業名	取組内容	担当課
110	地域子ども活動の支援	青少年健全育成団体による事業を通して、こども同士やこどもと地域の方々の交流が図れるよう、各種団体の活動を支援します。	文化芸術・生涯学習課
111	市民活動団体の育成・推進	子育て支援活動に係る団体をはじめ、市民活動団体の運営・活動の支援に努めます。	コミュニティ課
112	少年スポーツ団体の育成	子どものスポーツを通じた体力の向上と仲間作りのため、指導者、団体の育成を図ります。(少年野球連盟・少年サッカー連盟・スポーツ少年団) また、ジュニアスポーツ団体指導者は毎年入れ替わることから、今後もジュニア期の正しいトレーニング方法の普及に努めていきます。	スポーツ振興課
113	学校保健と地域保健の連携強化	健康教育等の保健事業の充実を図るため、学校保健と地域保健のそれぞれの健康課題の共有化を行い学校保健と地域保健との連携を強化します。	健康増進課



第4章 こども・子育て施策の展開

②若者の居場所の充実

若者の活動や交流の拠点となる施設や居場所の充実を図ります。

重点事業

事業番号	事業名	取組内容		
8 新規 再掲	若者居場所づくり事業	若者支援のために、若者が気軽に立ち寄れ、安心して自由に過ごすことができる居場所を提供するため、NPO 法人等に事業を委託し、民家、大学キャンパス等を活用して、若者の居場所づくりを推進する事業の実施を検討します。		
	担当課	成果指標	現状値	目標値(令和 11 年度)
	子ども家庭課	若者の居場所の利用者数	—	利用者数の増加
9 再掲	児童館・児童センターの運営	児童館・児童センターにおいて、こどもの遊びの場として提供をするだけでなく、こどもたちからの意見を取り入れながら事業を実施し、こどもの居場所の充実を図ります。また、地域の子育て活動の拠点施設となるような保護者・乳幼児の子育てをサポートするための事業も取り組んでいきます。		
	担当課	成果指標	現状値	目標値(令和 11 年度)
	子ども家庭課	児童館・児童センターの利用者数	こども：153,430 人 おとな：65,520 人 (令和5年度)	利用者数の増加

個別事業

事業番号	事業名	取組内容	担当課
12 再掲	学校体育施設の利用	子どもの地域活動の場として、校庭、体育館等、学校施設の開放を進めていきます。	スポーツ振興課
16 新規 再掲	中高生向けの図書館資料の充実	中学生・高校生向けの資料の幅広い収集に努め、ティーンズコーナーのレイアウトを工夫し、中学生・高校生の来館につながるよう努めます。	図書館



施策の方向性（２）生きづらさを抱えた若者の支援

現状と課題

若者とその家庭が抱える困難や課題は、様々な要因が複合的に重なり合って、いじめ、不登校、ひきこもり、孤独・孤立、非行といった様々な形態で表出するものであり、表出している課題に係る若者への支援に加え、保護者への支援を始めとする成育環境や社会的養護への対応も含め、重層的にアプローチをする必要があります。

流山市こども・若者意識調査では、困ったり悩んだりしたときに、相談窓口相談したくないと回答した若者は約5割となっており、その理由として「相談しても解決できないと思う」が最も高い結果となりました。

また、6か月以上にわたりほとんど自宅から外出をしていない、ひきこもり状態にあると考えられる若者がいることを把握し、現在の状況になったきっかけの一つとして不登校が挙げられており、相談がしやすい方法の実施等を通じて、ひきこもり状態にある若者やその家族への早い段階からの支援を進めていくことが必要です。

方向性

悩みを抱えた若者とその家族が相談できる体制の充実を図ります。また、若者が抱える課題に対して各種機関が連携し、継続的な支援を行います。

成果指標と目標値

成果指標	現状値 (令和5年度)	目指す方向性 (令和11年度)
困ったり悩んだりしたとき、相談窓口相談したくないと回答した若者の割合	若者:47.4%	↓



主な取組

①若者に関する相談体制の充実

悩みを抱えた若者とその家族が相談できる体制の充実を図ります。

重点事業

事業番号	事業名	取組内容		
18 再掲	(仮称)流山市こども家庭センターの設置運営	令和 7 年度に設置予定の「(仮称)流山市こども家庭センター」では、児童福祉と母子保健の機能を併せ持ち、すべてのこども、妊産婦、子育て世帯の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく提供します。子育ての不安や虐待、DV に関わる問題に対し、虐待対応専門員をはじめこども家庭支援員、心理士が福祉的・心理的側面からの相談に対応できるようにします。また、ひとり親家庭の悩みを解決し自立が図れるよう、母子・父子自立支援員が相談に応じます。さらに、性的な被害、家庭状況その他の様々な事情により社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性に対し、女性相談支援員が本人の意向を踏まえ、専門的技術に基づいて必要な支援を行います。		
	担当課	成果指標	現状値	目標値(令和 11 年度)
	健康増進課 子ども家庭課	児童虐待 相談対応件数	969 件 (令和5年度)	未然防止等の取組の充実を図り、減少
25 再掲	教育相談	不登校や学校生活の問題等、悩みや心配事の相談に対応するため、スクールカウンセラー等の専門職を配置するとともに、教育相談をはじめとした相談体制の充実に努めます。また、保護者や当該児童生徒とのカウンセリングを通し、困り感の低減や対応策についてのアドバイス等、支援に努めます。電話相談や相談アプリ等の導入、バーチャル空間の活用等を通じて、相談体制の充実に努めます。		
	担当課	成果指標	現状値	目標値(令和 11 年度)
	指導課	教育相談件数	2,294 件 (令和5年度)	現状維持

個別事業

事業番号	事業名	取組内容	担当課
114	思春期相談体制の充実	学童期、思春期における悩みや性の問題に関し、松戸健康福祉センター(保健所)、学校保健等との連携を強化し、相談しやすい体制づくりに努めます。	健康増進課
115	青少年相談	青少年やその保護者が一人で悩むことがないように、青少年専門相談員による相談等の充実を図ります。	文化芸術・生涯学習課

②困難や生きづらさに直面する若者に対する支援

若者が抱える課題に対して各種機関が連携し、継続的な支援を行います。

重点事業

事業番号	事業名	取組内容		
26 新規 再掲	ヤングケアラーの支援強化	ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなぐため、相談支援体制を強化します。		
	担当課	成果指標	現状値	目標値(令和11年度)
	子ども家庭課 指導課 福祉政策課	家族のお世話※を日常的にしていると回答したこどもの割合 ※病気や障害の家族に代わり家事や幼いきょうだいの世話、病気や障害の家族の身の回りの世話等を行うこと	小学生：36.6% 中学生：17.7% (令和5年度)	小学生：30.0% 中学生：15.0%

個別事業

事業番号	事業名	取組内容	担当課
61 新規 再掲	訪問等による継続的なよりそい	窓口、電話、訪問等で、相談員が生きづらさを抱えた本人やその家族等から相談を受け、生きづらさを和らげられるように、寄り添いながら適切な支援へつなげていきます。	福祉政策課
62 新規 再掲	地域社会とのつながり支援	相談員が本人の状態、意向等に合わせた地域の活動や団体へつなげて、生きづらさを抱えた本人が社会とつながれるように支援します。	福祉政策課
63 新規 再掲	地域の関係機関の協働による支援	相談を受けた生きづらさが複雑化・複合化している場合、地域の関係機関で協働し、適切な支援等へ繋げるため、福祉政策課が調整、役割分担等を行います。	福祉政策課



基本目標5

こども・若者の育ちを地域全体で支える環境づくり

背景

- ・核家族化や地域とのつながりの希薄化、女性の社会進出に伴う共働き世帯の増加、就労形態や生活スタイルの変化により子育てをめぐる環境は変化しています。また、流山市では、他市町村からの子育て世帯の転入も多く、（仮称）流山市こども計画策定に関するニーズ調査において、就学前のこどもの保護者や小学生の保護者の約2割が、緊急時もしくは用事の際にこどもをみてもらえる親族・知人が「いずれもない」と回答しており、身近に頼ることができる人がいないことが推察されます。
- ・子育て世帯が、不安や孤立感を抱いたりすることなく、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるように、社会全体で切れ目なく支えていくことが必要です。
- ・児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、通学路における安全対策を行うことや、こどもが有害環境から守られるような環境づくりを進めていくことが重要です。
- ・子育て世帯が住み続けたいと思えるような子育てにやさしい安心・安全なまちづくりとして、公園環境の整備や防犯対策を進める必要があります。
- ・共働き世帯が増加している中、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、子育てと仕事の両立を推進する必要があります。

地域の中で孤立感を抱くことなく、子育て世帯が支えられるような、地域におけるこども・子育て支援活動を推進します。また、こどもや子育て世帯が安心して生活できるようなまちづくりを推進します。

さらに、子育てと仕事の両立を支援できるようなまちづくりを進めます。



施策の方向性（Ⅰ）地域におけるこども・子育て支援活動の推進

現状と課題

在宅で子育てをしている家庭を含めて全てのこどもと家庭を対象として、虐待予防の観点からも、それぞれのニーズに応じた様々な子育て支援を推進する必要があります。

地域子育て支援拠点や児童館・児童センターをはじめとした様々な施設等において、子育て当事者同士の交流を促進し、子育て世帯が孤立感を抱くことなく、安心して子育てができるような環境づくりを行っていく必要があります。

方向性

地域の中で子育て家庭を支えていく子育て関連団体の活動支援を行います。地域における取組を通じて連携を行い、子育て支援ネットワークの強化を行います。

成果指標と目標値

成果指標	現状値 (令和5年度)	目指す方向性 (令和11年度)
こどもたちに関わる活動をしていると回答した市民の割合	12.9%	↗



主な取組

①子育て関連団体への支援

子育て関連団体の活動支援を行います。

個別事業

事業番号	事業名	取組内容	担当課
116 新規	子育て関連団体等への図書貸出支援	子育て関連施設や学校に団体貸出を行い、各施設・学校の読書活動を支援します。	図書館

②地域における子育て支援ネットワークの強化

地域における取組を通じて連携を行い、子育て支援ネットワークの強化を行います。

個別事業

事業番号	事業名	取組内容	担当課
40 再掲 事業計画	地域子育て支援拠点の設置運営	地域子育て支援拠点(地域子育て支援センター)を整備し、また、研修等により職員の資質向上を図り、子育てに関する相談、情報の提供、子育てグループの支援や各種サービスの提供など、子育て世帯へのサポートを充実していきます。	子ども家庭課
43 再掲 事業計画	ファミリー・サポート・センター	仕事と育児の両立のため、育児を必要とする市民が育児を提供できる市民から、子育て支援を受けられるファミリー・サポート・センター事業を推進します。	子ども家庭課
117	子育てグループの支援	地域子育て支援センターや児童館、児童センターなどを活用し、乳幼児グループの活動を支援し、親同士の交流を促進します。また、子育て支援に関心のある方々のネットワークづくりを支援します。	子ども家庭課
118	高齢者ふれあいの家でのこどもと高齢者の世代間交流	昔遊び等の世代間交流を通じ、高齢者の生きがいの創出及び子どもの「高齢者を大切にする気持ち」「人のことを思いやる気持ち」を育むための場を育みます。	高齢者支援課
119	乳幼児期のこどもを持つ方の交流の場の提供	乳幼児期の子どもを持つ方の交流の場を提供します。保育ボランティア、地域ボランティア、助産師等の協力により事業を展開します。 ・子育てサロン ・子育てママのセミナー ・双子や三つ子のための「さくらんぼくらぶ」など	公民館



施策の方向性（２）子育て世帯にやさしい安心・安全なまちづくりの推進

現状と課題

（仮称）流山市こども計画策定に関するニーズ調査では、こどもの遊べる施設等の施設・設備に満足していると回答した保護者は、就学前のこどもの保護者では28.4%、小学生の保護者では22.7%となっており、こどもの遊び場所については未だ十分とは言えない状況となっています。また、ヒアリング調査においても、こどもから公園の遊具やルールについて様々な意見があるため、希望を踏まえたこどもの居場所づくりが必要です。

こどもの生命を守り、犯罪被害や事故からの安全を確保することが全てのこどもが健やかに育つための大前提であるとの認識の下、有害環境対策、防犯・交通安全対策を進める必要があります。

方向性

こどもや子育て世帯の遊び場として、公園等の整備や充実を図ります。こどもたちの安全を守るために、通学路における安全確保の取組を進めるほか、子育て世帯が安心・安全に生活するための環境整備を進めます。また、こども・若者を有害環境から守るための普及啓発活動や取組を実施します。

成果指標と目標値

成果指標	現状値	目指す方向性 (令和11年度)
流山市のこどもの遊べる施設等（公園・児童館・プール等）の施設・設備に満足している保護者の割合 （「満足している」「やや満足している」を合わせた割合）	就学前こども： 28.4% 小学生：22.7% （令和6年度）	↗
市内の駅や道路や施設等が、バリアフリーになっていると思う市民の割合（「そう思う」「どちらかといえばそう思う」）	45.1% （令和5年度）	↗



主な取組

①子育て世帯が利用しやすい公園の整備・充実

こどもや子育て世帯の遊び場として、公園等の整備や充実を図ります。

重点事業

事業番号	事業名	取組内容		
120	公園の整備・充実	子どもが遊びを通して、健やかに成長できるよう、防犯面にも配慮した公園等の遊び場の整備・充実を図ります。公園施設の長寿命化計画に基づき、公園遊具施設の更新をはじめとした公園等の維持管理を計画的に行います。		
	担当課	成果指標	現状値	目標値(令和11年度)
	みどりの課	公園緑地で憩い安らげると感じている市民の割合	80.9% (令和5年度)	割合の増加

個別事業

事業番号	事業名	取組内容	担当課
121 新規	こどもの遊び場の維持管理	公園が少ない地域においても、子どもが遊びを通して、健やかに成長できるよう、安全面、防犯面に配慮した子どもの遊び場の、維持管理を図ります。遊び場内の遊具点検や補修、樹木剪定や伐採等を計画的に行い、施設の維持管理を行います。	子ども家庭課

②通学路の安全確保

こどもたちの安全を守るために、通学路における安全確保の取組を進めます。

個別事業

事業番号	事業名	取組内容	担当課
122	通学区域内の交通安全施設整備	通学路における危険個所の改善や安全施設の新設及び維持管理を行い、交通安全対策を推進します。	道路管理課 学校教育課
123	交通安全教室の普及・啓発	幼稚園・保育所、小学校等において交通安全教室を開催し、交通事故防止に努めます。 また、年4回開催される交通安全運動を中心に、啓発活動を行います。また、新1年生を対象にランドセルカバーを配布いたします。	道路管理課
124	保護者・地域との連携による登下校の見守り	保護者や地域、学校が連携し、登下校の見守りを行うなど、子どもたちの安全を守る活動を推進します。	指導課



③子育て世帯が安心・安全に生活できる環境整備

子育て世帯が安心・安全に生活するための環境整備を進めます。

個別事業

事業番号	事業名	取組内容	担当課
105 再掲	学校等における安全管理の促進	様々な災害、事故、犯罪に対して児童生徒の安全を確保していくために、学校等への啓発活動を実施します。	指導課
125	防犯対策の充実	警察が必要と判断した公道に防犯カメラを設置するなどの防犯対策を講じます。また、市民に防犯情報を発信し、広報啓発に努めます。	コミュニティ課
126	歩道の整備	歩行者の安全性向上のため、現在行っている新設・改良工事において歩道整備等を行います。歩道の整備等においては、交通弱者といわれる方々に配慮した道路整備に努めています。	道路建設課
127	駅施設の整備	初石駅において、橋上駅舎及び自由通路の工事、東口駅前広場の工事、西口駅前広場の工事を行います。	まちづくり推進課
128	住環境の整備	良好な住環境の維持、形成を図るため、地区計画や建築協定など、住民主体によるまちづくりを推進します。	都市計画課 建築住宅課

④有害環境からこども・若者を守る取組

こども・若者を有害環境から守るための普及啓発活動や取組を実施します。

個別事業

事業番号	事業名	取組内容	担当課
129	青少年ふれあい運動	青少年にとって、よりよい社会環境を整備するとともに、地域の大人たちが青少年への理解と健全育成・養育の認識を深め、子ども達に対して主体的な関わりを持つよう推進します。	文化芸術・生涯学習課
130	非行防止活動等ネットワークづくり	青少年が非行に走らない、犯罪や事故に巻き込まれないような社会環境づくりのため、関係団体の支援及び連携を深めることで活動の充実を図ります。	文化芸術・生涯学習課
131	街頭補導活動	非行防止パトロール等の活動を行う団体をサポートするとともに、地域や子どもたちの実態に合わせ、計画的に適切なパトロールを実施します。	文化芸術・生涯学習課



施策の方向性（３）子育てと仕事の両立の推進

現状と課題

共働き世帯が増加し、また、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要であるため、共働き・共育てを推進し、男性の家事や子育てへの参画を促進する必要があります。

固定的性別役割分担意識等を前提とした働き方や暮らし方を見直し、子育て当事者の女性と男性がともに、こどもと過ごす時間をつくることができ、仕事などで自己実現を図りつつ相互に協力しながら子育てをすることができ、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共働き・共育てを推進します。

また、子育て当事者が、共働き・共育てを実現するために必要な情報や支援が得られるよう、講座やイベント等を実施します。

方向性

夫婦が相互に協力して子育てを行う「共育て」を推進するための取組を行います。男性の家事・子育てへの参画を促進するための取組を進めます。また、子育て世帯における多様な働き方を推進するための普及啓発を行います。

成果指標と目標値

成果指標	現状値 (令和 5 年度)	目指す方向性 (令和 11 年度)
男女の役割分担意識として、「男女とも仕事を持ち、家事育児も互いに分担して行うことがよい」と思う市民の割合	84.3%	↗
男性の育児休業の取得率	26.4%	↗



主な取組

①共育での推進

夫婦が相互に協力して子育てを行う「共育で」を推進するための取組を行います。

個別事業

事業番号	事業名	取組内容	担当課
132	男女共同参画社会づくり	性別に関わりなく多様な生き方を理解し尊重する施策の構築に取組むとともに、その周知啓発を行います。	企画政策課
133	就労環境改善への支援	多様な働き方を選択できる労働環境に向けた、事業者への情報周知等に努めます。	商工振興課

②男性の家事・子育てへの参画の促進

男性の家事・子育てへの参画を促進するための取組を進めます。

重点事業

事業番号	事業名	取組内容		
47 再掲	父親の家事・子育てへの参加	啓発講座等を実施し、参加をきっかけとした子育て世代の繋がりづくりに努めます。また、児童館・児童センターや公民館において、父親が家事・子育てへ積極的に参加できるようなイベントやセミナー等を実施します。		
	担当課	成果指標	現状値	目標値(令和11年度)
	企画政策課 子ども家庭課 公民館	講座参加者数(企画政策課)	13人 (令和5年度)	参加者数の増加
		講座参加者数(公民館)	13人 (令和5年度)	参加者数の増加

③多様な働き方の推進

子育て世帯における多様な働き方を推進します。

個別事業

事業番号	事業名	取組内容	担当課
134	就職・再就職への支援	ハローワークとの連携による求人情報の提供、市内事業者と求職者のマッチングや正規雇用を希望する無業者や非正規労働者の支援、キャリアカウンセラーによる個別相談や就職に有用なセミナーを開催し、求職者の支援を図ります。また、再就職のために必要な資格及び技能取得に関する情報提供及び講座を実施します。	企画政策課 商工振興課



基本目標6

こどもの権利を守る仕組みづくり

背景

- ・ こどもの権利保障をより一層実効性のあるものにするためには、こどもの権利保障を総合的に捉え、制度化を推し進める必要があります。また、こどもにやさしいまちづくりの実現に当たっては、こども・若者の視点に立ち、こども・子育て施策の評価・検証を行うことが重要です。
- ・ 流山市においては、こどもの権利保障の観点から各種施策の評価・検証を行う仕組みが無いいため、新たな仕組みを構築し、評価・検証を実施する必要があります。

こどもの権利保障の観点からこども・子育て施策の評価・検証を行う仕組みを構築し、こどもにやさしいまちづくりの実現に向けた評価・検証を行います。

施策の方向性（Ⅰ）こども・子育て施策に関する評価・検証

現状と課題

こどもの権利保障の観点から、こども・子育て施策の評価・検証を行う仕組みが無いため、新たな仕組みを構築し、評価・検証を実施する必要があります。

方向性

本計画の評価・検証に当たり、こどもの権利部会の設置検討を行います。また、各種施策の評価・検証を行う仕組みづくりを行います。



主な取組

①こどもの権利部会の設置

こどもの権利保障の観点から各種施策の評価・検証を行う仕組みづくりを行います。

重点事業

事業番号	事業名	取組内容		
135 新規	(仮称)流山市こどもの権利部会の設置検討	(仮称)流山市こども計画の評価・検証に当たり、こどもの権利に関する施策の実施状況等の調査審議を行う、(仮称)流山市こどもの権利部会の設置を検討します。		
	担当課	成果指標	現状値	目標値(令和 11 年度)
	子ども家庭課	こども権利部会の設置	未設置	設置

個別事業

事業番号	事業名	取組内容	担当課
6 新規再掲	こども・若者意見聴取の仕組みづくり	こども・若者から意見聴取するために、デジタル技術を活用した新たなプラットフォームを組み合わせるなど、幅広いこども・若者からの意見を聴取する仕組みづくりを検討します。	子ども家庭課



第5章 子ども・子育て支援事業計画

Ⅰ 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援事業計画（以下、事業計画という。）は、子ども・子育て支援法第61条に基づき市町村に策定が義務付けられている計画であり、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」について、量の見込み及びそれに対応する提供体制の確保の内容（確保方策）並びに実施時期について、定めることになっています。

本計画では、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保方策に加え、「障害児に対する障害福祉サービス」の量の見込みと確保方策についても、第7期流山市障害福祉計画及び第3期流山市障害児福祉計画と整合させ、記載しています。

「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みの算出に当たっては、現在の利用状況や、流山市こども計画策定に関するニーズ調査（令和6年（2024年）6月実施）の結果を基に、国が示した考え方に沿って、本市の地域特性を勘案して算出しています。

教育・保育	地域子ども・子育て支援事業
①幼稚園	①放課後児童健全育成事業（学童クラブ）
②保育所	②延長保育事業
③認定こども園	③子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）
④小規模保育事業所	④地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）
	⑤一時預かり事業
	⑥病児保育事業（病児・病後児保育事業）
	⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
	⑧乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）
	⑨養育支援訪問事業
	⑩妊婦健康診査
	⑪利用者支援事業
	⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
	⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
	⑭子育て世帯訪問支援事業 新規
	⑮児童育成支援拠点事業 新規
	⑯親子関係形成支援事業 新規
	⑰妊婦等包括相談支援事業 新規
	⑱乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 新規
	⑲産後ケア事業 新規



2 区域設定

第2期計画と同様に、「教育・保育」及び「放課後児童健全育成事業（学童クラブ）」は、北部地域・中部地域・南部地域・東部地域の4区域で設定し、それ以外の事業については、市全域の1区域で設定します。

北部地域	中部地域	南部地域	東部地域
大字深井新田 大字平方村新田 大字西深井 大字東深井 大字平方 大字平方原新田 美原1～4丁目 大字中野久木 大字北 大字小屋 大字上新宿新田 大字南 江戸川台東1～4丁目 江戸川台西1～4丁目 こうのす台 富士見台 富士見台1～2丁目	大字上新宿 大字桐ヶ谷 大字谷 大字上貝塚 大字下花輪 大字大畔 若葉台 市野谷 駒木 駒木台 青田 美田 東初石1～4丁目 西初石1～4丁目 おおたかの森北1～3丁目 おおたかの森南1～3丁目 おおたかの森東1～4丁目 おおたかの森西1～4丁目	大字流山 流山1～9丁目 大字加 加1～6丁目 大字三輪野山 三輪野山1～5丁目 大字西平井 西平井1～3丁目 大字鰭ヶ崎 鰭ヶ崎2丁目 鰭ヶ崎 木1～3丁目 平和台1～5丁目 南流山1～10丁目 思井1丁目	宮園1～3丁目 思井 中 芝崎 古間木 前平井 後平井 野々下1～6丁目 長崎1～2丁目 前ヶ崎 向小金新田 向小金1～4丁目 名都借 松ヶ丘1～6丁目 西松ヶ丘



3 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 教育・保育の量の見込みと確保方策

利用者の認定区分ごとに、量の見込みを算出し、それに対応する確保方策（保育の受け皿）を設定します。

※利用者の認定区分

認定区分	1号認定こども	2号認定こども	3号認定こども
対象年齢	3～5歳		0～2歳
保育の必要性	保育の必要性なし	保育の必要性あり	
主に利用する施設	確認を受けない幼稚園 特定教育・保育施設 （認定こども園、新制度移行幼稚園）	特定教育・保育施設 （保育所、認定こども園） 幼稚園（預かり保育利用）	特定教育・保育施設 （保育所、認定こども園） 特定地域型保育事業 （小規模保育事業所）

※施設種別

	施設種別	内容
幼稚園	確認を受けない幼稚園	子ども・子育て支援法における確認を受けず、私学助成の支給を受ける幼稚園
特定教育・保育施設	新制度移行幼稚園	子ども・子育て支援法における確認を受け、施設型給付の支給を受ける幼稚園
	保育所	0歳から5歳のこどもを対象に保育を行う事業（定員20名以上）
	認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設
特定地域型保育事業	小規模保育事業所	0歳から2歳の少人数を対象に多様なスペースで保育を行う事業（定員6～19名）

(2) 保育所等の現状と今後の方向性

＊調整中



(3) 量の見込みと確保方策

①市全域

年度	認定区分		① 量の見込み	②確保方策				②-①
				特定教育・ 保育施設	確認を受け ない幼稚園	特定地域型 保育事業	計	
令和7年度	1号認定(3～5歳)		1,857	327	2,620		2,947	245
	2号認定(3～5歳)	学校教育の利用希望が強い	845					
		上記以外	4,759	4,984			4,984	225
	3号認定	0歳	408	648		58	706	298
		1歳	1,465	1,324		156	1,480	15
		2歳	1,632	1,461		160	1,621	△ 11
令和8年度	1号認定(3～5歳)		1,866	327	2,620		2,947	212
	2号認定(3～5歳)	学校教育の利用希望が強い	869					
		上記以外	4,906	5,089			5,089	183
	3号認定	0歳	421	648		58	706	285
		1歳	1,510	1,344		156	1,500	△ 10
		2歳	1,682	1,496		160	1,656	△ 26
令和9年度	1号認定(3～5歳)		1,898	327	2,620		2,947	152
	2号認定(3～5歳)	学校教育の利用希望が強い	897					
		上記以外	5,057	5,227			5,227	170
	3号認定	0歳	434	648		58	706	272
		1歳	1,556	1,372		156	1,528	△ 28
		2歳	1,734	1,540		160	1,700	△ 34
令和10年度	1号認定(3～5歳)		1,773	327	2,620		2,947	385
	2号認定(3～5歳)	学校教育の利用希望が強い	789					
		上記以外	5,213	5,227			5,227	14
	3号認定	0歳	447	648		58	706	259
		1歳	1,604	1,372		156	1,528	△ 76
		2歳	1,787	1,540		160	1,700	△ 87
令和11年度	1号認定(3～5歳)		1,640	327	2,620		2,947	624
	2号認定(3～5歳)	学校教育の利用希望が強い	683					
		上記以外	5,373	5,227			5,227	△ 146
	3号認定	0歳	461	648		58	706	245
		1歳	1,654	1,372		156	1,528	△ 126
		2歳	1,842	1,540		160	1,700	△ 142



②北部地域

年度	認定区分		① 量の見込み	②確保方策			計	②－①
				特定教育・ 保育施設	確認を受け ない幼稚園	特定地域型 保育事業		
令和7年度	1号認定（3～5歳）		372	0	700		700	246
	2号認定（3～5歳）	学校教育の利用希望が強い	82					
		上記以外	258	288			288	30
	3号認定	0歳	18	30		0	30	12
		1歳	73	65		0	65	△ 8
		2歳	89	83		0	83	△ 6
令和8年度	1号認定（3～5歳）		353	0	700		700	264
	2号認定（3～5歳）	学校教育の利用希望が強い	83					
		上記以外	266	333			333	67
	3号認定	0歳	18	30		0	30	12
		1歳	75	75		0	75	△ 0
		2歳	91	98		0	98	7
令和9年度	1号認定（3～5歳）		346	0	700		700	272
	2号認定（3～5歳）	学校教育の利用希望が強い	82					
		上記以外	274	333			333	59
	3号認定	0歳	19	30		0	30	11
		1歳	78	75		0	75	△ 3
		2歳	94	98		0	98	4
令和10年度	1号認定（3～5歳）		332	0	700		700	287
	2号認定（3～5歳）	学校教育の利用希望が強い	81					
		上記以外	282	333			333	51
	3号認定	0歳	19	30		0	30	11
		1歳	80	75		0	75	△ 5
		2歳	97	98		0	98	1
令和11年度	1号認定（3～5歳）		317	0	700		700	303
	2号認定（3～5歳）	学校教育の利用希望が強い	80					
		上記以外	291	333			333	42
	3号認定	0歳	20	30		0	30	10
		1歳	83	75		0	75	△ 8
		2歳	100	98		0	98	△ 2



③中部地域

年度	認定区分		① 量の見込み	②確保方策			②-①
				特定教育・ 保育施設	確認を受け ない幼稚園	特定地域型 保育事業	
令和7年度	1号認定（3～5歳）		588	225	0		△ 551
	2号認定（3～5歳）	学校教育の利用希望が強い	188				
		上記以外	2,380	2,419		2,419	39
	3号認定	0歳	221	330		38	147
		1歳	741	654		100	13
		2歳	839	709		104	△ 26
令和8年度	1号認定（3～5歳）		572	225	0		△ 516
	2号認定（3～5歳）	学校教育の利用希望が強い	169				
		上記以外	2,453	2,479		2,479	26
	3号認定	0歳	227	330		38	141
		1歳	764	664		100	0
		2歳	865	729		104	△ 32
令和9年度	1号認定（3～5歳）		569	225	0		△ 509
	2号認定（3～5歳）	学校教育の利用希望が強い	165				
		上記以外	2,529	2,539		2,539	10
	3号認定	0歳	234	330		38	134
		1歳	788	674		100	△ 14
		2歳	892	749		104	△ 39
令和10年度	1号認定（3～5歳）		512	225	0		△ 398
	2号認定（3～5歳）	学校教育の利用希望が強い	111				
		上記以外	2,607	2,539		2,539	△ 68
	3号認定	0歳	242	330		38	126
		1歳	812	674		100	△ 38
		2歳	919	749		104	△ 66
令和11年度	1号認定（3～5歳）		454	225	0		△ 286
	2号認定（3～5歳）	学校教育の利用希望が強い	57				
		上記以外	2,687	2,539		2,539	△ 148
	3号認定	0歳	249	330		38	119
		1歳	837	674		100	△ 63
		2歳	947	749		104	△ 94



④南部地域

年度	認定区分		① 量の見込み	②確保方策			②-①
				特定教育・ 保育施設	確認を受け ない幼稚園	特定地域型 保育事業	
令和7年度	1号認定（3～5歳）		618	42	1,040		143
	2号認定（3～5歳）	学校教育の利用希望が強い	321				
		上記以外	1,464	1,543		1,543	79
	3号認定	0歳	116	210		14	108
		1歳	453	422		40	9
		2歳	482	458		40	16
令和8年度	1号認定（3～5歳）		612	42	1,040		157
	2号認定（3～5歳）	学校教育の利用希望が強い	313				
		上記以外	1,509	1,543		1,543	34
	3号認定	0歳	120	210		14	104
		1歳	466	422		40	△ 4
		2歳	497	458		40	1
令和9年度	1号認定（3～5歳）		602	42	1,040		182
	2号認定（3～5歳）	学校教育の利用希望が強い	298				
		上記以外	1,555	1,582		1,582	27
	3号認定	0歳	124	210		14	100
		1歳	481	431		40	△ 10
		2歳	513	470		40	△ 3
令和10年度	1号認定（3～5歳）		564	42	1,040		254
	2号認定（3～5歳）	学校教育の利用希望が強い	264				
		上記以外	1,603	1,582		1,582	△ 21
	3号認定	0歳	128	210		14	96
		1歳	496	431		40	△ 25
		2歳	528	470		40	△ 18
令和11年度	1号認定（3～5歳）		526	42	1,040		328
	2号認定（3～5歳）	学校教育の利用希望が強い	228				
		上記以外	1,653	1,582		1,582	△ 71
	3号認定	0歳	132	210		14	92
		1歳	511	431		40	△ 40
		2歳	545	470		40	△ 35



⑤東部地域

年度	認定区分		① 量の見込み	②確保方策			計	②－①
				特定教育・ 保育施設	確認を受け ない幼稚園	特定地域型 保育事業		
令和7年度	1号認定（3～5歳）		279	60	880		940	407
	2号認定（3～5歳）	学校教育の利用希望が強い	254					
		上記以外	658	734			734	76
	3号認定	0歳	54	78		6	84	30
		1歳	198	183		16	199	1
		2歳	222	211		16	227	5
令和8年度	1号認定（3～5歳）		329	60	880		940	307
	2号認定（3～5歳）	学校教育の利用希望が強い	304					
		上記以外	678	734			734	56
	3号認定	0歳	55	78		6	84	29
		1歳	204	183		16	199	△ 5
		2歳	228	211		16	227	△ 1
令和9年度	1号認定（3～5歳）		381	60	880		940	207
	2号認定（3～5歳）	学校教育の利用希望が強い	352					
		上記以外	699	773			773	74
	3号認定	0歳	57	78		6	84	27
		1歳	210	192		16	208	△ 2
		2歳	235	223		16	239	4
令和10年度	1号認定（3～5歳）		365	60	880		940	242
	2号認定（3～5歳）	学校教育の利用希望が強い	333					
		上記以外	720	773			773	53
	3号認定	0歳	59	78		6	84	25
		1歳	217	192		16	208	△ 9
		2歳	243	223		16	239	△ 4
令和11年度	1号認定（3～5歳）		343	60	880		940	279
	2号認定（3～5歳）	学校教育の利用希望が強い	318					
		上記以外	742	773			773	31
	3号認定	0歳	61	78		6	84	23
		1歳	223	192		16	208	△ 15
		2歳	250	223		16	239	△ 11



4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法に位置付けられている地域子ども・子育て支援事業（19事業）について、ニーズ調査の結果や事業の実績等を基に量の見込みを算出し、それに対応した確保方策を設定します。

（1）放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

1 事業の概要	児童及び学童保育需要の増加に対応して学童クラブ施設を整備することにより、適切な育成支援の環境を整えます。
2 区域設定	4 地域（北部地域・中部地域・南部地域・東部地域）
3 現状	・学童クラブでは、平日は授業終了後から午後6時まで、土曜日及び長期休暇中は午前8時から午後6時まで児童を預かる。（延長保育あり。） ・本市では指定管理者制度による公設民営型（市が施設を設置し、指定管理者が運営をする形態）の学童クラブを全小学校区に設置している。 ・学童クラブの入所者数は、児童数の増加と入所率の増加に伴い、近年、増加の傾向にある。
4 今後の方向性	量の見込み ・本市で算出している児童推計をもとに、地域ごとの入所率の実績を踏まえて、今後の学童クラブの入所児童数を算出する。 ・各地域の今後5年間の量の見込みは以下のとおりである。 【北部地域】（江戸川台・東深井・新川・西深井） 期間を通して入所児童数は概ね横ばいである。 【中部地域】（西初石・八木北・小山・おおたかの森・おおぐろの森・市野谷）期間を通して入所児童数は増加する見込みである。 【南部地域】（流山・流山北・緒ヶ崎・南流山・南流山第二） 期間を通して入所児童数はやや増加する見込みである。 【東部地域】（長崎・八木南・向小金・東） 期間を通して入所児童数は増加する見込みである。 ・全区域において入所率は現在の入所率から段階的に上昇することが想定され、市全体として期間を通して入所児童数は増加する見込みである。 確保方策 ・令和7年度から令和8年度にかけて中部地域のおおぐろの森小学校の校舎内に10単位を整備する。 ・令和7年度に南部地域の南流山第二小学校の校舎内に2単位を整備する。 ・その他の学童クラブにおいても入所児童の増加に対応できるよう、必要に応じて学校教室等の活用を行う。受入れに際しては、利用児童が安全なスペースが確保できるよう、入所人数を決定する。
5 事業担当課	教育総務課



・量の見込みと確保方策

区域	項目		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
市全域	①量の見込み	1 年生	1,333	1,435	1,387	1,422	1,396
		2 年生	1,157	1,271	1,372	1,329	1,359
		3 年生	899	955	1,050	1,136	1,102
		4 年生	540	533	574	638	701
		5 年生	229	247	250	253	273
		6 年生	68	83	93	96	98
		計	4,226	4,524	4,726	4,874	4,929
	②確保方策	4,325	4,575	4,924	4,994	5,059	
	②－①	99	51	198	120	130	
北部	①量の見込み	1 年生	135	130	122	143	122
		2 年生	118	126	123	115	134
		3 年生	81	97	104	100	95
		4 年生	66	46	56	59	58
		5 年生	30	32	27	29	30
		6 年生	12	11	11	9	9
		計	442	442	443	455	448
	②確保方策	442	450	454	468	471	
	②－①	0	8	11	13	23	
中部	①量の見込み	1 年生	614	667	634	643	617
		2 年生	514	592	645	616	623
		3 年生	418	430	496	544	521
		4 年生	253	258	272	320	362
		5 年生	92	112	114	118	135
		6 年生	25	36	49	51	54
		計	1,916	2,095	2,210	2,292	2,312
	②確保方策	2,006	2,096	2,379	2,387	2,372	
	②－①	90	1	169	95	60	
南部	①量の見込み	1 年生	400	426	409	401	389
		2 年生	363	378	403	388	381
		3 年生	287	296	308	328	315
		4 年生	161	164	170	177	187
		5 年生	72	70	74	73	73
		6 年生	21	24	22	24	24
		計	1,304	1,358	1,386	1,391	1,369
	②確保方策	1,313	1,400	1,404	1,400	1,411	
	②－①	9	42	18	9	42	
東部	①量の見込み	1 年生	184	212	222	235	268
		2 年生	162	175	201	210	221
		3 年生	113	132	142	164	171
		4 年生	60	65	76	82	94
		5 年生	35	33	35	33	35
		6 年生	10	12	11	12	11
		計	564	629	687	736	800
	②確保方策	564	629	687	739	805	
	②－①	0	0	0	3	5	



(2) 延長保育事業

1 事業の概要	保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で保育を行います。
2 区域設定	市全域（1区域）
3 今後の方向性	<u>量の見込み</u> 利用実績数を基に、教育・保育の申込者数の増加率を加味し、量の見込みを算出。 <u>確保方策</u> 全ての利用希望者が利用できるよう量の見込みと同数とします。
4 事業担当課	保育課

單位：人日

量の見込みと確保方策	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（利用者数）	5,659	5,833	6,013	6,198	6,389
確保方策	5,659	5,833	6,013	6,198	6,389

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

1 事業の概要	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となったこどもについて、児童養護施設等に日帰りおよび泊りがけで入所させ、必要な保護を行います。
2 区域設定	市全域（1区域）
3 今後の方向性	<u>量の見込み</u> 利用実績数を基に、増加率や伸び率を加味して算出。 <u>確保方策</u> 利用定員（児童養護施設及び里親）に事業開設日数を乗じて算出。
4 事業担当課	子ども家庭課

單位：人日

量の見込みと確保方策		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
（利用者数） 量の 見込み	ショートステイ （宿泊）	429	475	505	500	495
	ショートステイ （日帰り）	131	133	136	134	133
	トワイライト ステイ	76	82	88	87	86
	合計	635	690	729	722	715
確保方策		2,093	2,093	2,093	2,093	2,093



(4) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

1 事業の概要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を設置し、子育てについての相談、助言その他の援助を行います。
2 区域設定	市全域（1区域）
3 今後の方向性	量の見込み 利用者数はニーズ調査により算出。 確保方策 全ての利用希望者が利用できるよう量の見込みと同数とします。
4 事業担当課	子ども家庭課

単位：人日

量の見込みと確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（利用者数）	14,186	14,942	15,333	15,178	15,025
確保方策	14,186	14,942	15,333	15,178	15,025
施設数	13	15	16	16	16

(5) 一時預かり事業

1 事業の概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行います。
2 区域設定	市全域（1区域）
3 今後の方向性	○一時預かり事業（幼稚園在園児対象型） 量の見込み 利用者数はニーズ調査により算出。 確保方策 全ての利用希望者が利用できるよう量の見込みと同数とします。 ○一時預かり事業（幼稚園在園児対象型以外） 量の見込み 利用実績数を基に、増加率を加味して算出。 確保方策 全ての利用希望者が利用できるよう量の見込みと同数とします。
4 事業担当課	子ども家庭課・保育課

○一時預かり事業（幼稚園在園児対象型）

単位：人日

量の見込みと確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み （1号認定による利用）	23,351	24,043	24,364	24,116	23,877
確保方策	23,351	24,043	24,364	24,116	23,877



○一時預かり事業（幼稚園在園児対象型以外）

単位：人日

量の見込みと確保方策		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み (利用者数)	保育所の一時的預かり	8,812	9,694	10,663	10,556	10,451
	ファミリー・サポート・センター(未就学)	4,864	5,302	5,779	5,721	5,664
	児童センター	2,490	2,739	3,013	2,983	2,953
	計	16,167	17,735	19,455	19,261	19,068
確保 方策	保育所の一時的預かり	8,812	9,694	10,663	10,556	10,451
	ファミリー・サポート・センター(未就学)	4,864	5,302	5,779	5,721	5,664
	児童センター	2,490	2,739	3,013	2,983	2,953
	計	16,167	17,735	19,455	19,261	19,068

(6) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

1 事業の概要	病児について保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を行います。
2 区域設定	市全域（1区域）
3 今後の方向性	量の見込み 利用実績数を基に、教育・保育の申込者数の増加率を乗じて算出。
	確保方策 利用定員に事業開設日数を乗じて算出。
4 事業担当課	保育課

単位：人日

量の見込みと確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（利用者数）	738	761	784	808	833
確保方策	2,673	2,673	2,673	2,673	2,673



(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

1 事業の概要	子育て中の保護者を会員として、こどもの預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。
2 区域設定	市全域（1区域）
3 今後の方向性	量の見込み 利用実績数を基に、増加率を加味して算出。 確保方策 全ての利用希望者が利用できるよう量の見込みと同数とします。
4 事業担当課	子ども家庭課

単位：人日

量の見込みと確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（利用者数）	3,976	4,266	4,531	4,813	5,112
確保方策	3,976	4,266	4,531	4,813	5,112

(8) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

1 事業の概要	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。
2 区域設定	市全域（1区域）
3 今後の方向性	量の見込み 乳児家庭に対し、全数訪問を目指すものであるため、0歳児の推計児童数とします。 確保方策 乳児家庭に対し、全数訪問を目指すものであるため、量の見込みと同数をとします。
4 事業担当課	健康増進課

単位：人

量の見込みと確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（訪問人数）	1,938	1,956	1,953	1,933	1,913
確保方策	1,938	1,956	1,953	1,933	1,913



(9) 養育支援訪問事業

1 事業の概要	子育てに不安を抱えているなどの様々な理由でこどもの養育に支援を必要としている家庭に対して、保健師などを派遣し、育児や家事の指導・助言を行います。
2 区域設定	市全域（1区域）
3 今後の方向性	量の見込み 利用実績数を基に、量の見込みを算出。 確保方策 対象家庭への訪問率100%を目指すため、量の見込みと同数とします。
4 事業担当課	健康増進課

単位：人日

量の見込みと確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（訪問人数）	13	13	13	13	13
確保方策	13	13	13	13	13

(10) 妊婦健康診査

1 事業の概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査を実施します。
2 区域設定	市全域（1区域）
3 今後の方向性	量の見込み 利用実績数を基に、量の見込みを算出。 確保方策 受診率100%を目指すため、量の見込みと同数とします。
4 事業担当課	健康増進課

単位：回

量の見込みと確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（健診回数）	25,192	25,426	25,388	25,129	24,870
確保方策	25,192	25,426	25,388	25,129	24,870



(11) 利用者支援事業

1 事業の概要	○基本型 こども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施します。 ・おおたかの森児童センター ・南流山児童センター ・地域子育て支援拠点 てるてる ○特定型 障害者手帳や通所受給者証などをもつ要配慮児童が保育施設へ円滑に入所できるよう、入所前の事前面談や入所後のフォローなどを行います。 ・要配慮児童保育コンシェルジュ ○こども家庭センター型 母子保健と児童福祉が連携・協働して、すべての妊産婦及びこどもとその家庭等を対象として、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援や虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目ない対応など市町村としての相談支援体制を構築します。 ○地域子育て相談機関 こども及びその保護者等が、気軽に集い、相互に交流を図る場を提供します。 ・地域子育て支援センター
	2 区域設定
	3 今後の方向性
	4 事業担当課

単位：か所

量の見込みと確保方策		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (実施施設)	基本型	3	4	4	4	4
	特定型	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
	地域子育て相談機関	12	13	14	14	14
	計	17	19	20	20	20
確保方策	基本型	3	4	4	4	4
	特定型	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
	地域子育て相談機関	12	13	14	14	14
	計	17	19	20	20	20



(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

1 事業の概要	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する。教育・保育の無償化に伴い私立幼稚園に通う児童のうち、一定所得未満相当世帯及び第3子以降の児童の給食（副食費相当分）に要する費用等を助成します。
2 区域設定	市全域（1区域）
3 今後の方向性	量の見込み 利用実績数を基に、量の見込みを算出。 確保方策 量の見込みと同数とします。
4 事業担当課	保育課

単位：人

量の見込みと確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（利用者数）	1,150	1,115	1,082	1,049	1,018
確保方策	1,150	1,115	1,082	1,049	1,018

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

1 事業の概要	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進します。
2 区域設定	市全域（1区域）
3 事業担当課	保育課
量の見込みと確保方策	令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 多様な事業者の能力を活用するため、新規参入施設等への支援を行います。

(14) 子育て世帯訪問支援事業 新規

1 事業の概要	出産前後に家族等から支援が受けられず、育児不安のある方へ、家事等の援助その他育児に関する支援を行います。
2 区域設定	市全域（1区域）
3 今後の方向性	量の見込み 利用実績数を基に、量の見込みを算出。 確保方策 量の見込みと同数とします。
4 事業担当課	子ども家庭課

単位：人日

量の見込みと確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（利用者数）	287	287	287	287	287
確保方策	287	287	287	287	287



(15) 児童育成支援拠点事業 新規

1 事業の概要	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行います。また、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援体制の必要性について、他の自治体の先進事例等を参考に研究します。				
2 区域設定	市全域（1区域）				
3 事業担当課	子ども家庭課				
量の見込みと確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	他の自治体の先進事例等を参考に研究します。				

(16) 親子関係形成支援事業 新規

1 事業の概要	子育てに悩みや不安を抱えている保護者等に対し、講義やグループワーク等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施します。また、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行います。				
2 区域設定	市全域（1区域）				
3 今後の方向性	量の見込み 利用実績数を基に、量の見込みを算出。 確保方策 量の見込みと同数とします。				
4 事業担当課	子ども家庭課				

単位：人日

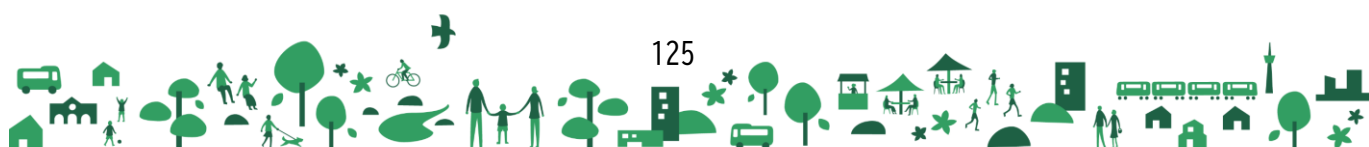
量の見込みと確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（利用者数）	32	32	32	32	32
確保方策	32	32	32	32	32

(17) 妊婦等包括相談支援事業 新規

1 事業の概要	妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ必要な支援につなぐ伴走型相談支援と、妊婦や子育て世帯への経済的支援（妊娠届出時・出生届出時に支給）を一体として実施します。				
2 区域設定	市全域（1区域）				
3 今後の方向性	量の見込み 妊娠届出時と1人当たりの面談回数2.2回から算出。 確保方策 面談率100%を目指すため、量の見込みと同数とします。				
4 事業担当課	健康増進課・子ども家庭課				

単位：回

量の見込みと確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（面談回数）	4,343	4,382	4,376	4,332	4,288
確保方策	4,343	4,382	4,376	4,332	4,288



(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 新規

1 事業の概要	すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するためのこども誰でも通園制度について、他の自治体の先進事例等を参考に、令和8年度の本格実施に向けて、導入を検討します。
2 区域設定	市全域（1区域）
3 今後の方向性	量の見込み 就学前児童数を基に、量の見込みを算出。 確保方策 量の見込みと同数とします。
4 事業担当課	保育課

単位：人

量の見込みと確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（利用者数）	—	51	50	165	162
確保方策	—	51	50	165	162

(19) 産後ケア事業 新規

1 事業の概要	出産後に家族等からサポートを受けられず、心身の不調や育児不安がある母親と乳幼児を対象に、安心して子育てができるよう、心身のケアや育児支援を行います。
2 区域設定	市全域（1区域）
3 今後の方向性	量の見込み 利用実績数を基に、量の見込みを算出。 確保方策 量の見込みと同数とします。
4 事業担当課	健康増進課

単位：人日

量の見込みと確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（利用者数）	378	381	381	377	373
確保方策	378	381	381	377	373



5 障害児に対する障害福祉サービスの量の見込みと確保方策

障害児支援を行うに当たっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要です。このため、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実とライフステージに沿って、地域の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する地域支援体制の構築を図ります。

さらに、障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全てのこどもが共に成長できるというインクルージョンの考え方にに基づき、地域社会への参加を推進します。

また、人工呼吸器を装着しているなど日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（医療的ケア児）を取り巻く支援の実態把握を行うとともに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにするなど、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築を目指します。

量の見込み及び確保方策は、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画と整合させ、計画期間は令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）の3年間とします。

（1）障害児通所支援等

①児童発達支援

1 事業の概要	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
2 事業担当課	障害者支援課

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
量の見込み	児童発達支援	利用日数 【日/月】	6,298	6,998	7,698
		利用者数 【人/月】	624 (12)	693 (13)	762 (14)
		市内事業所数	38	39	40
	居宅訪問型 児童発達支援	利用日数 【日/月】	3	3	3
		利用者数 【人/月】	1	1	1
確保方策		・ 障害児等の著しい増加に伴い、サービス利用者やサービス提供事業者も増加しています。市や民間事業者が運営する児童発達支援センターが中心となり、市内事業者と連携を取りながら、必要なサービス支給量の確保に努めます。 ・ 様々な特性に対応するため、児童通所連絡協議会や流山市地域自立支援協議会こども部会を中心に行う研修等により支援の質の向上を図ります。 ・ 医療的ケア児等コーディネーターを配置することにより、医療的ケア児とその家族のニーズを把握しながら、必要なサービス支給量の確保に努めます。 ・ 児童発達支援センター等と連携し、重症心身障害児及び医療的ケア児など、			



	児童発達支援等の障害児通所支援を受けるための外出が困難な障害児を把握し、必要なサービスを提供できるよう努めます。 ・支援内容に特色のある事業所、特に0～2歳までの早期療育が受けられる事業所ができるよう、市内外の事業所に働きかけをいたします。
--	---

②放課後等デイサービス

1 事業の概要	授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。
2 事業担当課	障害者支援課

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
量の見込み	利用日数【日/月】	7,144	7,860	8,576
	利用者数【人/月】	571 (18)	628 (19)	685 (21)
	市内事業所数	38	40	42
確保方策	・放課後等デイサービス利用者は、子育て世代の人口増加に伴い、継続して著しく増加しています。今後も増加が見込まれることから、既存の事業者とサービス提供体制について協議しながら、併せて新たな事業者を呼び込むなど、必要なサービス支給量の確保に努めます。 ・児童発達支援センターや医療的ケア児コーディネーターと連携し、重症心身障害児及び医療的ケア児に対しても、サービスが受けられるよう放課後等デイサービス事業者と協議し、体制の確保を図ります。 ・様々な特性に対応するため、児童通所連絡協議会や流山市地域自立支援協議会こども部会を中心に行う研修等により支援の質の向上を図ります。			

③保育所等訪問支援

1 事業の概要	保育所等の利用中、利用予定の障害児に対して訪問により保育所等における集団生活適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。
2 事業担当課	障害者支援課

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
量の見込み	利用日数【日/月】	143	166	189
	利用者数【人/月】	71	83	94
	市内事業所数	12	13	14
確保方策	・子育て世代の人口増加に伴い、当該事業の利用者数も増加傾向にあります。教育委員会等の関係機関と協議し、それぞれが所管する施設に対して、当該事業の趣旨を理解してもらい、必要なサービスが提供できる体制を確保していきます。			



④障害児相談支援

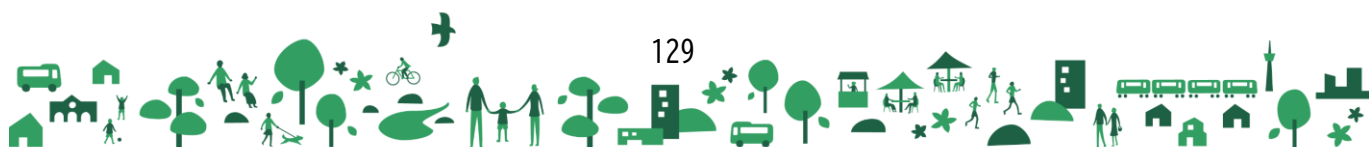
1 事業の概要	障害児通所支援の利用に際し、相談支援専門員が総合的な援助方針等を踏まえ、適切なサービスが受けられるよう、障害児支援利用計画の作成や見直し等を行います。
2 事業担当課	障害者支援課

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
量の見込み	利用者数【人/月】	256	303	370
	市内事業所数	15	16	17
確保方策	・ 障害児やその家族の状況を把握し、必要な情報提供やサービス提供事業者との連絡調整を行うなど、利用者にとって非常に有用な事業であることから、報酬費用の上乗せに関する補助制度の創設を含め、障害児相談支援事業者の安定した運営の確保や人員確保について取り組み、市内の障害児通所支援等事業者に対して、障害児相談支援事業の指定を受けるよう促し、相談支援体制の確保に努めます。 ・ 児童発達支援センターつばさにおける相談支援専門員の増員を図り、障害児が適切なサービスを利用できるよう障害児支援利用計画の作成を促進します。 ・ 多様な相談に対応できるよう、流山市地域自立支援協議会相談支援部会及びこども部会や計画事業所連絡会を中心に研修等を行うことで相談支援専門員の質の向上を図り、地域の相談支援体制の強化を図ります。			

(2) 流山市重度障害児等通所事業所特別支援事業補助

1 事業の概要	医療的ケアを常時必要とする在宅の障害児等の通所先を確保するため、児童発達支援、放課後等デイサービスまたは日中一時支援事業を実施する事業所が、看護師等による医療的ケアを実施した際に、看護師等に係る人件費の一部の補助を行います。
2 事業担当課	障害者支援課

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
量の見込み	事業所数【箇所】	1	2	2
確保方策	医療的ケアが必要な障害児の通所先として、必要な支援体制が確保できるよう、サービス提供事業者と連携していきます。			



(3) 障害児の子ども・子育て支援等の利用と提供体制

1 事業の概要	保育所等の子ども・子育て支援等の利用を希望する障害児が、希望に沿った利用ができるよう保育所や幼稚園、認定こども園、放課後等児童健全育成事業（学童クラブ）等における障害児の受入れの体制整備を図ります。
2 事業担当課	障害者支援課

	種別	令和8年度末における見込数 ※（ ）は医療的ケア児の人数
量の見込み	保育所等における障害児の受入れ人数	457人（5人）
	幼稚園（認定こども園を含む）における障害児の受入れ人数	84人（0人）
	放課後等児童健全育成事業（学童クラブ）における障害児の受入れ人数	75人（1人）
確保方策	・障害のある児童が保育所等で安心して過ごせるよう、補助等の支援を検討していきます。 ・学童クラブについて、障害のある児童や医療的ケア児を受入れる際に、加配職員の数に応じた補助金を交付することで、障害児の受入体制の整備に努めます。 ・障害のある児童が保育所等での集団生活に適応できるよう、保育所等訪問支援サービスの導入を進めます。また、自立支援協議会こども部会において、円滑なサービス提供に向けて協議し、保育所等訪問支援事業所、保育所等、教育委員会や学童クラブ等の関係機関の連携強化を図ります。	



第6章 計画の推進

Ⅰ 計画の推進体制

福祉、保健、医療、教育、商工労働、まちづくりなど広範囲にわたり、それぞれが連携を図りながら、本計画の基本理念及び基本的考え方に沿った施策を展開することが必要です。

本計画の着実な実行を促し、その目標を達成するため、庁内の連携を図るものとします。また、地域やNPO、企業と連携を図りながら施策を推進していきます。

2 こども・若者への意見聴取及び反映

本計画の推進に当たっては、「流山市こども会議」をはじめ、幅広く、多様な背景を持つこども・若者から意見を聴き、その意見が施策に反映されるよう努めます。また、各事業の実施に当たり、可能な限りこども・若者が参加する機会を設け、市政運営へのこども・若者の参加促進を図ります。

3 計画の点検及び評価

本計画の推進を図るため、PDCAサイクルにより進行管理を行うこととし、計画の進捗状況を定期的に「流山市子ども・子育て会議」に報告し、チェックを受けるものとします。また、こどもの権利部会を設置し、こどもの権利保障の観点から計画の評価・検証を行います。さらに、社会経済情勢の変化に対応して、計画期間中であっても必要な見直しを行うものとします。

本計画の進行状況は、毎年、市ホームページ等で市民にわかりやすく公表します。